

- 一 貸手の資本に認むる價値の多少
 - 二 放資の安危
 - 三 貸手の競争の有無強弱
- 是れ也。

先づ資本の需要の高を決定する三原因より説明せむ。(一)凡そ借手が資本に對して需要を起すは、之に對して價値を認むればなり。價値を認めざれば需要起らず、認むる價値少ければ需要亦少く、認むる價値多ければ需要亦多し。されば借手の資本に認むる價値の多少こそ、先づ第一に資本に對する需要の大小を決定するものと謂ふ可し。而して借手の資本に對して認むる價値に多少の別を生ずるは(二)資本の性質にもよるべけれど、又(三)借手の性質並に境遇にもよる可し。例令ば與に等しく千圓の資本なるも、其の之に對する借手の商人なると非商人なると、又與に等しく商人なるも、資本に窮せる場合なると然らざる場合なるとにより、之に對して認むる價値に多少の別を生ずるが如し。(三)次に、資本に對する需要とは、唯單に資本を欲することを意味するに非ず。若し然らむには常に社會に資本に對

資本の需
要の高を
三原因
に定る

する無限の需要ありと稱せざるべからず。されば經濟學上資本に對する需要とは

- 一 資本を欲すること
- の外に、更に
- 二 借りたる資本を償還し得る能力を有し、若くば有するものと認めらるゝこと

の二要件を具備するに於て、初て成立す。而して此の如き借りたる資本を償還し得る能力を稱して「支拂能力」Zahlungsfähigkeit と名く。之を以て借手の支拂能力の大小如何は、第二に資本に對する需要の高を決定するものと謂はざるべからず。而して借手の支拂能力の大小如何は、第一に其の財産並に信用の多寡による可く、第二に其の資本の用途による可し。之れ蓋し資本の元利支拂は一時は財産の支出に仰ぐを得べけれど、永久には、其資本を放下せる事業の收穫に依ざるべからざればなり。(四)最後に資本に對する需要は、借手の有無に應じて有無あるべきは勿論、更に借手の競争の強弱に應じて増減す可し。されば借手の競争の有無強弱は、

第三に資本に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。而して借手の競争の有無強弱は、第一に人口の多少による可く、第二に企業心の大小による可く、第三に國富の程度による可く、第四に其分配の如何による可く、第五に交通の便否による可く、第六に市場の盛衰による可し。

之れにて資本に對する需要の高を決定する三原因を知り得たれば、次に資本に對する供給の高を決定する三原因を説明せむ。(一)凡そ貸手の資本に認むる價値の多少は、借手の資本に認むる價値の多少と同一の原因によつて定るものなるが、貸手は貸付により斯くて認むる價値を失ふものなれば、失ふ價値大なりと認むるときは供給減ずべく、失ふ價値小なりと認むるときは供給増加すべきは、更に疑を容れざる所なり。之を以て、貸手の資本に認むる價値の多少こそ、第一に資本に對する供給の高を決定するものと謂ふを得可し。(二)次に今日市場に於て資本の需要に對し、供給起る所以のものは、放資によつて利益を博せむが爲めなるに外ならず。而して放資により利益を博するは、後日元利共に無事に償還せらるゝ場合に限る。されば償還確實なるに於ては資本の供給増加し、償還不確實なるに於て

資本の供給
の高を三
原因で決
定する

は資本の供給減少す。償還の確否即ち放資の安危こそ、第二に資本に對する供給の高を決定するものと謂ふ可し。然らば放資の安危の別るゝ所那邊に存するやといふに、借手の信用の大小其の一なり。擔保の有無、良否其の二なり。期限の長短其の三なり。事業の性質其の四なり。法制の完否其の五なり。時勢の緩急其の六なりと謂ふ可し。(三)最後に、借手の競争の有無強弱に、資本に對する需要の高を決定するものなると同様に、貸手の競争の有無強弱は第三に資本に對する供給の高を決定するものなるは、更に説明を要せず。而して貸手の競争の有無強弱は、借手の競争の有無強弱と略ぼ同様に、第一、人口の多少、第二、國富の程度、第三、分配の如何、第四、交通の便否による外、更に特に第五に國民の貯蓄心の多少、從て生ずる一國社會の資本の分量如何と、第六に一國の金融機關の完否、從て生ずる一國社會の資本の流通力如何とに由ること多し。

斯くて一方に資本の需要の高定り、他方に資本の供給の高定る。此内需要にして供給を超過すれば、是れ即ち金融逼迫と稱へて、利子は次第に騰貴す可く、之に反し、供給にして需要を超過すれば、是れ即ち金融緩漫と稱して、利子は次第に下落す

利子の決定
の關する決
定的原因
は非經濟的
原因に在り

べし。斯くて今日一般市場の利子は、一に全く資本に對する需要供給の關係如何により決定するものなるが、利子も一般の財の價格と同じく、此の如き經濟的原因により定る外、又時に習慣、慣例、人情、風俗、詐僞、強制等の如き、非經濟的原因により、左右せらるゝことあるを忘るべからず。

第四節 利子の制限

斯くて利子は通常資本に對する需要供給の關係に定るものなれども、需要供給の關係に定る利子即ち契約利子は常に必ず公正利子なりや否や。其の之れありとなすは、需要者たる借手と供給者たる貸手との社會上の地位常に對等にして、優劣の別無く、從て又強弱の差無きを前提とするものなれども、事實は然らずして、貸手は多く強者の地位に立ち、借手は多く弱者の地位にあるより、強者は弱者を壓して往々不當の利子を要求し、不正の利子を強求することなしとせず。勿論、利子は時差に基く價値の相違に發するものなるが上に、其の利率たる、主として需要供給の關係に定るものなる以上は、大體に於て、不當の利子、又は不正の利子なるものな

利子制限
の理由

き道理なれども、智慮に於て、將又財産に於て、双方對等ならざる貸手借手が、相對する場合に於ては、動もすれば、詐僞、強制等の非經濟的原因により、市場一般の利率にあらざる利率を見ることなしと謂ふべからず。而も此種のことたる一般に文明の程度低き未開の國、又は未開の時代に多ければ、歐洲諸國に於ても、昔は利子に對する非難の聲高く、其の極屢、利子に對する禁止令又は制限令を見るに至りしは怪むに足らざる也。

先づ一般に利子に關する思想、從て生ずる利子に對する法制の變遷の大要を紹介せむに、往古は何れの國に於ても、營利は申すに及ばず、生産のことすら盛ならざりしかば、人々の借金するは、之を利益を生ずべき生産の用に供せむが爲めにはあらずして、多くは一時當面の窮迫を免れんが爲めなりしを以て、借りたる金は、忽ち消費せられて、それより利益を生ずべき場合少かりしに、貸手は借手の窮迫に乗じて、動もすれば暴利を貪るの狀ありしかば、一般に利子を以て不當なるものなりとの觀念を懷き、アリストートルの如きすら、貨幣は貨幣を生むものに非ずと唱へ、殊に中世の歐洲諸國に於ては、耶蘇教の經典中に利子禁止の章句（註さ）ありしを以て、

西洋に於て
利子に關する
思想の變遷
に於ける
利息の法

耶蘇教の傳播と與に、一般に利子禁止の教を奉ぜり。然るに其後商工業起り、營利の目的を以て資本を借入る者漸く多きを加ふるに至りたれば、實際に於て借手は利子を支拂ふに苦まず、又貸手は資本を自から利用せずして他人に利用せしむるが爲に、然らずんば、自から得べかりし利益を得ざるに對する報酬を享く可きものなりとの觀念生じ、學說先づ變じて、法制之に従ひ、各國與に次第に利子禁止の法令を解きたれども、未だ全く跡を絶つに至らざりき。されど時勢の進運は益、商工業の發達を促し、商工業の發達は益、資本の需要を増加し、資本の需要は又益、資本の供給を増加し、其結果、一方に於て、貸借なるものが、盛に營利の目的に出るに至れると同時に、他方に於て、自由競争の結果、資本家も亦法外なる利子を貪る能はざるに至りしかば、彼れ是れ合せ以て、茲に利子は學說並に法制に於て、全然是認せらるゝに至れるのみならず、利率の如きも一に全く當事者間の自由契約に放任せらるゝに至りぬ。於是乎、久しく歐洲諸國の間に存せし「利息制限法」[Usury Law, Wucherergesetz, Rebung]の如きも、多くは十九世紀の中葉に至て廢棄せらる。即ち英吉利は千八百五十四年、丁抹は千八百五十五年、西班牙、和蘭、諾威、サルデニヤは千八百五十七年、白

我國に於ける利息制限法

耳義、澳太利、普魯西、獨逸は千八百六十五年より六十七年に至る間に於て、孰れも其跡を絶つ。唯夫れ質屋業等の利子に至ては、今尙ほ之を制限するもの少からず。

註六 「汝の兄弟より利息を取るべからず。即ち金の利息、食物の利息など、凡て利息を生ずべき物の利息を取るべからず」(舊約全書、申命記、第二十三章)。

翻て我國を見るに、我國に於ても亦古來より利子に關する法制の頗る嚴密なるものあるを見る(註七)。然れども其の功力に至ては、充分に信を措くに足らず。明治維新以後に至り、民法は利子自由の原則を認め、之に關して何等の制限を加へざりしも、民法制定前、即ち明治十年九月布告第六十六號を以て、發布されたる「利息制限法」は、今尙ほ行はるゝが故に、金錢貸借上の契約利率は、之によつて一定の制限を受く。即ち元金百圓以下は一箇年に付き百分の二十、百圓以上千圓以下は百分の十五、千圓以上は百分の十二を超ゆるを得ず。されど今日世上に高利貸の蔓るを見れば、此法も事實徒法たる觀あるものにして、坊間貸借に關し、口錢、手數料等諸種の名義を設けて、制限以上の高利を貪るもの多きが如し。

註七 今、横井時冬著「日本商業史」並に東京經濟雜誌社編纂「日本社會事業」により我國古來の貸借並に利子に關する法制の大意を左に摘録して以て、讀者の參考に供せむ。

王朝時代 我國に於ても上古既に早く貸借のことは行はれ、利子に關しても亦諸種の制限令發布せられたるが如し。持統天皇の時、詔して曰く、凡そ負債者乙酉年より以前のものは利を收むるなかれ、若し既に身を役したるものは利を役するを得ずと。之れ最古の利息令なりとす。元明天皇和銅年間、私稻出舉(私稻出舉とは私有の稻を貸して利息を取り舉ぐることに關しては半利(半倍のこと)に過ぐることを得ざる旨令し給ひしが、聖武天皇天平九年に至り、遂に之を禁斷し給ふに至れり(王朝時代に於ては、孝謙天皇天平二年と桓武天皇延暦十八年の二度のみ此の禁を解く)。こは王臣等私稻を貯蓄し、百姓に出舉して利を求るより、無智の愚民後害を顧みず、妄に私稻を借入れ、遂に貧困に逼り、父子兄弟流離せるに至れるが故なり。文武天皇四年六月、大寶令を定む。中に曰く、凡そ貸借一切自由なり。只官人は所部の人より借ることを禁し、又僧尼は私財を出して人に貸し與へ、利子を收むることを禁ず。公私財物を以て出舉するものは、私契(自由契約のこと)に任せて官司を經ず。六十日毎に利を取り、八分の一を過ぐるを得ず。四百八十日を過ぐるも尙ほ一倍を過ぐることを得ず。家資盡るものは身を役して償はしむ。利を廻して本(即ち重利のこと)となすべからず。若し法に違て利を責め、或は契外に擧奪し、及び出息の債にあらざるものは官に於て之を處分す。稻を以て出舉せば一年を以て限りとすべし。私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは、糾告人に任せ、利物並に糾告人に賞す。借物焼亡するも所謂水火損敗にて辨償の責に任せ

ず。強盜に奪取せられしときも亦同じ。竊盜に遭て借物を失ふときは其責に任すべし。借物を棄毀せば官私を論せず、一時の誤に出るも辨償すべし。借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なるときは償ふの責なし。物を還す時に至て其償借りし時に比し昇低あるも、尙ほ借りし時の價に依るべし。券契借用證文の(と)に載する所、若し一時の誤過に出たるときは、其文を取て證とすることを得ず。負債人逃避し、若くは身死するも、保人(即ち保證人のこと)に於て代償すべし。情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし云々と。其後嵯峨天皇弘仁年間に至り、法制に違ひ過多の利を貪るもの多く出でしかば、公私出舉の錢一年を限り半倍の利を收め、年紀を積むと雖も過責することを得ざらしめ、若し犯すものあらば違救罪を科し、糾告するものは賊を以て賞せしめらる。

鎌倉時代 此時代に於ける貸借並に利子に關する法制は大體前時代と異なるなし。即ち後鳥羽天皇建久四年、敕して曰く、利分は弘仁十年の條に依り每六十日に利を取ること八分の一を過るを得ず、四百八十日を過るといへども、一倍を過ぐべからずと(法曹至要抄)。後堀河天皇嘉祿二年敕して曰く、利錢出舉は一年を限り半倍の利とし、縱ひ年紀を積むも増加するを許さず、又券契に制限外の利子を記載すると一切無効たるべしと。與に弘仁の法制に據るもの也。然るに伏見天皇永仁三年庶民後害を顧みず、盛に錢貨を借入るゝの風を生ぜしかば、富者益々富を重ね、貧者は愈々貧に陥るの狀あるを以て、遂に利圓出舉に關しては縱ひ辨償せざ

る旨訴申するも、一切成敗に及ばずと令せり。されど貸借のと衰へず、當時民間の利率は百文に付き月五文乃至八文の間にありしが如し。

室町時代 足利氏は貸借年限を二十年と定め、十年に至るものは一倍を以て辨償せしめ、十年以後は三倍を以て糺返せしむ。又期限を超過したる後、催促三度に及ぶも承引せざるものは、政所に訴申せしめ、本利返辨の外、過怠分として十分の一を支拂はしむ。又本人沈淪したるときは、請人に於て辨償せしめ、又借書紛失三年以前の分は糺明に由なしと定めたり(建武以來式目追加)。以外當時諸國の守護各々法令を異にし、歸一する所無し。然るに此時に當て徳政のこと屢々行はれたるは注意すべき事件なり。元と王朝時代に於ける徳政は仁政を意味し、天下一代に一度徳政を行ひて民を賑恤し給ひしが、鎌倉時代の中頃より徳政は變じて暴政となり、一令の下に民事上の貸借を一切無効たらしむることとなりぬ。殊に室町時代に至て甚しく、將軍義政の如きは、一代に十三度之を行ひ、獨り一切の貸借を一切無効たらしむるのみならず、社會の秩序は擧て破壊せられ、文明年中士民徳政を唱へて東寺を焼き、延徳年中暴黨徳政と號して北野神社を焼き、貝を吹き鐘鼓を鳴して徳政を報ずるや、無頼の徒、豪の門に侵入して掠奪を行ふ事茲に至て徳政は其實無政府と異ならざるものなりき。

江戸時代 此時代の貸借は主に金銭土地にして、金銭の貸借には利子を制限し、月踊重利を禁じ又屢々年月を超過したる貸金に付ては訴訟を受理せざること

ありき。されども唯神社佛閣修造金、僧侶の立身金、嘗者の官金は其年月に關せず受理したりしかば、嘗者往々高利貸と化し、頗る專横を極めたり。天保十三年、貸借利子は凡そ二十五兩一分、即ち一割五分と定めしが之が爲に融通の通塞り、人々却て迷惑を感ぜしを以て、筆墨紙料など稱し、若干の證金を出して金を借るものあり、又二重の踰利を取て貸すもの等ありて、實際は行はれざりき。此時代には徳政の如き暴政行はれざりしかど、尙ほ寛和年間蔵宿の貸金に對し、六年以前ものは弁捐し、六年以下の貸金は利子を減じて年賦になさしめたるとあり。之れ旗本土人の困窮を救ひ、蔵宿の騙者を抑る趣旨なりしかど、其後諸大名も亦之に倣ふに至り百弊交々臻りしかば、幕府令を發して其訛傳なる旨を公示するに至りぬ。之を要するに、利息制限法は上古より常に存せしか如しと雖も、其の實行はれず。諸種の口實を設けて制限外の利子を徵せしものゝ如し。されど我國に於ても、元は西洋諸國と同じく、利子を徵することを以て、善良なる行爲と見做さず、殊に士人の従事するを潔とせざりしが如し。又我國に於ては嘗者に限り高利貸を許し、西洋に於ては猶太人に限り之を默許せしが如き、之れを外人に限るの趣旨に於て、一致する所あるを見るは、一奇と謂ふ可し。

斯くて西洋諸國に於ては既に早くも廢棄せられたる利息制限法なるものが、今尙ほ我國に残存するが故に、之が是非を議論するもの多し。

存続説を主張するものは曰く、凡そ利息制限法の要不要の分るゝ所は、一に其國人民の文明の程度如何に在り。文明の程度高ければ、人智進歩し、金融機關も亦完備せるを以て人々高利に苦しめらるゝの愚を學ぶもの無けれど、之に反し、文明の程度低ければ、人智未だ進歩せず、金融機關未だ整備せざるを以て、高利に苦しめらるゝの人々多からむ。而も我國の文明は未だ西洋諸國に及ばざるを以て、尙ほ暫く利息制限法を保存するの要あるべし。且つ夫れ、生産の目的に出る借金は暫く之を措き、消費の目的に出る借金には、之を要すること、焦眉の急なる場合多きが故に、利率の如きは之を問ふの暇あらざるに乘じ高利を強らること、今尙ほ往々之を見る。而も此種の借金は、多く之を下等社會に見るべければ、國家は豫め弱者を保護するの用意切要なるべしと。

次に廢棄説を主張するものは曰く、存続論者は高利忌む可く、高利防ぐ可しと云ふも、高利は高利たるが故に忌むべきにあらず、暴利なるが故に忌むべきのみ、而も高利必ずしも、暴利に非ず。其の果して暴利なるや否やは、各個の場合に於て、周圍の事情を參酌して、初て決すべし。若し債務者にして三割の利益を得可き事業の

資本に、二割の利子を支拂ふも何の不可か之れあらむ。法律を以て利率を限定するは、多くの場合に於て、實に債權者に對する不當の干渉たるのみならず、却て困厄せる人々に對し、融通の途を杜絶するの結果に終らむ。殊に生産の目的に出づる貸借に於ては、通常、當事者双方對等の地位に在るを以て、之れに對し利息制限法を設くるは、全く無益なるのみならず、爲に貯蓄心を銷磨し、資本の供給を涸渴せしむるが故に、自から利子の騰貴を來して、借主を苦しめ、又金融の疏通を害して、事業の發達を阻害するに至らむ。加之、自由競争にして、完全に行はれむか、如何なる資本主と雖も、決して法外なる高利を貪る能はざるべく、又假令高利たるに至ることあるも、一般の金融逼迫して、そが市場一般の利率なるに於ては、又如何ともする能はざるものなり。更に我國の現下の文明の程度は、尙ほ利息制限法を必要とし、弱者の保護を切要とするも、元と利子の制限なるものは、果して有功なるもなりや否や。高利貸の跳梁跋扈の事實は、現に文證を擧ぐるものにあらずして何ぞ。利子にして制限なきときは、利率は自から公平に需要供給の關係に定り、又利子を得むとの念慮に驅られて、貯蓄増加し、資本増加し、金利自から下落せむ。されば、利子自由の

制度こそ借主の利益にして、兼て又社會の利益なりと。

斯くて利息制限法に對し、賛否兩説相分ると雖も、吾人は大體に於て後説を採る。勿論吾人は利子にして制限を被らざるときは、利子は大體に於て、需要供給の關係に定るを信ずるも、需要供給の關係に定る利子必ずしも正當の利子なりと信ずるものにあらず。貸主は多く強者にして、借主は多く弱者なる事實を知らば、契約利子必ずしも正當利子にあらざるべきを以て、暴利を取締るの要あるを認むれど、我が利息制限法の如き實功なき死法は、寧ろ之を廢棄し、萬一法外なる暴利を貪るものあるときは、之を民法第九十條の規定に照し、公の秩序若くは善良なる風俗に反するものなれば無功なるべしと解釋するか、若くは千九百年發布の英吉利の法律の如く、裁判官にして不當の利子又は料金と認むるときは、之を減額することを得との自由裁量に關する新規定を設くるか、孰れにもせよ、常に一定の利率を劃して利子を制限するは、膠柱の糞を免れず。

第五節 利子の漸減

夫れ利子は、主として資本に對する需要供給の關係に定るものなるが、資本に對する需要供給は、時々變動を免れざるを以て、從て利子も亦一高一低、一上一下、變動常なきが如し。然れども之を長年月に亘り大數觀察するときは、社會の進歩に伴ふて、次第に低落するの傾向あるは、炳として覆ふべからざる事實なり。是れ蓋し、社會の大勢は、其の進歩と與に、一方に於て、事業勃興し、各自の所得増加すべく、他方に於て、人智進歩し、各自の貯蓄心發達すべきが上に、信用制度の完備と、交通機關の發達とは、益、金融の便を開くにより、内外合せて以て、茲に急激なる資本の増加を起し、動もすれば、人口並に資本需要の増加を凌ぐの勢あるを以てなり。

果して然らば、此後利子の下落は遂に那邊に到達すべきか。之れ一考を要する問題なり。一派の學者は之に答へて曰く、利子にして非常なる低落をなすときは、遂に資本構成の刺戟を缺くに至るべきを以て、利子の低落にも自から限度あるべしと。勿論、利子の非常なる低落は、資本構成の刺戟を妨ぐ可しと雖も、爲に之を缺くに至らしむるべしと信ずる能はず。何となれば、利子の低落に基き、資本構成の刺戟を止むは、利子絶無となりたる場合にして、而して利子絶無となりたる場合は、

即ち資本が無價値となりたる場合なるが、資本が水又は空氣の如く無價値のものとなり、自由物と化するが如きは、現在の如き私有財産制度の下に於て、到底想像する能はざる所なればなり。加之、社會の進歩は、一方に於て、利子を漸減せしむべしと雖も、同時に、他方に於て、他の生産要素に比し、資本の勢力を増加せしめ、各人の貯蓄心を發達せしむべければ、利子の如何に拘らず、依然資本は増加すべし。且つ夫れ利子の低落するに方てや、誰しも従前と同一の所得を得んとするの念慮に驅れて、却て従前より更に一層資本の増殖を圖るの舉に出ること無しと謂ふべからず。勿論資本増加し、利子低落するときは、資本の需要も亦増加すべければ、再び利子の騰貴を見るべく、又之れあるが故に、現に何れの國の利率と雖も、一上一下動搖常なきの有様を呈する次第なれど、之を五十年百年の長に亘つて、統計せむか、何れの國に於ても、又甚だ徐々ながらも利子漸減の傾向を現すは、結局大體に於て、資本の供給は、資本の需要以上に増加するが爲めなりと斷ぜざるを得ず。之を要するに、資本にして利子を生ずる限りは、資本構成の刺戟止ざるべく、此刺戟により資本増加する限りは、利子低落す可く、利子低落する限りは、資本の需要増加す可く、資本の需

要増加する限りは、利子消滅せざる可きを以て、利子は全滅の期無けれど、漸減の勢ありと謂ふ可し。

斯くて利子は他の事情にして變化無き限り、現代文明の進歩發達と共に次第に、低落するの傾向あるものなるが、それが國民經濟上に及す影響果して如何。是れ又注意を要する所にして、其の影響は常に最も良好なるものと謂ふ可し。其の故如何といふに、夫れ利子の低落は、常に企業の勃興を促すべく、企業の勃興は常に勞力の需要を起すべく、従て企業家、労働者共に其の利に浴するのみならず、資本家と雖も、利子の低落は主として資本の増加に基くものなれば、其の所得の總計は減少せずして、寧ろ増加するを常とすればなり。且つ夫れ、社會の進歩に當つて、絶えず資本を増加するは、獨り其の量に於ての増加のみならず、又其の質に於ての改良を意味す。即ち資本の分量の増加のみならずして、又資本の生産力の増加を意味す。例令ば在來の單純なる道具が精巧なる機械と變ずるが如き、是れなり。而して資本増加するに従ひ、利子低落するときは、此の如き品質改良されたる資本使用の範圍加はり、程度加はるが故に、一國社會の資本は、其の量に於て、將又其の質に於て、増

進し、爲に一國社會は、單に其の生産額を加ふるのみならず、又其の生産費を低廉ならしむるを得て、一般の生産者は勿論、一般の消費者も亦大に其の恩澤に浴すべし。

参考文献

Bohm-Bawerk, Kapital und Kapitalzins.—*Derselbe*, Art. "Zins", im Handw. d. Statistw.—*Wlasser*, Der natürliche Wert, 1883, § 35 fg.—*Philippovich*, Grundriss 9-10 Aufl., 1913, § 107-111.—*Miloeff*, "Volkswirtschaftliche Verteilung", in Schönberg's Handbuch I, S. 733-750.—*Dalring*, Nationalökonomie, S. 178.—*Lezis*, Art. "Zins", im Wörterbuch d. Volkswirtschaft.—*K. Marx*, Das Kapital, Bd. I-III, 1867-1891.—*G. Menges*, Zur Theorie des Kapitals, Jahrb. f. Nat. u. Stat., N. F., Bd. XVII, 1888.—*Hainisch*, Die Entstehung des Kapitalzinses, 1907.—*Margolin*, Kapital und Kapitalzins, 1904.—*Schumpeter*, Wesen und Hauptinhalt der theoret. Nationalökonomie, 1908, 3. Teil, 4. Kap.—*Ders.*, Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, 1912.
J. B. Clark, Distribution of Wealth, 1899, Chs XII, XIII.—*Marshall*, Principles of Economics 6. ed., 1910, bk. VI, Chs. VI, VII, VIII.—*Pierson*, Principles of Economics, 1902, Vol. I, Part I, Ch. IV.—*Bohm-Bawerk*, Positive Theory of Capital trans. by Smart, 1891.—*Bohm-Bawerk*, Recent Literature of Interest, trans. by Scott, 1903.—*Macfarlane*, Value and Distribution, 2. ed., 1900, Part II, bk. III.—*Carver*, Distribution of Wealth, 1904, Ch. VI.—*L. Fisher*, Nature of Capital and Income, 1906—*ditto* The Rate of Interest, 1907.—*Seligman*, Principles of Economics, Ch. XXV.

賃銀と労働所得

企業家の労働所得と非企業家の労働所得

第二十五章 賃銀

第一節 賃銀の意義

凡そ「賃銀」Wage, Lohnなるものは之を廣義に解せむか、綜じて労働に基き生ずる所得即ち「労働所得」Labour-income, Arbeitseinkommenをいふ。勿論茲に所謂労働とは經濟學上所謂労働即ち「經濟労働」Economic labour, wirtschaftliche Arbeitの意に外ならざるが故に、一切生活の爲めにする労働たるや論なきなり(註一)。

註一 第十一章第一節「經濟労働と生産労働」の項參照

斯くて賃銀は労働即ち勞力の使用に基き生ずる所得なるが、之に使用する場合に二種あり。一は専ら自己の用に自己の勞力を使用する場合にして、他は専ら他人の用に自己の勞力を提供する場合なり。而して經濟上専ら自己の用に自己の勞力を使用する場合の労働にも、亦二種の別あり。即ち

一 企業家の労働

二 非企業家の労働

是れなり。「企業家の労働」とは、企業の計畫、指揮、監督、其他企業經營上に關する企業家の労働にして、之に基き生ずべき労働所得は、利潤即ち企業所得の内に含まれ、從て又自から利潤即ち總の如何により決定せらる(註二)。次に「非企業家の労働」とは、營利を目的とせず、單に生計の爲めにするに止る小生産又は小商業の如き、企業にあらず、從て之に従事する者は企業家にあらざるも、尙ほ専ら自己の用に自己の勞力のみを使用するより生ずる労働をいふ。而して此種小獨立業者に於ては、爲めに生ずる利益は、主として自己の勞力に負ふもの即ち自己の労働なれども、徹頭徹尾、自己の所得たるに止り、更にそれより直接に他人の所得又は他種の所得を分派派生することなきものなるが上に、其高たる、企業家の労働所得と同じく、収益の程度に定り、契約の如何に定るものにあらざるを以て、財の分配論上、直接重要な問題とはならざるなり。

註二 第二十六章第一節參照

次に、専ら他人の用に自己の勞力を提供する場合の労働にも、亦二種の別あり、即

自由職業者
の所得
と
非自由職業者
の所得

ち

- 一 自由職業者の労働
- 二 不自由職業者の労働

是れなり。所謂「自由職業者」Liberalberner とは、他人の爲めに自己の勞力を提供することにより生活する者なれども、全然他人に雇用せらるゝにあらず、常に獨立して以て其職業に衣食し得る者をいふ。醫師、辯護士、技術家、美術家、其他一切の藝術家の如き、是れなり。「不自由職業者」とは、全然他人に雇用せられて、其指揮監督の下に、労働に従事するものをいふ。而して此の如き不自由職業者の内にも亦更に二種あり。即ち

- 一 公の業務に従事する者
- 二 私の業務に従事する者

是れなり。官吏、公吏の如きは、前者に屬し、番頭、手代、其他の商業使用人、僕婢、及び通常所謂労働者職工なるもの、皆之に屬す。勿論労働者又は職工と稱せらるゝ者の内にも、近世の國家が、次第に私企業の範圍を侵すにより生ずる所の公企業に従事

する者少からざれど、元と是れ私企業と同一性質のものなるが故に、其下に労働に従事する者も亦同一性質の者と見做すを得。而して以上論ずる所の自由職業者といひ、不自由職業者といひ、孰れも皆他人の爲めに自己の勞力を提供する事により、受くる所の労働所得に依て衣食する者なれども、彼れと是れとの間には、社會上の地置を異にすべく、労働上の種類を異にすべく、人類を異にすべく、從て又其受くるところの所得に至ては、彼れ即ち自由職業者の所得は、往々習慣に定るべく、是れ即ち不自由職業者の所得は、専ら競争に定るべく、又は彼れにあつては、一部獨占的性質を有し、是に於ては然らざる等の相違あるべく、殊に彼れと是れとは、其身分に於て、從て又其の直接生産上に參加する者たるか否とに於て、大なる逕庭あるべし。不自由職業者の内に就ても、公の業務に従事する者と、私の業務に従事する者との間に、略ぼ前同様の著しき相違あるを以て、結局經濟上最も重大なる關係あり、殊に生産に基く財の分配上直接關係するところ重大なるものは、不自由職業者中、主として私の業務に従事するところの所謂「賃銀労働者」Wage-earner, Lohnarbeiter 即ち通常所謂「労働者」にして、從て又其種労働者の受くる「賃銀所得」Lohn Einkommenこそ、最も研究すべき問題たる

「賃銀」即ち「労働賃銀」Arbeitslohnなりと云ふべし(註三)。

註三 自由職業者といひ、不自由職業者といひ、將又其内、公の業務に従事する者といひ、私の業務に従事する者といひ、孰れも自己の勞力を他人に提供することにより衣食する者にして、從て又孰れも其の依て受くる所の報酬は、賃銀たるに於て相違なけれど、更に立入つて研究するときは、本文記するが如き相違あるを以て、自由職業者の受くる所のものは、通常「賃銀 Lohn」とは稱せずして、獨逸に於ては、之を Honorar と稱へ、又我國に於ても、之に對しては、「謝儀」「謝禮」「謝金」又は「報酬」等の別名を附するを常とす。公の業務に従事する者の受くるところの報酬も、亦賃銀とは稱せずして「俸給」と稱するを常とす。是れ皆自から其間に區別あることを感知せるが爲めならむ。因に云ふ。我國には、賃銀と全く同一意義の術語甚だ多し。「勞銀」「賃金」「賃錢」「給金」「給料」の如き是れなり。之を以て、我國に於ける經濟學者中には、或は勞銀と稱へ或は賃金と稱へ、或は給料と稱ふる等種々にして、今に至るも、用語の一定を見ざる事、財、價值、價格等の場合に同じ。吾人は此内最も廣く用ゐられ、又最も穩當なるものと信じて、「賃銀」なる文字を選びたるなり。

然らば賃銀即ち労働賃銀とは何ぞやといふに、提供する所の勞力に對して受くる所の「報酬」Entgelt をいふ。而して其高如何は、勞力の所有者即ち「労働者」Arbeitnehmer と勞力の使用者即ち「雇主」Arbeitgeber との間の「労働契約」Arbeitsvertrag に依

労働賃銀の意義

て定る。勿論労働契約の内容は、單に賃銀の高のみにはあらずして、労働に關する一切の條件をも含むものなれば、結局賃銀とは、労働契約に於て定むるところの労働條件に從て執行せらるゝ労働に對する報酬なりと謂ふ可し。之を以て、此報酬即ち賃銀は、労働の期間、労働の危険、労働の性質、即ち肉體的労働又は精神的労働たるの程度等の如何に應じて、異なるべしと雖も、労働契約にして自由契約なる以上は、労働能力の利用に關し、自由に決定するところの價格なりと稱するを得。

第二節 賃銀の種類

第一款 實物賃銀と貨幣賃銀

凡そ賃銀には、先づ第一に、賃銀として支拂ふ可き財の種類の如何により、二種の別ある可し。即ち

- 一 實物賃銀 Natural wages, Naturallohn
- 二 貨幣賃銀 Money wages, Geldlohn

是れなり。「實物賃銀」とは物品を以て支拂ふ賃銀をいふ。而して其の之に用る物

實物賃銀
と貨幣賃銀
の意義

品は通常衣食住上の物品即ち所謂日用品なりとす。「貨幣賃銀」とは貨幣を以て支拂ふ賃銀をいふ。

今日こそ、賃銀といへば、其の名の示すが如く、人は直に貨幣を聯想すべけむも、其の昔、貨幣經濟の未だ充分に發達せざりし時代には、通常物品を以て支給せしなり。其の後、貨幣の用盛に起り、交通の便大に開け、労働者の慾望進化し、被雇者の獨立心加はるに及ては、家政と企業との分離に伴ふて、實物賃銀は次第に衰へ、貨幣賃銀之に代るに至れり。殊に歐洲諸國に於ては、労働者保護の必要上、工場法を以て實物賃銀の支拂を禁止するもの多し。勢ひ斯の如くなるを以て、今や純粹なる實物賃銀なるもの、文明國には殆ど其の跡を絶つに至りたれど、是等の國に於ても、保守の念強き地方に於ては、今尚ほ貨幣賃銀と混用せられて、其面影を今に存するもの無きに非ず。例令ば、我國に於て、尚今ほ僕婢、農夫、徒弟、小僧、丁稚に對し、一定の給金の外、孟蘭盆、正月に「仕着」、「歳暮」と稱へて、衣服履物等を支給するあるは即ち此遺物にして、佛國農家の間に今日も尚ほ旺んなる「メテヤ制度」Métayer system と稱する收穫分配法の如きも、亦此一種なりと謂ふ可し。

實物賃銀
と貨幣賃銀
の變遷

今、試みに實物賃銀の利益を一二列舉せむに、大略左の如きものあるべし。即ち

- 一 實物賃銀は能く主従關係を保持し、其の間の情誼を温かならしむること
- 二 實物賃銀は日用品の騰貴により、労働者の實收入を減殺するを防ぐこと

是れなり。然れど實物賃銀には是等の利益に倍加するの弊害あることを忘るべからず。即ち

- 一 實物賃銀は雇主をして労働者の慾望の種類、品質、數量程度を專斷せしめ、全然其の生活狀態を左右するの都合を演ぜしむること
- 二 實物賃銀は大に労働者の自主獨立の精神の發揚を妨害し、永久に雇主に對する從屬關係を脱する能はざるに至らしむること
- 三 實物賃銀は労働者の貯蓄に不便を與へ、其の結果、労働者をして不知不識徒費浪費の弊に陥らしめ、易きの危険を伴ふものなること
- 四 實物賃銀は労働者が賃銀として支給さるゝ物品の品質、分量、價格を顧る能はざるに乗じて、不良、不正、不廉の物品を強るの危険あること

等是れなり。斯くて實物賃銀は害多くて利少きものなれば、之を「物給制度」[Track-

system と稱へて、例外の場合の外、一般工場労働者に適用するを禁ずる國多し。獨逸、澳太利、匈加利、瑞西、白耳義、諾威、露西亞の工場法には、皆此種の禁止令を見る（註四）。

註四 拙稿「各國労働者保護法」、國民經濟雜誌、第三卷第二號、參照

第二款 名義賃銀と實質賃銀

斯くて今日の賃銀は一般に貨幣賃銀なれども、尙ほ其の功力の上より、之を二種に區別し得可し。即ち

- 一 名義賃銀 Nominal wages, Nominallohn
- 二 實質賃銀 Real wages, Reallohn

是れなり。「名義賃銀」とは労働者が賃銀として收得す可き貨幣の高をいひ、「實質賃銀」とは、斯くて收得する貨幣の高にて購入し得可き財の高に見積れる賃銀をいふ。即ち前者は貨幣にて現はされたる賃銀にして、後者は貨幣の購買力にて現はされたる賃銀なり。前者は絶対的賃銀とも稱す可く、後者は相對的賃銀とも名く可し。

然るに物價にして變動無きときは、名義賃銀と實質賃銀との間に變化無きも、物

實質賃銀
の變動と
労働者の
生活の難
易

價にして變動せむか、名義賃銀は同一なるも、實質賃銀は大に變化せむ。即ち物價下落すれば、實質賃銀増加し、賃銀に衣食する者は賃銀を引上げられたると同一の効果を享く可く、物價騰貴すれば、實質賃銀減少し、之に衣食する者は、賃銀を引下げられたると同一の影響を被る。而して今日多數の労働者は、皆是れ賃銀によつて衣食するものなれば、名義賃銀に變化無きも、萬一、實質賃銀にして減少せむには、彼等は直に生活難を感ず可く、彼等にして生活程度の引下げを斷行せず、又は斷行する能はざる限り、困窮となり、不平となり、暴動となつて、賃銀の引上を迫るに至る。然るに斯る際に於ける賃銀の引上の要求は、其實、名義賃銀を増加して以て、是れまで通りの實質賃銀を收めむとの要求に外ならず。是は専ら賃銀收入に衣食する労働者にとり、誠に尤もなる要求にして、從て又正當なる要求なり。之をしも不當なる要求なりと言はば、夫は賃銀に名義賃銀と實質賃銀との別あるを知らざるの罪に坐するものなりと評せざるを得ず。且つ夫れ此際の要求は、物價の騰貴に基くものなるを以て、物價の騰貴が、事業の収益を増加せむには、雇主に於ても、之を容るゝに難からず。之を要するに、若しも賃銀にして上記二種の種別なからむには

時間拂賃
銀と個數
拂賃銀の
意義

今日世上に屢、見る所の同盟罷工の如きも、其量に於て、將又其質に於て、甚しきを致さざりしならむ。

第三款 時間拂賃銀と個數拂賃銀

第三に賃銀は、之が支拂の方法、詳言すれば支拂ふべき賃銀計算の標準の如何により、更に二種に分たる。曰く

- 一 時間拂賃銀 Time wages, Zeitlohn
- 二 個數拂賃銀 Piece work, Stücklohn

即ち是れなり。「時間拂賃銀」とは労働せる時間の長短に應じて支拂ふ賃銀をいふ。詳言すれば、單に労働時間の長短に比例して賃銀を支拂ひ、其間の仕事の出來高如何を問はざるものなり。例令ば一時間拾錢、一日一圓の割として支拂ふ賃銀の如き是れなり。「個數拂賃銀」は一名「出來高拂賃銀」又は「仕事拂賃銀」とも稱せられて、仕事の出來高に應じて、支拂ふ賃銀をいふ。詳言すれば、労働時間の長短に頓着無く、唯其働きの結果に比例して、支拂ふ賃銀をいふ。例令ば田一反に就き植付賃三圓とか、木綿一反に付き織賃十錢とか、美濃紙一枚に付き寫字料二錢とか

時間拂賃
銀の利害

いふが如し。

今、是等二種の賃銀支拂法、從て生ずる是等二種の賃銀に就き、其利害得失を比較研究せむ。此内、先づ第一に時間拂賃銀に就き、其長所を擧れば、左の如し。

- 一 時間拂賃銀は、賃銀額を定め又は之を計算するに簡明にして、從て又賃銀計算に關する紛争を起すの虞れ少きこと
- 二 時間拂賃銀は、企業家をして容易に勞力上の生産費を豫算し得せしむ可く、又労働者をして容易に其收入を豫知し得せしむること
- 三 時間拂賃銀は、労働者をして充分仕事に入念ならしむるを得べければ、品質の精良を貴ぶべき仕事に適當なること

次に時間拂賃銀の短所を指摘せば、左の如し。

- 一 時間拂賃銀は、伎倆と報酬とを一致せしめ難きより、自然労働者をして怠慢ならしめ、出來高の多きを期し難きこと
- 二 時間拂賃銀にして、上記の弊害を豫防せむと欲せば、勢ひ監督者從て監督費の増加を必要とするに至ること

個數拂賃
銀の利害

三 時間拂賃銀は、雇入主をして労働者の不熱心なるを覺悟せしむるより、賃率常に低きに失するの傾向を免れざること
時間拂賃銀に對して、個數拂賃銀の利害を検せむ。其内、個數拂賃銀の長所を擧れば、左の如し。

- 一 個數拂賃銀は、伎倆と報酬とを一致せしめ得るより、自然労働者をして勤勉ならしめ、出來高の多きを期し得ること
- 二 個數拂賃銀は、斯く自から労働者の勤勉を招く可ければ、又大に監督上の費用を節減し得ること
- 三 個數拂賃銀は、自から労働者をして勤勉ならしむるが爲め、仕事の速成を尊ぶ場合に適切なること

次に個數拂賃銀の短所を擧ぐれば、左の如し。

- 一 個數拂賃銀は、仕事の性質上協力を要し、各自の働きを精算し難き場合には、應用し難きこと
- 二 個數拂賃銀は、過勞に陥り易く、浪費に向き易く、爲に労働者の心身を傷ふ虞

時間拂賃銀の個數比較

三 個數拂賃銀は、勢ひ労働者をして出來高の多きをのみ欲せしむが爲め、粗製濫造となるの弊を免れざること

以上掲ぐる所の時間拂賃銀及び個數拂賃銀の利害得失を比較對照するに、大體に於て、時間拂賃銀の長所は、即ち個數拂賃銀の短所にして、個數拂賃銀の長所は、即ち時間拂賃銀の短所に當る。結局、二者は一利一害、一得一失あるものにして、必ずしも其の内孰れを以て常に優れるあるものと斷ずる能はず。さりながら、仕事の性質又は時期の狀況等により、出來高の多きよりも、寧ろ出來高の良しきを必要とするが如き生産又は無數の労働者を使役するが爲め、到底箇々の労働者の出來高を計算するの煩に堪へざる大工場等に於ては、時間拂賃銀を可とすべく、之に反し、假令幾分粗製濫造に傾くも、出來高の多きを必要とし、殊に一定の期限内に出來上るを必要とする生産又は作業監督の便なき事業に於ては、勢ひ個數拂賃銀の制度を採らざるは、(註五) 敍上の諸項に徴して、自から首肯するを得む。之を以て、方今何れの國に於ても、時間拂賃銀のみなるなく、各、其の事業の種類と規模の大小によ

特殊の賃銀制度

り、其の一を選ぶものなれども、又何れも次第に大企業たるに至るの故を以て、漸次時間拂賃銀の多きを占むるの傾向あるを免れず(註六)。

註五 個數拂賃銀の一種にして、多少其缺點を緩和し得べき賃銀支拂法あり。之を「團體受負制度」Gruppenlohnsystem と名く。團體受負制度とは多數の労働者の一團を造て一定の仕事全體を一定の賃銀にて受負ふものなり。此法によれば、労働者は能く其獨立自主の地位を維持し得るが上に、企業家に取ても監督容易ならざる一大事業を神速に成功せしめ得るの利あるべし。されど又之に附随し來る可き弊害は此種の労働者の團體に免るべからざる頭領なるもの生じて、受負賃銀の幾分を着服するの危険ある可く、又粗製濫造の程度更に一層甚しきを加ふるの虞あること是れ也 (Schubert, Handbuch, I, S. 698)。

註六 千九百年に於ける英國労働局の調査によるに、商業及自由職業以外の労働者百中の七十四は主として時間拂賃銀を受け、残り二十六は主として個數拂賃銀を受く。更に此の内より農業労働者及び僕婢を除けば、百中の六十一は主として時間拂賃銀を受け、残り三十九は主として個數拂賃銀を受くと云ふ。

第四款 特殊の賃銀制度

賃銀制度に關し、尙ほ述べべきものあり。そは前述の如く、普通賃銀は時間拂又は個數拂によるものなれど、孰れによる場合に於ても、常に多少の不都合を免れざ

るを以て其缺陷を補ふが爲に、之が補正の手段を要することは是れなり。而して此種補正の方法には種々あれども、其内主要なるものを擧ぐれば、左の四法なりとす。

- 一 賞與金法 Premium payment or Bonus plan, Prämien-system
 - 二 利益分配法 Profit-sharing, Gewinnbeteiligungssystem
 - 三 共同生産法 Industrial partnership, Arbeitsgesellschaft
 - 四 滑準賃銀法 Sliding scale of wages, Lohnscalen oder bewegliches, gleitendes Lohnsystem
- 即ち是なり。以下順を遂ふて之を説明せむ。

賞與金法

一 「賞與金法」とは、一定の賃銀の外に一定の條件を以て賞與金を附與する法をいふ。然らば一定の條件とは何ぞやといふに、夫は賃銀の種類並に賞與金附與の目的如何により、多少の相違を生ず。即ち時間拂賃銀を採用する場合には、仕事の速成を期し難きを以て、之を奨励せむが爲に、仕事の出來高を標準として一定期毎に、別に賞與金を附與す可く、又個數拂賃銀を採用する場合には、仕事の入念を期し難きを以て、之を奨励せむが爲に、製品の精良なるものに限る、特に賞與金を附與す可し。其他時間拂賃銀たるを、將又個數拂賃銀たるを問はず、缺勤皆無の者技

利益分配法

量抜群の者、原料燃料を節約する者、機械器具を大切にする者、一定の在職年限を過ぎたる者等に限る、賞與金を與へむには、是れ亦其成績の良好なるを期し得可し。又是等の賞與金を與ふるに當て、現金を以て手渡せず、雇主の手元若くは、他の銀行に預入れ置き、一定の年限内之を引出すを禁じ、以て労働者の老後、死後、其他不時の費用に供せしむることあり。斯くて賞與金には諸種あれども、其孰れにせよ、元と賞與金なるものは、普通の賃銀以外に、特別の事由に基き、特別の人々にのみ給與するものなれば、之を給與すればとて、爲に普通一般の賃銀を減少すきべに非ず。又賞與金は次に記する利益分配と異なるものなれば、企業の利益の有無如何に拘らず、規定の條件だに具備せむには、常に必ず之を給與せざるべからず。然らざれば、労働者如何に精勤するも、労働者の罪にあらざる不景氣等の爲に、利益減少せる結果、遂に賞與金を得る能はざることとなり、爲に労働者の失望を起し、不平を買ひ、其の極、自暴自棄して、折角の賞與金法も遂に何等の功果無きに至らむ。

二 「利益分配法」とは、一定の賃銀の外に企業の利益にして、一定額以上に達したるとき、其の幾分を労働者にも分配する法をいふ。一名「タンチエム、システム」

Partnersystem と稱するものは是れなり。此法にして採用せられむか、定額以上に利益あるときは、労働者も企業家同様に株式會社なれば株主同様に剰餘利益の分配に與り得る權利あるを以て、事業の盛衰に對する労働者の利害關係は、賞與金制に比し、頗る密接なるに至るべければ、既定の賃銀は時間拂なるも、將又個數拂なるも、常に労働者をして事業に忠實なるを得せしめ得可く、又通常免るべからざる雇主と被雇人との利害の衝突も大に調和し得可し。されど此法を採用するに當て、二種の制限あることを忘るべからず。第一に、此法の採用は、企業の利益の有無大小如何が、労働者の力に負ふところ多き性質のものに限らざるべからざること、是れなり。企業の利益の有無大小如何が、其企業に参加する労働者の伎倆熟練又は奮勵努力の如何に依ること多き性質のものに於て、初て利益分配者の功果擧ればなり。勿論如何なる企業たりとも、其利益の有無大小如何が、毫も労働者の伎倆熟練又は奮勵努力の如何に依らずといふものなけれど、企業の種類により又は規模の擴大するに伴ふて、企業利益の有無大小が、直接には、労働者の勤勞よりも、寧ろ資本の豊富なる与否と、機械の精良なる与否と、企業家の適任なる与否と、又は時運に乗ぜると否と等勞

働者の勤勞以外の原因に依ること多きもの、少からざるを以てなり。第二に、此法の採用は、年々の利益が、容易に測定し得べき性質の企業に限らざるべからず。年々の企業の利益の有無大小如何が、容易に且つ正確に測定し得て、毫も其の間に疑を挿む餘地なき性質のものにあらざる限りは、動もすれば、此點に就き、労働者の誤解を引き起し易く、それが爲に、却て紛争又は衝突を多からしむるの虞なしとせず。斯くて利益分配法は主義に於て賞與金法に優るも、實行に於て數層の困難を見る。是れ古來此法の屢採用せられて屢倒れ、今以て甚だ振はざる觀ある所以なり。

三 『共同生産法』とは、一定の賃銀の外に、特に與ふる所の賞與金又は分配金を以て企業株式會社なれば株式社なの持分株式會社なれば株式社なを所有せしめ、依て以て漸次労働者をして雇主と與に企業家たるの地位に立しむるの法をいふ。之を以て此法は彼の賞與金法又は利益分配法に一部の修正を加へたるものと見るを得可し。此法にして成功せむには、労働者は一面に於て被雇人たると同時に、他面に於て雇主たるの地位に立つものなれば、雇主と被雇人、資本家と労働者の間の利害の衝突を緩和し、所謂労働問題、社會問題解決上、有力なるの方策たるの觀無きにあらざれど、年々僅少の賞與金又

は分配金を積立て、以て、企業利潤の有無大小に利害關係厚き地位に立しむるまでには、多大の年月を要す可く、或は一生を要すべきやも未だ知るべからざるが上に、元と資産乏しき労働者が、他にも資産多き雇主と與に、企業の危険を負擔せむは、必ずしも其欲する所にあらざるべく、又到底永く堪ゆる所にあらざる可し。

四 「滑準賃銀法」とは、生産物の價格を標準として賃銀を定る法をいふ。詳言すれば、豫め雇主と労働者との合意を以て、生産物の標準價格と標準賃銀とを定め置き、好景氣の結果、生産物の價格が標準價格以上に昇れば、賃銀も亦之に準じて標準賃銀以上に昇る可く、之に反し、不景氣の結果、生産物の價格が標準價格以下に降れば、賃銀も亦之に準じて、標準賃銀以下に降るの仕組なるものをいふ。故に一名「從價昇降制度」とも名く。斯くせば、雇主は労働者と利害を與にし、得失を與にし、盛衰を與にし、喜憂を與にすべければ、一見理想的賃銀制度の如くなれども、更に細に觀察するときは、必ずしも然らざるを覺ゆ。今其の理を説明せむに、先づ第一に、常に好景氣打續く場合は可なれども、一朝不景氣に際會せむか、價格は暴落すべく、從て賃銀も亦暴落すべし。斯くても、通常内に資産裕かなるが上に、他にも収入の

滑準賃銀法

途ある企業家又は資本家に於ては、左迄の苦痛にあらざるべきも、労働者は通常無資産なるを以て、其唯一の収入の途なる賃銀にして暴落せむか、忽ち衣食に窮す可く、窮すれば亂をなすべし。されば此法を採用するも、賃銀減少の程度を、或一點に止むるか、然らずむば、價格の變動の急激なる、從て賃銀暴落の危険多き事業には、之が適用を避けざるべからず。第二に此法は幸に之を適用して害なき事業ありとするも、毎日毎週支拂ふ所の賃銀を、毎日毎日變動ある價格に準じて正確に計算せむこと、其勞費蓋し尠少にあらざるべし。斯くて此法には、重大なる故障あるが故に、歐米諸國に於ても、採炭業、製鐵業等に於て、二三其實行を見る外未だ廣く一般に採用せられず。

之を要するに、個數拂賃銀制度並に時間拂賃銀制度に對する補正の策として、前記の四法存すれど、其組織に於て完全なるものほど其實行に於て困難なる事情あり。之を以て、結局一般に廣く行はるゝものは、其内最も簡便なる賞與金法なるが如し。

賃銀と勞力の價格

以上述べたる所により、吾人は賃銀とは如何なるものにして、又如何なる種類あるものなるやを知悉せり。されば次に研究す可きは、此の如き意義を有し、此の如き種類を有する賃銀なるものは、果して如何にして決定せらるゝやてふ問題、即ち是れ也。

夫れ賃銀は勞力使用の報酬なり。されど勞力は一種の財（即ち財）なるを以て、勞力使用の報酬とは其實勞力使用の代價なり。財の授受は、「賣買」と稱せられ、勞力の授受は「雇傭」と稱せらるゝも、勞力も亦一種の財たる以上は、雇傭も亦一種の賣買なり。賣買の結果價格生じ、雇傭の結果賃銀起るも、雇傭も亦一種の賣買たる以上は、賃銀も亦一種の價格なりと言ふを得可し（註七）。

賃銀と勞力の關係

註七 勞力は一種の財なれども、全然財と同一性質のものに非ず。雇傭も亦一種の賣買なれども、全然賣買と同一性質のものに非ず。從て財と勞力、賣買と雇傭とは又多少異なる見解を要することは後に本章第四節に於て説明すべし。斯くて勞力は一種の財にして、賃銀は一種の價格なり。されば價格決定の原因

は又賃銀決定の原因たる可く、價格は財に對する需要供給の關係によりて定るが如く、賃銀は勞力に對する需要供給の關係によりて定る。然らば勞力に對する需要の高並に供給の高は、如何にして定るやといふに、夫れには各三種の原因あり。即ち

勞力の需要の高を決定する原因

- 一 雇主の勞力に認むる價値の多少
 - 二 雇主の支拂能力の大小
 - 三 雇主の競争の有無強弱
- 勞力の供給の高を決定する原因

- 一 勞働者の賃銀に認むる價値の多少
 - 二 勞力の生産費の多少
 - 三 勞働者の競争の有無強弱
- 是れなり。以下順を逐ふて之を説明せむ。

第一款 勞力の需要

雇主の認むる
労働の価値の
多寡

第一 凡そ雇主が労働に對して需要を起すは、之に對して價值を認むればなり。價值を認めざれば需要起らず、價值少ければ需要亦少く、價值多ければ需要亦多し。されば雇主の労働に認むる價值の多少こそ、先づ第一に労働に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。

雇主の認むる
労働の価値の
多寡

然らば雇主の労働に認むる價值に多少の別を生ずる原因如何。夫は曩に述べたるが如く、元と價值なるものは、財の功用即ち物能と、之に對する人の慾望即ち人慾との關係に發するものなれば、雇主の労働に認むる價值の多少は

一 労働の功用の大小如何

二 労働に對する雇主の慾望の大小如何

により決定するものと謂ふ可し。(一)而して労働の功用即ち労働工程の大小如何は、第一に労働の種類如何、第二に労働の品質如何により決すべし。例令ば與に等しく一個の労働なるも、男子の労働たると女子の労働たると、熟練労働たると不熟練労働たるとにより、其功用に大差を生ずべく、從て又其之に認むる價值に大差あるが如き、即ち是れなり。(二)次に労働に對する雇主の慾望の大小如何は、第一に雇

雇主の支拂能力の
大小

主の身分により、第二に雇主の境遇により決す可し。例令ば與に等しく水夫の労働なるも、其之に對する雇主の船主たると工場主たるとにより、與に等しく大工の労働なるも、火急の工事を起す場合たると、不急の工事を起す場合たるとにより、其之に對する慾望に大差を生ず可く、從て又其之に認むる價值に大差を生ずるが如き、即ち是なり。

雇主の支拂能力の
大小

第二 元と労働に對する需要とは、唯單に或る雇主が或る労働を欲することを意味するに非ず。之を欲すること切なるも、之を雇入るべき資力なきに於ては、其結果は之を欲せざると同一なればなり。之を以て労働に對する需要は労働を欲すること以外に、更に其欲する所の労働を雇入るべき資力を有し、若くは有するものと見做さるに於て、初て成立す。而して此の如き労働を雇入る可き資力は、即ち賃銀を支拂ふを得可き資力にして、之を雇主の支拂能力と概稱す。されば雇主の支拂能力の大小こそ、第二に労働に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。

然らば雇主の支拂能力に大小の別を起すの原因如何。之を説明するに當て、先づ知らざるべからざるは、今日の生産状態なり。今日の如き市場生産時代の下に

於て、人々の労働者を雇入るゝは、概して其労働者の手により生産せられたる財を賣却して以て、利益を收めむが爲めなるに外ならず。賣却の見込無ければ生産せず、賣却の見込あるによつて生産す。されば賃銀の直接の支拂者は常に雇主即ち生産者なれど、實際の負擔者は常に顧客即ち消費者たるべし。之を以て勞力に對する需要の高如何之を定むる雇主の支拂能力の大小如何は、結局一般消費者の支拂能力の大小如何に歸着するものと謂ふ可し。而して一般消費者の支拂能力即ち消費能力の大小如何は、一に全く一般國民の財産及び所得の大小と其分配の如何によつて定る。

茲に此際一顧すべき學說あり。夫は斯くの如くして、結局一般消費者の懐中より出るも、直接には雇主の資本中より支出さる可き賃銀は、一定の時、一定の場合に於て、常に一定にして動すべからざるものなりといふ學說、即ち是れ也。世之を稱して「賃銀基金說」Wages fund theory, Lohnfondstheorie と名く。抑も賃銀基金說なるものは、アダム、スミスに始りマルサス、リカード、マカロツタによつて傳へられ、ミルに至て大成せられ、而も又ミルに至つてソートン W. J. Thornton の論難攻撃に遭

ひ、初て其非を悟りしものなり。今先づ其說の大要を摘録せむに「凡そ賃銀は人口と資本との比例によつて定るものなり。詳言すれば、一國一定時の平均賃銀額は、其際其國に現在する労働者の總數を以て其際其國に現存する賃銀に充つ可き資本の總數を除したる商なり。勿論、一國人口中、賃銀により衣食する人數、即ち労働者の數なるものは、一定不變のものにあらずして、一國の經濟狀態の如何により増減することある可く、又之と同様に、一國の資本中特に賃銀に充當さるべき金額も、一定不變のものにあらずして、一國の經濟狀態の如何により増減することあるべけれど、一定の時、一定の場合に於ては、人口中特に賃銀により衣食するの徒即ち労働者の數なるものは一定し居るなるべく、又之と同様に、一國の資本中特に賃銀に充當さるべき金額即ち賃銀基金なるものも一定し居るなる可し。されば一定の國一定の時に於ける平均賃銀額は、其際其國に於て一定せる労働者の數を以て、其際其國に於て一定せる賃銀基金を除したる商に等しかる可く、從て又各労働者の賃銀は、斯くて一定せる賃銀基金以内に於て、自由競争により決定するものなる可ければ、賃銀基金にして増加せざる限り、平均賃銀額は増加せざる可く、平均賃銀

額にして増加せざる限り、一の労働者にして多額の賃銀を占めむか、他の労働者は少額の賃銀を以て甘ぜざるべからざることとなりぬ可し。結局、一般國富の増進により賃銀基金増加し、従て平均賃銀額増加するか、將又一般人口の減少により労働者の數減少し、従て平均賃銀額増加するか、二者其一に出でざる限りは、到底一般に賃銀の増加を見る能はず。之を以て或は法律により、或は命令により、或は雇主の慈愛心に訴へ、或は労働者の團結力労働組合又は同業組合の如きを以て、強て賃銀の引上を企圖するが如きは、畢竟するに、何等の功を奏せざる無謀の舉と評するの外なかるべく、又政府が民間の企業の利潤に容喙するが如きも、爲に其種の企業に對する資本の減少を來し、それより生ずる賃銀基金の減少を招くものなるを以て、結局却て不利に終らざるを得ず」と云に在り。此點に關し、ミルは其著經濟原論第五卷第十章に於て述べて曰く、労働者が労働組合の力を以て労働時間の短縮を強求し、而も従前同様の賃銀を與へられむ事を要求するに於ては、或は成功すべけむも、唯賃銀其物の増加を要求するに於ては、自分等仲間の労働者の一部をして絶ず休業せしむるにあらざれば、到底其目的を達する能はざるべし」と。而してマルサスの如き

は、其の著人口論中に於て、更に一段論調を高めて曰く、「賃銀増加の方法には賃銀基金の増加と労働者の減少との二途あれども、唯單に賃銀基金の増加のみを圖らむか、爲に労働者の收入を増加し、労働者の生計を裕かならしめ、婚姻數、出産數の増加を誘致して以て、其結果、人口の増加となり、労働者の増加となり、遂に賃銀の下落に終らむ。されば根本的に賃銀を騰貴せしむるの法は、結局人口増加の制限により、労働者の減少を圖るの一途あるのみ。一般下民の智能を啓發し、情慾を制限し、殖民を奨勵し、以て人口の過剰を防ぐの外、賃銀増加に關し、天下又良策ある無し」と。之を要するに、賃銀基金説の根據は、一國の労働者の數と一國の賃銀基金の高とは變化することあれども、一定の國、一定の時に於ては、常に必ず一定の労働者の數と、一定の賃銀基金の高と存して動かざるを以て、其兩者の割合如何により、其國其時の平均賃銀額は或は高く或は低く決定せらる可しといふにあり。由是觀之、賃銀基金説は未だ平均賃銀額の決定せざる以前に、已に早くも當然之を決定すべき二原因たる労働者の數並に賃銀基金の高の一定せるものありと斷定するものなり。是れ果して事實なりや否や。吾人は到底然りと首肯する能はざるものなり。

今此説の駁撃に力めたるソントン、ヘルマン、ロードベルツス及びブレンタノ諸氏の説に従ひ、之が否定の理由を説明せむに、元來一國の人口中、労働に衣食せんとするの徒、一國の資本中、賃銀に充當せられんとする金額は、本の時分四六時中一分時、一秒時と雖も一定し居るものにあらず。又一國の資本中、賃銀に充當せられんとする金額が、賃銀額を決定するにはあらず、反對に、賃銀額の大小如何が、一國の資本中、賃銀に充當せらるべき金額を決定するなり。更に又一國の人口中、労働に衣食せむとする人数を決定するなり。賃銀決定以前に既に早くも賃銀を決定す可き賃銀基金の額並に労働者の數の一定して復た動すべからざるものありとなすは、本末を顛倒せる議論なり。元より一定の國、一定の時に於ては、常に賃銀の一定額並に労働者の一定數あるべし。されども夫は既に決定せる賃銀の合計並に已に決定せる労働者の合計に外ならずして、更に次に決定すべき賃銀の合計並に労働者の合計にはあらずるなり。之を要するに、賃銀を定む可き賃銀基金なるものある無く既に定れる賃銀により定れる賃銀基金あるのみ。「事前の賃銀基金」[Vorherbestimmte Lohnfonds]なるものある無くして、「事後の賃銀基金」[Nachherbestimmte Lohnfonds]あるもの

み。假りに賃銀基金なるものありとするも、夫はマルサス、リカード、ミル等の所謂賃銀基金にあらずるべく、從て又其主張の如き影響を賃銀決定の上に及すべき賃銀にはあらずる也。

第三 最後に勞力に對する需要は其需要者たる雇主の有無多少に應じて増減す。雇主にして多きときは其間の競争盛に、勞力に對する需要強大なるべく、之に反し、雇主にして少きときは、其間の競争衰へ、勞力に對する需要は微弱なるべし。之を以て雇主間の競争の有無強弱こそ、第三に勞力に對する需要の大小を決定し、延て賃銀額を左右するの力あるものと謂ふ可し。

然らば雇主間の競争の有無強弱を起す原因如何。夫は第一に市場の盛衰による可く、第二に金融の緩急による可く、第三に企業心の強弱による可く、第四に雇主間の組織の有無による可し。第一、第二、第三の原因に就ては別に説明を要せざれど、第四の原因に就ては一應の説明を要す可し。同種の雇主間即ち同業者間に一種の組合を組織し、組合の力を以て賃銀の引上を防がむとの企圖は、今日に始りたるにはあらず、既に遠くアダム、スミス、の時代に之を見たれども、近時、労働組合の運動盛に

雇主の競争の有無強弱

雇主の競争の有無強弱ある原因

して、其勢ひ動もすれば雇主を壓するより、雇主も亦之に對抗の策として、一層鞏固なる組合を組織し、相互の競争を避け、一致團結以て、賃銀の騰貴を抑壓せむとする者、太だ多きを加ふるに至れり。されば此種の組合の有無より、勞力に對する雇主間の競争に強弱の別を生ず可く、其結果、勞力に對する需要に強弱の別を起すべし。

第二款 勞力の供給

第一 凡そ勞力の賣買に際し、其の之を賣却せむ即ち雇入とする者ある所以は、一に全く相手雇主より代價として賃銀を得むが爲めのみ。換言すれば、相手雇主より得可き賃銀に對して、賃銀を認むればなり。之を以て、雇主の勞力に認むる價値の多少が第一に勞力に對する需要の大小を決定するが如く、勞働者の賃銀に認むる價値の多少が、先づ第一に勞力に對する供給の大小を決定するものと謂ふ可し。然らば、勞働者の賃銀に認むる價値に多少の別を生ずる原因如何。夫は雇主の場合と同じく

- 一 賃銀の功用の大小如何
- 二 賃銀に對する勞働者の慾望如何

賃働者の賃銀に認むる價値の多少

賃働者の賃銀に認むる價値の多少原因

勞力の生産費の大小

による。(一)而して賃銀の功用の大小如何は、賃銀の高によること勿論なれど、之を外にしては、第一に賃銀の種類如何、第二に賃銀の性質如何により決定す可し。例令ば、實物賃銀なると貨幣賃銀なると、又は名義賃銀等しきも、實質賃銀大なると小なるとにより、其功用に大差あるが如きは是れなり。(二)次に賃銀に對する勞働者の慾望如何は、第一に其身分により、第二に其境遇により決定す可し。例令ば、其身赤貧にして家に餘財無く、其日の收入を以て其日の家計を支持せざるべからざるものなると、然らざるものなると、又資産を有せざる迄も、勞働組合に加入するより、茲に後援を有するものなると、然らざるものなるとにより、賃銀に對する慾望の程度に大差を見るが如き、即ち是れ也。

第二 曩に述たるが如く、勞力是一種の財にして、賃銀は一種の價格なり。されば財の生産費が價格決定の一原因にして、而も價格の最低限度を劃するが如く、勞力の生産費は賃銀決定の一原因にして、而も賃銀の最低限度を劃す。即ち賃銀は如何に下落するも、其勞力の生産費以下には永く下落せざるべし。然らば、勞力の生産費『Produktionskosten der Arbeit』とは何ぞやといふに、元と勞力とは吾人々類の勞

働能力の實現に外ならざれば、勞力の生産費は勞力所有者の勞力生産費、即ち勞働者の生活費に外ならず、而して勞働者の生活費とは、勞働者並に其の家族が社會上の地位相當に必要とする生活費をいふ。之を以て勞力の生産費は、其國の文化の程度により、其地の風土氣候により、其時代の風俗習慣により、其市場の物價の高下により、其人の家族の大小により、其家族の共稼の有無により、其職の習得の難易により、其業の危険の程度により、其雇傭年限の長短により、千差万別あるべく、千變萬化するものなれども、一定の國、一定の地、一定の時、一定の職業に於ては、各勞働社會に略ぼ一定の生活程度なるものある可く、從て又略ぼ一定の生活費なるものあるべく、從て又略ぼ一定の勞力の生産費なるものあるべし。

若し勞働者にして此種の生産費をだに得る能はざらむか、早晩去つて他に轉ずべく、然らずんば、漸次營養の不良となり、心身の衰弱となり、一家の流離となり、罪惡の淵源となり、彼等は永久に向上發展の途を失うは勿論、永く其現状に維持する能はざるに至らむ。されば勞力の生産費こそ、通常勞働者の要求の最小限にして、賃銀にして其以下に下るに從ひ、勞力の供給は次第に減少すべく、其以上に上るに

勞力の生
産費と賃
銀

リカード
の賃銀法
則

從ひ、勞力の供給は次第に増加せむ。勿論賃銀にして勞力の生産費以下に下るこ
とあるも、勞力の供給は直に全滅するものに非ず。或は生活程度の引き下げによ
り、或は轉業の困難なるより、忍て現職に従事するものあるべけれど、通じて言ふと
きは勞力の生産費と賃銀との關係如何により、勞力の供給に増減の別を生ずべし。
然るに茲に一種の學說ありて、賃銀は一に全く勞力の生産費によつて決定せら
るとなす。元と此種の觀念は十七世紀の英吉利の學者並にチュルゴ、ネッカー
の創意に出で、次でマルサスは其人口論に於て之を證明し、最後にリカード出でて、
之が組織的説明を試るに至りぬ。されば世人通常之をリカードの功に歸するも
のなるが、氏は曰く「凡そ再生産せらるべき財の價値、從て又其價格は、一に全く其
の財の生産費によつて決定せらる。而して勞力も亦再生産せらるべき財の一種
なるが故に、勞力の價格即ち賃銀は、勞力の生産費により決定せらる。其故如何と
ふに、元來此種の財の價格には「自然價格」Natural price と「市場價格」Market
Priceの二種あり。此内(一)自然價格とは自然に定るべき永久の價格にして、(二)市場
價格とは需要供給の關係如何により、人爲に定るべき一時の價格なり。而して勞

力の自然價格とは勞力の生産費に一致せる賃銀にして、勞力の市場價格とは勞力に對する需要供給の關係により定る賃銀なり。然るに勞働の生産費とは、勞働者社會に於ける一般の生活程度に於て、勞働者及び其家族の生活を維持するに必要なる價額なるが故に、結局、勞力の自然價格は常に勞働者及び其家族の生活を維持するに必要な食物其他の必需品及び習慣に基く便宜品 *Conveniences* の價格に依て定る。之を以て、今若し勞力の市場價格に盡して、勞力の自然價格以上に昇るときは、勞働者の収入多く家計裕なるに至るを以て、結婚數は増加し、出産數は増加し、斯くて勞働者の數も亦増加すべければ、勞力の供給は需要を超過し、勞力の市場價格は次第に下落して、遂に再び勞力の自然價格に一致するに至る。若し又之に反し、勞力の市場價格にして、勞力の自然價格以下に下るときは、勞働者の収入少く、家計苦しきを以て、移住者並に獨身者其數を加へ、結婚數は減少し、出産數は減退し、斯くて勞働者の數も亦減少すべければ、勞力の供給は需要を充すに足らず、爲に勞力の市場價格は次第に騰貴して、遂に再び勞力の自然價格と一致するに至る。之を要するに、勞力の市場價格は一上一下瞬時も常なしと雖も、夫は皆一時の現象にし

て、結局は勞力の自然價格即ち勞力の生産費に歸着するものなれば、獨り勞力の生産費こそ、永久に賃銀を決定するものといふ可し。而して曩に述べたるが如く、勞働者社會に於ける一般の生活程度に於て、勞働者の家計を維持するに足るべき生活費に外ならざるが故に、其實、勞働者の供給を持續する原價を意味するものとなる次第なるが、人口は唯其生命を維持するに足る衣食のあらむ限り、増殖して止まざるものなるを以て、勞働者の供給は、常に勞働者間に於ける最低生活程度まで増加すべく、從て又賃銀は常に勞働者間に於ける最低生活程度まで引き下げらるゝの運命を免れざるものなり』と。(Ricardo, Principles of Political Economy, Chs. IV-V)。之を

『リカードの賃銀法則』 Ricardian theory of wages, Ricardo'sche Lohngesetz と名く。

由是觀之、リカードの賃銀法則なるものは、畢竟するに、前に掲げたるマルサスの思想に胚胎せるものなり、第五七七頁参照 此の法則にして果して眞なりとせば、勞働者が勞働組合を組織し又は同盟罷工を計畫して以て、賃銀の引上を要求するは、畢竟無意味の暴擧と評するの外無けむ。世の慈善家が進て賃銀を引上げ、社會改良論者が賃銀の引上の必要を絶叫するも、亦全く淺慮の擧動と評するの外なかるべし。

ラッサルの
賃銀鐵則

の減少は勞力の供給の減少を促し、勞力の供給の減少は賃銀の騰貴を促すてふ一段に就ても亦同一の批難を免れず。勿論賃銀の下落にして甚しく、遂に勞働者社會に於ける生活費の最低限度を越ゆるに至らむが、惡疫、饑饉、殺兒、捨老等交々起りて、人口の減少、勞力の不足となるべけむも、夫迄に至らざるの間は、一部に於て勞力の供給を減ずるか、全體に於て勞働者の生活程度引下るか、二者其一に出るに止り、爲に家族の減少、人口の減退、勞力の不足迄にも立ち至らざるのみならず、賃銀の減少により結婚數を減少し、出産數を減少すと云ふが如きは、一部の社會に於ては、之れあらむも、如何なる社會に於ても、常に然るべしと斷ぜられざる可く、又賃銀の減少による生活の困難が、是等勞働社會に於ける結婚數の減少、出産率の減退を招かざるも、尙ほ常に其死亡率を増加すべきは、必至の現象なれど、それとても、俄に著しき發生を見ざるべく、殊に是等の原因に基き、勞働者の供給の減少を實現するまでには、常に長年月日を要すべきが故に、其間に於ける、經濟社會の事情の變遷が、結局リカードの言の如き法則の實現を見ずして終るを常とせずや。唯夫れ最後にリカードの爲に、一言辯じ置かざるべからざることあり。そはマリーシャルも指摘せ

るが如く(註八)。リカードは、勞力の自然價格を以て、其際其國に於ける勞働者社會の一般の生活程度を標準とせる勞働者並に其家族の生活維持上の必需品及び其社會に於ける習慣に基く便宜品の價額なりと稱せし程なれば、之を以て一定不變の價格なりとは斷ぜず、一般社會殊に勞働者社會に於ける文化の程度及び風俗習慣の變遷に基き、變更あるべき旨を諷したれば、賃銀即ち勞力の市場價格の變化が、常に勞力の供給の上に、變化を起すべしと斷じたる次第にあらざるべし。然し乍ら、リカードが此點に關する説明を怠り、此點に重きを措くの態度に出でざりしは、確に一失にして、之が爲に、其の所説に基き、ラッサルをして賃銀鐵則の如き、極端説を唱ふるに至らしめたるの責を免れず。

註八 *Marshall, Principles of Economics, Br. VI, Ch. I.*

されど又翻て考ふるに、リカードの賃銀法則並に之に基き生ぜるラッサルの賃銀鐵則たる、孰れも深刻に、勞働者の受くる賃銀と其生活の間に密接なる關係あることを闡明せるものにして、現今歐米諸國の間に、盛に唱道せらるゝところの、彼の最低賃銀説(註九)の如き、此學説に負ふところ少からざるを覺ゆ。而して最低賃

銀に就ては、後に本章第五節に於て、之を述ふるが故に、茲には暫く之を省くも、労働者の自己の生活費が自己の賃銀決定の上に、至大なる關係を有するのみならず、之と競争の地位に在る他の労働者の生活費が更に又自己の賃銀決定の上に、至大なる關係を及すものなるの理を説明せむ。一例を擧ぐれば、女子労働者の競争が男子労働者の賃銀決定の上に及す大影響の如き、是なり。通常女子の賃銀が男子に比し低廉なるは、女子の勞力が男子の勞力に比し、労働功程劣るが爲めのみにあらずして、假令男子と同一の功程を有する場合にも、一般に女子は、男子の如く、其収入即ち賃銀収入を以て家族を扶助せざるべからざることなきのみならず、場合によつては、女子自己の生活費すらも、全然之に依らざることなき場合あるを以て也。而して斯く一家の生活費は申すに及ばず、自己一身の生活費の全部を負ふ必要もなき場合多き女子の労働者増加し來つて、自己一身の生活費は勿論、多くは一家全體の生活費を負はざるべからざる男子労働者に向つて、競争を營むことが男子労働者の賃銀の決定の上に影響して、男子労働者をして、止む得ず、其生活程度を引下ぐるか、然らずんば、自家も亦自家の女子をして、出て、労働に従事せしむる外なき

に至らしむべし。此事たる、幼少年労働者の場合に於ても、亦同一にして、結局、女子労働者といひ、幼少年労働者といひ、其物自體の發生が、其物自體の増殖の原因となり、結果となりて、愈、出て、愈、多く、成年男工の生活の上に、壓迫を加ふるなり。此點に關し、セリグマンが米國に於ける移民の例を引用せる一節に曰く「現今、米國に於て、年々の移民が、土着の労働者より、低廉なる賃銀を受けて甘ずるは、渡來勿々、未だ土地に慣れず、熟練足らずして、其生産額が、土着の労働者に及はざるが爲めのみならず、各、其母國に於ける從來の生活程度が、米國に於ける同種労働者の生活程度に比し、低きが爲め、新境遇に觸れ、新生活に慣るゝまで、低廉なる賃銀を以て満足し得なければなり」と註一〇。由是觀之、米國に於ける移民中、にても、容易に米國の風俗に化せず、或は終始母國に於けると同一の低度なる生活に甘ずる風ある東洋移民が、此國に於ける、労働者の仇敵となりて、屢、排斥を被むるは、故なきにあらずるなり。そは兎に角、以上論ずる所により、労働者の生活費即ち勞力の生産費が、勞力の供給上より、有力なる賃銀決定の一原因たることを知るを得たれど、同時に、賃銀は單に是れのみにより決定して後動かざるものなりとなすの非理なることも、

亦論ずる所に依て、首肯し得可し。

註九 労働者の生活費と最低賃銀説の關係に就ては、本章第五節参照

註一〇 Seligman, Principles of Economics, P. 420.

第三 最後に、勞力の供給は、其供給者たる労働者の競争の有無強弱に應じて増減すべし。通常、労働者にして多きときは、其間の競争も亦盛に、勞力の供給其勢を加ふべく、之に反し、労働者にして少きときは、其の間の競争、衰へ、勞力の供給其勢を減すべし。之を以て、労働者間の競争の有無強弱こそ、第三に勞力の供給の大小を決定し、延て賃銀額を左右する力あるものと謂ふべし。

果して、然らば、労働者間の競争の有無強弱を起す原因如何。そは第一に人口の多少によるべく、第二に事業の盛衰によるべく、第三に労働心の強弱によるべく、第四に交通の便否によるべし。然れども之は一般的原因にして、之を外にして、尙ほ労働者間の競争を大小強弱ならしむる特別原因あるなり。何ぞや、曰く

- 一 勞力の品質如何
- 二 組織の有無如何

労働者の
競争の有
無強弱

労働者の
競争に強
弱ある原
因

三 仕事の性質如何

是れ也。(一)曩に述べたるが如く、凡そ労働には品質上より二種の別あり。其一は熟練労働にして、其二は不熟練労働なり第十一章 第二節 参照 熟練労働とは、カール、マルクスの所謂「特殊労働」Spezielle Arbeit にして、それ々々其職業に應じて、特殊の熟練を要し専門の伎倆を備ふべき労働なり。不熟練労働とは、カール、マルクスの所謂「普通労働」Allgemeine Arbeit にして、別段の熟練を要せず、從て又専門の伎倆なくして、誰しも容易に従事し得べき労働をいふ。而して洋服裁縫師、美術工藝匠、玻璃職工、機械職工、大工、左官の如きは前者に屬し、小使、人夫、人足、工夫の如きは勿論我國に於ける紡績職工、燐寸職工の如きも亦幾分後者に屬す。而して熟練労働一名特殊労働は専門の伎倆を要し、從て特別の熟練を要するが故に、此種の労働は多少獨占性を有し、猥りに局外者の競争を許さざるべければ、常に其數略ぼ一定して、競争激烈ならず。之に反し、不熟練労働一名普通労働は唯人間普通の體格と智能とだに有せば、誰れでも直に且つ容易に之に従事し得可ければ、此種の労働者は常に其數豊富にして、動もすれば供給過多となり易く、從て、競争常に盛に行はる。(二)斯くて熟練勞

働者は其地位比較的安固なれば、強て労働組合を組織する必要無く、又必要ある場合には、容易に之を組織し得べきに反し、不熟練労働者は其地位常に不安固なれば、労働組合を組織するの必要切實なるに、之を組織する事容易ならず。さりながら、何れの種類の労働者に於ても、同種の労働者相集て堅固なる一團となり、労働組合を組織するに至らば、競争は絶無に歸す可し。之を以て熟練労働たると、不熟練労働たるとを問はず、將又特殊労働たると、普通労働たるとを問はず、斯かる組織の有無強弱如何により、労働者間の競争の程度大に異なるべし。(三)更に又労働者間の競争の程度は労働の性質により大差を生ずべし。之れ數多き労働の内には、危険の大なるものある可く、水夫、火藥、工の如き人情之を好まざるものある可く、屠者、革工、の如き人格の高きを要求するものある可く、工の如き凡そ此の如きは誰しも従事するを欲せざる可く、又誰しも従事する能はざるものなるを以て、自から競争者少ければ也。

第三款 勞力の需給と賃銀

斯くて勞力に對する需要の高は、上記三種の原因如何によつて定ると同時に、其勞力に對する供給の高も亦上記三種の原因の如何によつて定る。而して此の如

勞力の需給と賃銀の高低

賃銀決定に關する非經濟的原因

くして定れる勞力に對する需要の高と供給の高と、互に相一致するときは、賃銀は平準に歸すべく、然らずして、勞力に對する需要の高にして其供給の高を超過するときは、其超過の程度に應じて、賃銀は平準以上に高く定るべく、即ち賃銀若し又之に反し、斯く定れる勞力の供給の高にして、其需要の高を超過するときは、其超過の程度に應じて、賃銀は平準以下に低く定るべきは、即ち賃銀一般物價の場合と異なるなし。以上論ずるところは、發達せる交通經濟組織の下に於て、通常賃銀の決定すべき常道なり。然れども、人事の複雑なる、賃銀は常に斯の如き經濟的原因によつてのみ決定せられずして、又時に人情、風俗、習慣、情誼等、非經濟的原因によつて左右せられ、増減さるゝことあるは、之れ亦一般價格の場合と同一なるのみならず、特に賃銀に於て其の場合多きを見る。之れ蓋し地方に於ける雇主と被雇人との間には、今尙ほ往々にして主從的觀念の殘存するものあるを以てなり。されど賃銀が非經濟的原因により左右せらる可きは、昔に多くして今に少く、而も交通經濟組織の發達と與に、日に月に其勢力を失ふものなれば、大局より論じて、賃銀は主として勞力に對する需要供給の關係に定るといふも、必ずしも過言に非ざる也。

第四節 賃銀問題と労働問題

労働契約
と不自由
契約

以上前節に於て述たる所を綜合するに、今や勞力は一種の財なり、雇主は其買手なり、労働者は其賣手なり、賃銀は其間の需要供給の關係に定るべき一種の價格なりといふに歸着す。果して然らば、一般の價格の決定と同様に、賃銀の決定は之を自然の成行に放任して、少しも干渉すべからざるものなりやといふに、必ずしも然りと斷ずるを得ず。是れ蓋し勞力は一種の財なれども、他の財と全然同一性質のものにあらざる可く、労働者は勞力の賣手なれども、他の財の賣手と異なる境遇にあるものなる可く、從て、其價格たる賃銀の決定も亦全く普通の價格の決定と同一視して、之を自然の成行に放任する能はざるの事情あるを以てなり。今其理由を説明せむに

- 一 通常労働者は貧困にして、其日の收入を以て其日の生活を維持せざるべからざるの窮境にあるが爲め、賃銀に對する慾望は常に強烈なること
- 二 斯かる事情あるが上に、労働なるものは、畢竟するに、人の心身を勞すること

なるを以て、需要の増減に應じて、供給を増減すること、他の財の如くなる能はざること

三 加之、労働者なるものは、單に労働に衣食するものなること、上述の如くなるからには、資本家の財に對するが如く、然く容易に、勞力の供給を制限する能はざるを以て、動もすれば、供給過多の弊に陥ること

四 斯かる場合にも、労働者は、一身一家の事情に制せられて、需要を追て、他に走る能はざる場合多ければ、益、需給の調和を失せしむるの傾向あること

五 之を以て、通常労働者間の競争は、之を雇主間の競争に比し遙に猛烈なるべき性質を有すること

六 以上五種の事情あるに搗て、加て、今や資本制度の發達は、雇主即ち資本家と労働者との間の企業上に於ける勢力の懸隔を甚しからしめ、労働者は、資本家との労働契約上に於て、常に不利の地位に立ち、不法の條件を強られ、至當の賃銀を得られず。名は自由契約なれど、其實往々極て不自由なる契約たるに終ること

七 然るに勞力は、一種の財なれども、勞働者の身體を離れて存するものにあらずれば、契約の不自由は、總て勞働者の心身の不自由（即ち心身の束縛）を伴ふべきこと是れ也。されば賃銀の決定をして自然の成行（即ち自由契約）の儘に放任せむか、屢々賃銀の公正を失するのみならず、動もすれば勞働者をして奴隸と相去る遠からざるものたるに至らしむ。前者は忍ぶべしとするも、後者は忍ぶべからず。是れ賃銀問題は總て勞働問題たり、又總て社會問題たる所以なり。

然らば之に處すべき方法如何。一は自助法にして、他は他助法なり。一は勞働者の團結にして、他は國家の保護なり。若し勞働者にして個々孤立にては、極て不利なる自己の地位を自覺し、此境遇より脱する唯一の方便たる一致協力の精神を涵養せむには、勞働組合（註一）を組織すると、必ずしも困難ならざる可く、勞働組合にして組織せられむには、優に雇主に對抗し得るの勢力を得可けむ。小能く大を制するの途は、之を措いて他に又良策無きなり。されど、之は一般勞働者の智識の發達を俟つにあらず、望むべくして行はれ難き所なり。之を以て國家は之を期するを以て足れりとなさず、其國工業の發達の程度を標準として、之に適應す可

勞働組合
と工場法

き工場法（註一）を制定し、勞働年齢、勞働時間、徹夜業、婦人勞働、賃銀支拂等に制限を設け、勞働契約に向て適度の干渉を試むる等、勞働者保護の策を講ずるの用意なかるべからず。

註一 『勞働組合』Trade Union, Gewerkerreihe とは一名『職工組合』とも稱せられ、自己の利益を保護増進するを目的とする、同種勞働者の團結をいふ。されば勞働組合の爲すべき主なる業務は

- 一 勞働契約の衝に當ること
- 二 勞働保險の任に當ること
- 三 勞働紹介の局に當ること

等とす。（一）勞働者の利害關係は主として勞働契約の上に在り。然るに勞働者單獨の力にては到底雇主に抵抗すべからざるか故に、屢々不利の勞働條件を強らる。勿論、工場法を制定せる國に於ては、豫め法律を以て勞働時間、休憩時間、休業日、賃銀支拂法等を規定し居るが故に、是等の點に就ては、雇主の壓制を被らざる可きも、最も肝要なる賃銀の約定に就ては、國家の力も亦及ばざるが故に、勞働組合の勢力を借る必要生ずるなり。勞働組合は時勢に應じて勞働條件に關する一定の準則を定め置き組合員をして之に基き雇主と勞働契約を締結せしめ、若し組合員にして之に依らずして勝手に雇傭の契約をなすときは、直に之を除名す。されば勞働組

合は組合の勢力を以て間接に労働契約の衝に當るものといふ可し。(二)労働組合は又組合員の傷害、疾病、老廢、失職等に對して保險の制を設け、組合員共済の實を擧ぐるとなり。(三)斯くて労働組合は組合員の失職に對し保險の制を設け、其急を救ふの途を講ずると同時に、又別に労働紹介の任に當り、労働者をして一日も早く職業を得せしむるの便宜に供するを常とす。

次に労働組合の組織如何といふに、通常組合員は一國(時には數國に亘ることあり)又は一地方に於ける一定資格の同種労働者より成り、何れも中央に本部を設け各地に支部を置き、常に互に氣脈を通じ一致の行動を採る。本部には書記長、會計及び委員會を設けて執行機關となし、別に各支部の代表者より成る本部會を設けて議決機關となす。支部に於ける組織も大要之に同じ。

元と労働組合なるものは十八世紀の末、英吉利に發生し、英吉利に成功し、其後漸次諸國に普及したるものにして、獨逸統計年鑑により千九百十一年に於ける主要諸國の労働組合員數を示せば左の如し。

獨逸	三、九二三、六八七	英吉利	三、〇一〇、三四六
北米合衆國	二、二八二、三六一	澳太利	六六九、八〇二
瑞典	一一六、五〇〇	和蘭	一六九、一四四
丁抹	一二八、二二四	瑞西	一一七、九九九
匈加利	九五、一八〇	諸威	五三、八八〇

我國に於ては明治三十一二年の頃、鐵工組合起り、日鐵矯正會起り、活版工組合起り、一時は稍成績好良なりしも、間も無く内部に紛擾生じて、相次て倒れ、我國職工の智識の程度は、未だ此種の組織に適せざるを證明しぬ。

註一 「工場法」 Factory Legislation, Arbeiterschutzgesetzgebung とは、労働者が工場生活より被むる可き弊害を除去せむとの目的に成る法律をいふ。其内容に至ては、各國立法の相違により、多少の相違を免れざれども、通じて論ずるときは、次記の六項より成るものと謂ふ可し。

- 一 子供労働に關する制限
- 二 婦人労働に關する制限
- 三 労働時間に關する制限
- 四 休業日に關する規定
- 五 操業に關する保護規定
- 六 貨銀支拂に關する取締

是れ也。以下順を逐て之を説明せむ。

第一 子供労働に關する制限 工場法中、先づ第一に規定す可きは子供労働なり。昔は子供にして労働に従事するが如きは、絶て無くして稀に存する所なりしも、近世的工業(即ち機械使用の工場工業)の勃興するや、次第に其の多きを加へ、今や到る處其數益多からむとす。是れ蓋し近世の工業は機械の使用と分業の發達

とにより、各部の仕事が簡單ならしめ、容易ならしめられたれば、可憐な児童と雖も猶且つ之に参加し、之に従事し得ることとなりたればなり。斯くて世に無数の小労働者を出すに至りしのみならず、其数の無量なるより、賃銀は低廉となり、労働時間は延長せられ、年少者苛使の弊漸く世人の注意を喚起するに至りたれば、遂に各國與に之が取締法を設くるに至りぬ。而して此種の取締法の規定は、國々により種々様々にして、必ずしも其軌を一にせざれど、略ぼ其標準規定と稱せらるゝものを擧ぐれば左の如し。

普通子供労働として特別の保護を享くるものは、滿十八歳以下のものに限る。滿十八歳以下滿十四歳以上のものは之を少年工と稱へ、一日十時間の労働を以て限度とし、滿十四歳以下滿十二歳以上のものは之を幼年工と稱へ、一日六時間の労働を以て限度とし、滿十二歳以下のものは全然労働を禁止す。又幼年工與に原則として夜間労働、日曜日労働を禁止し、一定の豫防的設備ある場合に限り、有害又は危険なる業務に従事することを許す。

第二 婦人労働に關する制限 元來、婦人は家庭労働、農業労働、若くは家内工業にこそ従事したれ、其遂に工場労働に従事するに至りたるは近時のことなり。其終に之れあるに至れる原因及び之に基き生ぜる弊害に至ては既に第十一章第三節第一款第二項に詳述せしかば、茲に之を再せざるべし。夫は兎に角、假令幼年工にも非ず、又少年工にも非ざるも、既に女工たる以上は之に對して特別の保護規

定の必要を認むるは、今日文明國に於ける常態なり。然らば女工に對して如何なる保護規定を設くるやと云ふに、之れ亦國々により多少の相違あれど、通じて言ふときは、一日十一時間の労働を以て限度となし、一切の徹夜業並に一定の條件を具備する場合の外、有害又は危険なる業務に従事することを禁止、産婦は産後四週間労働に従事するを得ずと定むるを普通とす。

第三 労働時間に關する制限 労働時間の制限とは成年工に對する最長労働時間の制限をいふ。幼年工、少年工、女工に對し労働時間を制限すべきは論無きも、更に一步を進めて、成年工に對しても亦同じく労働時間を制限すべきか。之れ隨分議論多き所なり。反對論者は曰く、心身與に十分に發達せる成年工に對してまでも、斯る干渉を取てするは有害無益なり。彼等は長時間の労働に堪へ得可く、又堪へ得べき労働時間を覺知し得るの膂力あるものなれば、徒らに労働時間を制限するは、彼等の自由を束縛するものなりと。贊成論者は曰く、労働者は通常生計裕かならざるものなるを以て、誘ふに増賃銀を以てせむか、堪へ得ずと知りつゝも尙ほ且つ之を承諾せむ。斯ること度び重るに及ては、遂に彼等の健康を害し、夭死、早衰交々臻て、小にしては個人、大にしては國の大害を醸すに至る可しと。孰れにもせよ、此のことたる一國の經濟上社會上に重大なる關係を有するものなるを以て、暫く之を工場法中に、明定するを避くるの國多く、其之を明定するは、瑞西、澳太利、露西亞、佛蘭西等の外に出でず。而して是等四箇國の規定を見るに、佛國は一八四

八年法律を以て一切の工場に於ける一日十二時間以上の労働を禁じたるが、其後
女工、少年工等と同一の場所に労働する者の労働時間を制限することとし、千九百
四年に其の最長労働時間を十時間とせり。次に澳太利及び瑞西は十一時間を以
て一日の最長労働時間とし、又露西亞は十一時間半を以て一日の最長労働時間と
し、日曜祭日の前日は十時間を以て限度とせり。

第四 休業日に關する規定 人間は機械にあらざるが故に、労働者にも亦時
に休養を要す。然るに雇主は産額の増加を欲して之れを欲せず。労働者も亦日
前の利益に眩惑して之を欲せず。遂に一年を通じ、二年を通じ、三年を通じて、間斷
無く労働するに至らむか、遂に健康を害して復た救ふべからざるに至らむ。之れ
國家が豫め法律を以て休業日を規定し置くの必要ある所以なり。此點に關する
各國の立法例を見るに、通常日曜日並に大祭日に限り労働に従事するを禁ず。但
し、其範圍を幼年工、少年工、女工に限り、之を成年工に迄も及ぼすものは未だ多から
ず。

第五 操業に關する保護規定 元來工場なるものは、比較的狹隘なる場所に
多人數を集め、無数の機械を運轉せしむるものなれば、之に對し何等の取締無らむ
か、往々にして労働者の生命、健康並に風儀を害すべし。之れ國家が工場法を設け
て工場の取締を嚴にし、工場の容積を定め、工場内の温度、採光、通氣、瓦斯塵埃の排除、
機械に對する危険豫防等の設備を命ずる所以なり。されど此の如き複雑なる取

締事項に就き、一々詳細なる規定を設けむは、獨り不可能なるのみならず、又實行上
極めて困難なる可し。之を以て各國與に工場法には一般に通ずる概則を規定し置
くに止め、詳細なる事項は、之を各工場の種類に従ひ、工場監督官の手加減に一任す
るもの多きが如し。

第六 賃銀支拂に關する取締 この項に屬するものは、國の事情、土地の狀況
により種々なれども、大要は次記の四項より成る。即ち

- 一 物給制度の禁止
- 二 賃銀減額の取締
- 三 第三者に對する賃銀支拂の制度
- 四 賃銀支拂期日の規定

是れ也。(一)物給制度即ち實物賃銀制度の害多くして利少きは、既に本章第二節第
一款に述べたれば之を省く。(二)工場主が労働者の過失怠慢其他労働規則違反の
罪を以て賃銀減額を行ふは、或程度まで必要なるを認むるも、又同時に之が濫用を
取締らざるべからず。之を以て工場法は之れが適用の範圍、限度、並に罰金使用の
方法等に關し、規定する所なかるべからず。(三)賃銀は労働者に取て唯一の收入な
れば、第三者に對する賃銀支拂に關して相當の取締を要す。之の故に通常工場法
に於て賃銀は一定額を限り、若くは一定の條件の下に於てのみ、之を差押へ得ると
の規定を設くるもの多し。(四)又賃銀は労働者に取て唯一の財源なれば、永く之れ

が支拂を猶豫せむには、遂に借金を起し、負債に苦しむの弊害を伴ふべし。之の故に工場法は賃銀支拂期日を規定し、通常一週間に之を支拂ふ可しと定むるもの多し。

此外労働規則に關する取締、労働帖に關する規定、解雇豫告期間に關する規定、労働契約違反の場合に於ける取締、工場監督官に關する制度等、工場法中に規定すべく、又現に規定され居る事項あれども、煩しければ之を省く。

第五節 最低賃銀

然るに工場法を制定すればとて、之に依て、直接賃銀の引上又は賃銀の公正を得べきにあらず。又労働組合を組織すればとて、其勢力雄大ならざる限りは、常に賃銀の下落を防止し得べきにあらず。之を以て、労働組合が、其團結の力により、雇主との間に、固く賃銀の最低額を約定し得べき場合は可なれども、然らざる場合、又然する能はざる方面には、國家は更に一步を進め、國家の權力により、法律を以て各種賃銀の最低額を限定すべしとの説出づ、方今、歐米諸國に盛なる最低賃銀説なるもの、即ち是れなり。然らば「最低賃銀」Minimum Wages, Minimallohn とは何ぞやといふ

最低賃銀
の意義

最低賃銀
の理由

に、之に關する學説未だ一定せず、之を以て普通の労働能力を有する労働者詳言すれば各地各業に於て平均の労働能力を有する労働者が當然取得せざるべからざる賃銀額なりと説くものもあれど、多くは、労働者の生活程度と關聯せる觀念を有し、之を以て勞力の生産費、即労働者の生活費と解し、唯其の生活費を以て其國の文化の程度と、其地の習慣に基き、自から其社會に定る所の普通の生活程度となすものゝ如し。是れ最低賃銀なるものが又一に「生活賃銀」Living Wages たる別名を博する所以なり。

そは兎に角、何故に最低賃銀なるものを約定し、又は一步を進め、之を法定するの必要あるかといふに、凡そ労働者なるものは、通常、賃銀を以て唯一の収入とし、全く之に依て生活する外なきものなること、曩に述べたるが如くなるを以て、賃銀こそ、労働者の生活程度を定むる唯一の基礎なり。然るに從來永く一定の生活程度に慣れたる者が、俄に之を引下ると、通常人性の忍び難き所にして、殊に労働者の如く、平素より生活程度高からず、又生活上の餘裕多からず、漸く口糊を濕すに過ぎざる生活程度に在る者多數なるの社會にありては、更に其以下に引下ぐるは至難と謂ふ可し。之を以て、一般に労働者は、賃銀の騰貴を喜ぶよりも、其下落を恐るゝこと

甚しく、騰貴するを欲するよりも、下落せざるを欲するの情切なるべく、結局如何なる場合に於ても、労働者としての普通の生活をなすに足る賃銀を得之に依て、常に生活維持の最低限度を確保せらるゝこと、其最も幸福とする所なり。且つ夫れ労働者の如き、労働を以て唯一の生活資料となし、絶えず激しき労働に従事する者にあつては、又絶えず其労働能力を補充するの給養を得せしめざるべからず。而して此種切要なる給養を得せしめ、絶えず其労働能力を復活し得せしむることたる、獨り労働者の爲めのみならずして、又同時に、之を使役する企業家の利益たるや論なし。然るに通常労働者は其供給多く需要を超過し、現役者即ち現に労働に従事する者の背後には、常に彼の所謂『豫備軍』*Reservearmee* 即ち失職者の控るありて、何時にても、又如何なる労働条件にも直に立つて之に代らんすとするあれば、競争の結果、労働条件殊に賃銀の如き、動もすれば、次第に低下し、遂に一般労働者が、相率て労働者としての普通の生活をも爲す能はざる悲境に沈淪するに至る。斯くの如くにして、一般労働者が、其労働能力維持に必要な給養さへも得ず、次第に其心身の衰弱を來さむには、之が労働功程を減ずるが故に、國民經濟上の大害なるのみならず、之を雇用する一

最低賃銀
の利害及
現状

般企業家に取つても、直接大なる打撃となるべけれど、差し當り、代用者に苦しまざる限りは、目前低廉なる賃銀を喜ぶの風あるを以て、國家は、國家百年の長計上より、各種の労働者に就き、それ〴〵其社會に於ける一般的生活程度を標準として、最低賃銀を法定すべしといふに在り。

賃銀も亦一種の價格なれども、財と勞力とは、其性質を異にするが故に、之が決定をして、他の財の價格の如く、全然自由契約のなす所に放任すべからざるは、既に曩に述べたるが如し。而して前記の最低賃銀法定の理由も、亦一々道理なるが故に、昔日は、兎に角今日の文明國に於けるが如く、資本の勢力甚しく増長して、労働組合の勢力を以てするも、到底能く對等の商議を遂ぐる能はざる場合多き時勢の下に於ては、國家が公益上の理由に基き、或る程度まで労働者の生活を保證すべき最低賃銀を法定するは、必ずしも不當の干渉なりと評し難し。唯夫れ如何なる標準に基き、最低賃銀額を法定すべきか、換言すれば、如何なる生活程度を以て、それ以下には、決して低下せしむべからざる生活程度と認むべきかの一點に至つては、甚だ判定に苦しむ所にして、又其の一點の如何により、最低賃銀其物の利害得失をも分つ

べし。其程度にして、高きに失せば却て弊害多く、低きに失せば遂に何等の功あるなし。是れ此問題は、今や理論として多く賛成を博すれど、實行上に於て甚だ困難を感ずる所以なり。然し乍ら、現在とても既に此制度を採用せる國少からず。最近英吉利は炭坑業及び主要なるスエーデン Sweating 工業に就て、之が採用を見、其他濠洲及びニュージーランド並に米國東部の數州に於て、之が採用を見る。

第六節 賃銀と勞働功程

斯くて近世の國家に於ても、直接勞働者の生活を保證せむが爲に、之が最低賃銀を制定すること、未だ普きに亘らざれども、さりとて現社會組織に於ける勞働者の境遇を思はゞ、一には彼等の團結の力即ち労働ににより、二には國家の法制の力即ち工場法のにより、彼等の地位を嵩め、彼等の人格を傷けざるの用意なかるべからず。然るに此のことにして行はれむか、間接直接の差こそあれ結局勞働者に支拂ふべき賃銀の絶對的又は相對的增加となりぬ可し。果して然りとせば、勞働者に支拂ふべき賃銀の増加は、自から生産費の増加となり、小にしては當該生産の衰運を招き、

賃銀の増
加と生産
費の増加

大にしては國際競争場裡に於ける自國産業の競争力を減殺するに至らざるか、之れ大に研究を要する問題なり。

此問題に關し、然りと是認するものあり。然らずと否認するものあり。議論百出、停止する所を知らざるは、此問題に關する古來の常態なれども、究局する所、次記二種の異說に歸着するものゝ如し。

- 一 高き賃銀は常に必ず高き勞力なりとの説
- 二 高き賃銀は必しも高き勞力に非ずとの説

即ち是れ也。前者は舊說にして、後者は新說なり。先づ舊說より説明せむに、曰く、凡そ勞働者なるものは、收入多きに從て愈、怠慢となり、收入少きに從て愈、勤勉となる。之の故に人若し勞働者をして勤勉ならしめむと欲せば、賃銀を引下るか若くは之と同一の結果を生ず可き日用品の騰貴又は増加により、彼等の生計を困難ならしむるに如くは無しと。此説は十七、八世紀の頃、チャイルド Sir P. Child ツーカ I. J. Tucker アーサー・ヤング Arthur Young 等の諸學者により、頻りに唱道せられ、永く人心を支配せしが、十八世紀の中頃より之に對する反對説出て、就中、アダム、スミ

賃銀の高
と勞力の
低と不廉

ス、ベンジャミン・フランクリン、マツカロツク、セニオル（註一三）及び近時に至てはシニルツエ、ゲザア・ニツ Gerhart von Schulze-Gävernitz シニホフ G. Schönhof（註一四）等輩出するに及て、或は心理上より、或は生理上より、諸種の事例を引用して以て、遺憾なく舊説を論破せり。之を新説となす。其説に曰く、彼の牛馬を見よ、營養充分なるときは勞働力も亦増加し、營養不充分なるときは勞働力も亦減少す。牛馬然り、人豈に然らざるを得むや。賃銀にして低きときは、營養を怠り、體力を減じ、元氣衰へ、勞働能力從て減ず。之れに反し、賃銀にして高きとは、營養加はり、體力増加し、智能を嵩め、勞働能力從て加はる。且つ夫れ人類は牛馬と異なり、報酬厚きに從て勞働心も亦厚く、魚心水心交々臻て、大に其勞働功程を加ふ可し。之を以て高き賃銀は、必ずしも高き勞働力に非ず、却て安き勞働力たる場合多しと。

註一三 マツカロツク曰く、愛蘭人、波斯人、印度人の低き賃銀は果して彼等をして勤勉ならしめたりや、將又英人、米人、和蘭人の高き賃銀は果して彼等をして怠慢ならしめたりや。事實は全く之に反するに非ずやと。セニオル曰く、之を英吉利の製造家に於て、佛蘭西に工場を有する者に聞く、佛蘭西に於ては英吉利よりも賃銀安きに拘らず、生産費は却て増加すと。一見不思議の如くなれども、其事實然らず。之

賃銀の低きに基く
勞働力の高き
賃銀の低きに基く
勞働力の高き
賃銀の低きに基く
勞働力の高き

れ佛國勞働者は賃銀低きも勞働能力も亦少きより、之を英吉利に比すれば、多數の勞働者を要し、多額の建築費を要し、多額の監督費を要するが爲なり。英人一人の生産する所は佛人二人の生産する所にして、英人一人の能くする所は愛蘭人三人を要する所なり。されば英人一人の賃銀は佛人二人の賃銀に當り、愛蘭人三人の賃銀に當るも決して高き賃銀にも非ず、又高き勞働力にもあらざるべし。

註一四 Schulze-Gävernitz, Der Grossbetrieb, ein wirtschaftlicher und sozialer Fortschritt, 1892 (山崎覺次郎譯『大工業論』明治三十六年、有斐閣出版) G. Schönhof, The Economy of High Wages, London & New York, 1892.

以上兩説を吟味するに、孰れも一面の眞理を含むものゝ如し。即ち國により、時代により、高き賃銀は常に必ず高き勞働力なることあり、又た高き賃銀は却て安き勞働力なることある可し。昔に於ては第一の場合多く、今に於ては第二の場合多く、未開國には第一の場合多く、文明國には第二の場合多し。更に其の理を詳説せむに、凡そ高き賃銀の、高き勞働力たるに安き勞働力たるとの區別を生ずる原因は、大略次記三種の事情の如何による。即ち

- 一 其國文化の程度如何
- 二 賃銀増加の程度如何

三 機械使用の適否如何

是れ也。(一)萬事舊習を墨守し、因循姑息にして、向上心乏しき未開國民にあつては、一朝收入増加し、生計に餘裕生ぜむか、其餘裕あるに安じて慢心起り、再ひ生計に窮するに至る迄働かず、動かさず悠々惰眠を貪るべければ、何等労働能力を加ふることなく、却て減少すべけれど、之に反し、萬事進取を旨とし、有爲活潑にして、向上心強き文明國民にあつては、收入の増加は、修養の増加となり、營養の増加となり、労働力労働心與に増進して、多々益、労働能力を加ふ可く、殊に賃銀の増加は、労働者を刺戟して、其勢力を業務に集中せしめ、傾注せしむるの結果となる可し。(二)されど未開國民は申すに及ばず、文明國に於ても、賃銀の増加率僅少なるときは、其結果現はれざる。と與に、賃銀の増加率多大なるときは奢侈となり、放逸となり、濫費起り、慢心生じて、何等好果なきに了らむ。之の故に賃銀の増加は漸を以て加ふ可く、漸を以て加ふるに於て、刺戟となり、獎勵となり、労働心増加し、労働能力加はるべし。(三)更に又高き賃銀の却て安き労働となるは、賃銀の騰貴に刺戟せられて、機械の發明起り、機械の應用起り、依て以て労働力を節約するにもよるなり(註一五)(註一六)。之を以て、高き

賃銀の高き労働となると、安き労働となるとは、機械の應用に適する生産なると否ともよる可し。

註一五 賃銀の騰貴は一方に於て機械の發明を促すと同時に、他方に於て爲に良工生ず。斯くて生ぜざる良工によるにあらずむは、嶄新なる機械を敏捷に且つ有利に運轉する能はず。嶄新なる機械を敏捷に且つ有利に運轉するにあらずむは、労働力は節約されず。於是乎、乃ち知る、賃銀の騰貴あつて初て労働力の節約起るを。更に知る、高き賃銀によつてのみ初て安き労働を得ることを。

註一六 新機械の發明、新機械の應用により、労働力を節約することの著しきは、既に第四章第二節に於て詳述せしむ、更に茲に二三著明なる事例を掲げむ。フキリッポヴッチ曰く、米國の調査によれば、前代に比し、現今機械使用の爲に省ける労働力の割合は、紡績業に於て三割乃至五割、農具製造業に於て七割、製靴業に於て八割、製粉業に於て七割五分に當ると。シェーンホフ曰く、建築に用ゆる方形條鐵に關する鍛工の賃銀を見るに、獨逸に於ては一日三馬克(一圓五十錢)にして、米國に於ては一日三弗(六圓)なり。然るに其價は却て反對にして、獨逸にては一封度九仙なるに米國に於ては三仙四分の三に過ぎずと。又曰く、時計製造に機械を使用するに至りし以來マサチュセツ州に於ては、十弗七十一仙の高賃銀を支拂ふに拘らず、シユヅアルツ、ヴァーールド(獨逸)のトリールヒに於ける十乃至十二馬克の労働力なる時計よりも廉價に製造せらる。セリグマンも亦曰く、米國に於ては鋼鐵品、靴、衣服、

時計等の製造には、特に高給の職工を使役するも、尙ほ其價格比較的に低廉にして、薄給の職工を使役して製造せる他國の製品を、市場に於て壓倒すと。是れ皆高き賃銀を支拂ふて良工を雇ひ、嶄新の機械を使用して勞力を省くより、却て生産費を減ずるが爲ならずんばあらず。

賃銀の高
低と勞働
功程

之を要するに、勞力の廉不廉は賃銀の高低に決せずして、勞働功程の多少に決すべく、而も勞働功程の多少は勞働力の大小に決す可く、勞働能力の大小は勞働者の心身の健不健に決す可く、勞働者の心身の健不健は勞働者の収入の多少に決す可く、勞働者の収入の多少は賃銀の高低に決す可し。斯くて賃銀の高低は勞働功程の多少を決するが故に、高き賃銀は必ずしも高き勞力に非ずして、却て安き勞力たることあるなり。唯夫れ、其の之れある場合、及び其の之れある程度は、一切の國民一切の勞働者、及び一切の生産を通じて、一切同一なりと稱せられざるのみ。

勞働時間
の長短と
功程の増減

以上論ずる所は主として賃銀の増加と勞働功程の關係なれども、勞働時間の短縮と勞働功程の關係に於ても亦同一の理なり。低度文明の勞働者に對して勞働時間を短縮し、殊に一時に勞働時間を短縮すること甚しきに失せば、其功果舉らざるべきも、高度文明の勞働者に對して漸次に勞働時間を短縮せむか、勞働者は依て

工場法及
勞働組合
と功程

得たる時間を利用して、心身の休養を計り、之に依て、更に次に大に活動し得べき活力を養成すべく、又勞働時間の減少は、賃銀の増加と同じく勞働者をして勢力を業務に集中し傾注せしむるが故に、永き間には却て勞働能力を増加し、勞働功程を増加し、製品の改良となり、製品の増加となり、遂に雇主をして長き勞働時間は必ずしも安き勞力に非ず、短き勞働時間は必ずしも高き勞力に非ず、常に適當なる勞働時間と休養時間を得せしむること、却て安き勞力を得る所以なるの理を首肯せしむるに至らむ。

斯くて、方今文明國に於ては企業利潤の許す限り、漸次賃銀を引上げ、勞働時間を短縮し、依て以て勞働者の生計を裕ならしめ、依て以て勞働者に心身体養の期を得せしむるは、資本家も亦自から利する所以にして、常に勞働組合と戦ひ、終始工場法に抗するは、却て自から損する所以なれども、凡そ此種の利害の現るゝは、或は一年を要することあり、或は二年を要することあり、或は數年を要することあるを以て、短見者流には望むべからず、又多く俗耳に入り易からず。之を以て、國家は之を當局者の自由契約のみに放任せず、其國工業の發達に連れ、之に適應せる工場法の制

定により、適當に労働時間等を制限するは、獨り労働者の利害を保護する所以にあらずして、又實に資本家の利益を増進する所以なるべく、又他面、國家が労働組合組織の健全なる發達を奨励して、常に労働者をして、適當なる労働條件を得易からしむる途を開くは、其國産業の健全なる發達を期する所以となるなり。唯夫れ、工場法といひ労働組合といひ、其の法規又は組織により、叙上の効果を收むると否と、若くば收むる効果の大なると否とは、法規の内容、組織の健全と相待つて、常に労働者社會に於ける教育の程度及び之が開發に基き生ずる自覺の深淺によること大なるを記憶せざるべからず。

参考書

- Herrmann, Staatswissenschaftliche Untersuchungen, S. 473—Wieser, Der natürliche Wert, 1889, § 19-31, 47, 57—Böhm-Bawerk, Positive Theorie des Kapitals, 3. Aufl., S. 329 fg., 391, 414 fg.—Brenkno, Lehre v. d. Lohnsteigerungen, in Jahrbuch f. Nationalökonomie, 16. Bd., 1871—Derselbe, Arbeitsverhältnis gemäss dem heutigen Recht.—Schönberg, Art., "Arbeitslohn", in Handw. d. Staatsw., 1. Bd.—Philippovich, Grundriss d. Politischen Oekonomie, 1. Bd., 10. Aufl., 1913, § 113-118.—Mithoff, "Volkswirtschaftliche Verteilung", in Schönberg's Handbuch, 4. Aufl., 1. Bd. S. 633-732.—Herkenr, Arbeiterfrage, 5. Aufl., 1908—Dietzel, Produktionsinteresse der Arbeiter, 1903—H. Beck, Gerechter Arbeitslohn, 1902—Schumpeter, Theoret. Nationalökonomie, 1903, S. 330 fg.—Zeitlinck, Lohnpolitik.
- Marshall, Principles of Economics, 6. ed., 1910, bk. VI, Chs. III, IV, V; Appendix—J. Ferson, Principles of Economics, 1902, Part I, Ch. VI—E. C. K. Gomer, Ricardo's Political Economy, 1911, Chs. IV-V—Clark, Distribution of Wealth, 1889, Chs. VII, VIII, XV, XXI—ditto, The Dynamics of the Wages Question (Am. Econ. Assoc. Publications, 3rd. series, IV, 1903)—MacFarlane, Value & Distribution, 2. ed., 1900, part II, bk. IV.—Taussey, Wages and Capital, London, 1896.—ditto, Principles of Economics, Chs. XLVII and XLVIII—Webb, English Trade Union.—ditto, Problems of Modern Industry, 1898, Ch. III—Ashley, Adjustment of Wages, 1903—Schloss, Methods of Industrial Remuneration, 3. ed., 1898—J. Davidson, The Bargain Theory of Wages, 1898—M. Pontaleoni, Pure Economics, 1898—Hartley, Economics, 1896, Ch. X—Seitigman, Principles of Economics, Ch. XXVI—Fetter, Principles of Economics, Ch. XXIII—Carrer, Distribution of Wealth, Ch. IV.

第二十六章 利潤

第一節 利潤の概念

利潤の意義

【利潤】Profits, Gewinn には廣狹二種の意義あり。【廣義の利潤】とは、一定期間に於ける企業の收穫中より、支拂ふべき地代、利子、賃銀並に其他の一切の生産費を控除せる殘額をいふ。【狹義の利潤】とは、廣義の利潤中より、更に企業家自身の土地、資本、勞力に對する世間普通の地代、利子、賃銀（註一）を控除せる殘額をいふ。是れ蓋し企業家にして同時に地主たる場合あり、自作地主の如き企業家にして同時に資本家たる場合あり、株主の企業家にして同時に労働者たる場合あり、小作農の如き又企業家にして同時に資本主たり、地主たり、労働者たる場合ある可く、生産組合の如き從て企業家の所得には、或は地代を含むことある可く、或は利子を含むことある可く、或は賃銀を含むことある可く、或は地代、利子、賃銀與に之を含むことあるを以てなり。之を以て、廣義の利潤は即ち「企業所得」[Unternehmerinkommen]にして、之を【總利潤】[Gross profits]

と名くべく、狹義の利潤は即ち「企業利潤」[Unternehmergewinn]にして、之を【純利潤】[Net profits]と稱すべし（註二）。

註一 企業家自身の土地、資本、勞力に對する世間普通の地代、利子、賃銀とは、其の際、其の地に於ける同一の土地、同一の資本、同一の勞力の得可き地代、利子、賃銀をいふ。之れ英語にて所謂 Rent, interest and wages at the current rate なるものにして、即ち「世間並の地代、利子、及び賃銀」の意なり。

註二 英米の學者は多く廣義の利潤を以て總利潤と名け、狹義の利潤を以て純利潤と名く（Seligman, Principles, p. 354）之に對し、獨逸の學者は、多く廣義の利潤を以て、企業所得と名け、狹義の利潤を以て、企業利潤と名くるが如し（Müllhoff, Schönbergs Handbuch, I, S. 750 fg. — Philippovich, Grundriss, I, 6. Aufl., S. 295 — Wringlinghaus, Elsters Wörterbuch, II, 2. Aufl., S. 1120 fg.）。

企業所得と企業利潤

然るに企業家の欲する所は、企業所得にあらずして、企業利潤にあるなり。企業所得如何に大なるも、單に企業家の資本に對する利子、並に企業家の勞力に對する賃銀額に當るに止るに於ては、企業家は敢て自から企業の危険を冒さざるも、其の資本を他人に貸付け、又は其の勞力を他人に提供するに於て、容易に且つ安全に同一の所得を得なければなり。由是觀之、企業家が去就を決すべきは、企業所得の大

企業の成
敗と利潤
の有無

小にあらずして、企業利潤の有無にあるべく、又企業の盛衰を分つべきは、総利潤の大小にあらずして、純利潤の多少にあるべし。畢竟するに、企業の結果、企業家の所得する所は、企業所得即ち総利潤なれども、企業の結果、特に企業家として利益する所は、企業利潤即ち純利潤なりと謂ふべし。

さりながら、企業の結果、企業家は常に必ず企業所得を收得すべしと限らず。從て又企業の結果、企業家は常に必ず企業利潤を收得すべしと限らざるなり。何となれば、企業の結果、企業家が企業所得を得、企業利潤を收むるに至るは、即ち企業成功の場合にして、萬一、企業失敗に終らむか、之に要せし資本の利子、労力の賃銀、其の他の生産費さへ償ふ能はざるに至るべく、若くば之を償ふて剩餘なきに至るべきを以てなり。而して斯かる企業失敗の場合には、企業所得なく、又從て企業利潤なきは勿論、却て反對に、『企業損失』(Unternehmerverlust)を生ずるに至る。由是觀之、企業所得といひ、企業利潤といひ、凡て利潤なるものは、何れも、皆『剩餘所得』(Surplus income)又は『企業剩餘』(Entrepreneurs' surplus)と稱すべきものにして、此點に於て、資本所得たる利子又は労働所得たる賃銀と、大に其の性質を異にす。即ち企業の経過を中

利潤の大
小を起す
原因

心として考ふるときは、利子又は賃銀は、前定性の所得なれども、利潤は後定性の所得なり。企業にして失敗に終るも、利子並に賃銀は、既定の事實にして存在すべく、而も利潤は遂に之を見るに由なし。

第二節 利潤の大小

以上論ずる所により、吾人は、企業利潤は即ち企業剩餘にして、從て又企業利潤の有無大小如何は、企業剩餘の有無大小如何によるべく、而して、企業剩餘の有無大小如何は、一に全く、企業の成敗如何によることを知悉せり。果して然らば、企業の成敗從て生ずる利潤の大小は、如何にして決定するやといふに、それは

- 一 企業家の伎倆如何
- 二 資本の大小如何
- 三 獨占の有無如何
- 四 時運の向背如何

による。左に順次其の理由を説明せむ。

企業家の
本資の
大小

(一)凡そ企業の選擇といひ、製品の改良といひ、原料の廉買といひ、貨銀の節約といひ、經營の敏活といひ、販路の擴張といひ、皆是れ企業の成功の原因にして、又皆企業家の伎倆如何による問題なり。(二)されど企業家の伎倆にして、拔群なるも、若しも資本にして、缺乏なるときは、企業の選擇も、製品の改良も、原料の廉買も、貨銀の節約も、經營の敏活も、販路の擴張も、一切萬事意の如くならざるのみならず、嶄新の機械を買入れ、盛に分業を應用して、以て、大仕掛企業の利益に浴すること能はざるが上、他に資本豊富なる競争者勃發するときは、次第に壓倒せられて、漸く收利を減じ、其の極、遂に一敗地に塗れて、復立つ能はざるに至る。之を以て資本の大小如何は、第二に企業の成敗を分つものと謂ふ可し。

(三)斯くて自由競争の今日、企業家の伎倆如何が、先づ第一に企業の成敗を決す可く、又資本主義の今日、資本の大小如何が、第二に企業の成敗を分つべけれど、企業家の伎倆竝に其の資本にして、更に一層偉大なるに至らば、遂に一舉して、獨占的地位を占むるに至る。企業家にして、機械又は製品を發明し、專賣特許權を得、若くば之を買收したる場合の如き、企業家にして、同種企業の聯合又は合同(即ちツツスト又はカルテル)を

獨占の
無利の
大小



時運の
背と利
の大小

組織する場合の如き、企業家にして、同種の産物の買収又は買占(即ちリングダ又はコーナリングの如き)を企圖せる場合の如き、即ち是れなり。此結果市場の獨占となり、賣價の引上となり、企業の利益増大すべければ、獨占の有無大小如何は、第三に企業の成敗の程度を決するものと謂ふ可し。

(四)然るに以上記する所は、皆之れ企業の成敗を決する企業家の所爲なるが、企業の成敗、從つて生ずる利潤の大小を定むる原因には、斯かる人爲的原因の外に、別に又人力の及ばざる自然的原因又は企業家の所爲によらざる他動的原因なるものあり。何ぞや、曰く、『時運』Conjuncture, Konjunktur 即ち是なり。時運とは、企業家又は所有主の意思又は行爲に基かずして、財の價值に變動を起す外界の事情をいふ。即ち世の中の、自然の成行に基き、價值の自然の收得又は喪失ともいふべく、或は價値の増加又は減少を起す世の中の景氣不景氣とも見るべし。之の故に、時運は常に積極的のもの(即ち好景氣)のみとは限らずして、又反對に、消極的のもの(即ち不たる景氣)とあり。天變地異の結果、米價忽ち暴騰せるが如き、或る市街地が博覽會の敷地と指定されたる結果、土地家屋を初め諸色意外に騰貴せるが如き、開戦と決したる結

果船舶又は石炭の需要俄に増加せるが如きは、前者の適例にして、意外なる時變の結果、販路忽ち杜絶せるが如き、鐵道開通の結果、舊街道に當れる諸市街の商賣が俄に衰頹せるが如き、平和克復の結果、軍用品の需要忽ち減少せるが如きは、後者の適例なり。之を要するに、時變は如何なる時代にも生ずべけれど、時運は私有財産制度の下に於ける特有の産物なり。世一度私有財産制度に入らば、時運により幸不幸の別を生じ、利不利を分つは、數の免れざる所にして、而も分業と交換の發達と與に益、其の勢力を加ふ、今や投機事業は勿論、其の他一切の企業は、皆其の支配を受く、幸に時運に投ずれば、凡庸の企業家と雖も、一舉に巨利を博すべく、之に反すれば、非凡の企業家と雖も、忽ち一敗地に塗ゆべし。而して時運は之を豫知する能はざるものなれば、其の影響する所常に甚大なり。結局、時運の向背は、第四に企業の成敗を決するものと謂ふ可し。斯くて大小四種の原因は、企業の成敗を分ち、企業の成敗は企業所得の大小を分ち、企業所得の大小は、企業利潤の大小を分つ。

第三節 利潤の正否

利潤の利益

利潤と私
度有利
財產制

以上論ずる所によれば、利潤は人爲に出ることあり、自然に發することあり、自由競争に由ることあり、市場獨占に基くことあり、需給の投合に發することあり、需給の不投合に生ずることあるべけれど、通じて論ずるときは、利潤は私有財産制度の下に、企業家が自己の計算を以て、需給の投合を圖るより、享くる所の報酬と謂ふ可し。利潤あるが故に、企業起り、諸業盛に、企業あるが故に、世は榮へ、國富む。結局、企業の存在、從て起る利潤の發生は、社會の一部を利益すると同時に、全部を利益するものといふ可く、大體に於て企業は歓迎す可く、利潤は是認す可し。

然るに彼の社會主義者は、是等企業に伴ふ利潤を以て、當然労働者の有に歸すべき所得を横奪せるものなること、資本の利子と異なるなしと斷ず。之れ勞力即ち労働者の勞さへ存せば、生産立所に發すと速斷するものにあらざれば(註三)、則ち生産以外、一切の營利を以て、一切不正の行爲となすものなり。さりながら、元と生産以外に營利を見るに至りたる所以のものは、私有財産制度の結果、交通經濟組織發達せるが爲めなり。されば利潤の正不正の問題は、畢竟するに、交通經濟組織の正不正の問題にして、交通經濟組織の正不正の問題は、畢竟するに、私有財産制度の正不正の

問題なり。之の故に、利潤を以て全然不正の塊なりとせば、先づ以て交通經濟組織を破壊せざるべからず。交通經濟組織を破壊せむと欲せば、先づ以て私有財産制度を破壊せざるべからず。即ち私有財産制度に代ふるに、共有財産制度を以てせざるべからず。是れ固より社會主義者の主張する所なれども、同時に私有財産制度の破滅は、社會進歩の破滅なることを記憶せざるべからず(註三)。

註三 第二十四章第二節第一款參照 第三十章第三節第四款參照

勿論、吾人と雖も現社會組織を以て完全なるものとなさず、私有財産制度の發達の極、幾多の弊害を醸すを認む。現に利潤に就て之を見るも、其の例證に乏しからず。企業家が社會の新慾望を察して新事業を起し、需要の増加を慮て舊事業を擴張し、成る可く多量に製して、成る可く迅速に販賣し、成る可く良品を製して、成る可く廉價に賣却し、以て販路を擴張し、以て利潤の増加を圖らむには、公益は私益に伴ひ、企業家の利益は又社會の利益となるべけれど、之れ自由競争の完全に行はるゝ場合のことなり。私有財産制度の發達に伴ひ資本主義の旺盛に乘じ、一部強大なる企業家は、企業の聯合又は合同等により、市場を獨占して以て暴利を斷じ、殊更ら

利潤の正否と制限

供給を制限して以て奇利を博せむとするに至ること決して珍しからずして、時と與に益、甚しからしめむとするは、現下の大勢なり(註四)。此外、尙ほ専ら時運による企業家の利潤あるを思はゞ、方今企業家の收得する所の所得といひ、利潤といひ、全然公正なるもののみと見做す能はざれども、之あるが故に、直に私的企業の全廢を圖らむには、社會の進運を阻害すること尠少にあらざるべし。之れ吾人が夙に現經濟組織を維持すると同時に、一部企業家の暴舉を取締り、成る可く競争の機會を多からしむるを圖るの外、更に此種の利潤に對し、特に新税を設け累進率を課し、依て以て私利を變じて公益と化するの快舉を主張する所以なり。

註四 第十五章第五節及第十六章第四節第三款參照

第四節 利潤の平均

凡そ利潤は次第に平均すべく、又減少すべしと説く者多し。其の理由とする所を聞くに、營業の自由あり、交通の便ある今日、利のある所人之を欲し、人之を争ふは、猶ほ蟻の甘きに就くが如く、利の大なる所、人之に赴き、之に走るは、恰も水の低きに

利潤の平均
の範圍及
程度

流るゝが如くなるを以て、利潤は遂に平均すべく、從て又利潤は常に漸減すべしといふにあり。然れども、之は半面の眞理にして、全面の眞理にあらず。平準に歸する場合あると同時に、却て其の反對に赴く場合もあるべし。其の之れあるは、大略次記三種の事情の如何による。即ち

- 一 企業の經營に特種の伎倆並に設備を要するや否や
- 二 企業の經營に多大の資本並に勞力を要するや否や
- 三 企業上に要する資本固定の程度如何
- 四 交通の便否及び營業の自由の程度如何

是れ也。(一)企業の經營には、特種の伎倆を要するものがあるが故に、百姓が如何に工業の有利なるを知るも、容易に犁鋤を投ずる能はざる可く、又特種の設備を要するものがあるが故に、セメント會社は直に製絲會社と化する能はざる可く。(二)企業の經營にして、多大の資本並に勞力を要するものならむには、小資本主は大資本主に倣ふ能はざる可く、小工場主は大工場主と争ふ能はざる可く。(三)更に又大資本を要する企業に於ても、其の資本の大部分を固定せしめざるべからざる種類の企業に

於ては、容易に轉業し難きものなるに、近世の企業、殊に工業に於ては、機械の應用の盛んなるに連れ、益多く資本を固定せしむるの傾向あるを以て、此種の困難愈著しかるべく、(四)假りに以上連記の障礙之れなき場合に於ても、其の國交通の便未だ開けず、營業の自由完からざるに於ては、企業者間の競争は、常に一局部又は一地方に限定せられて、全部に亘らざるが故に、利潤は到底平準するに由なし。

由是觀之、利潤は平均すといふも眞理に非ず。されど利潤は平均せずといふも亦眞理に非ず。利潤の平均し得可き程度如何は、一に全く其の地、其の國、其の時代に於ける企業者間の競争の行はれ得可き程度如何によるものにして、企業者間の競争の行はれ得可き程度如何は、一に全く其の地、其の國、其の時代に於ける文化の程度即ち政治上、經濟上、社會上如何によるものといふべし。然るに、現代文明は企業界の自由競争に對し、積極消極二種の作用を有すること、前述の如くなるを以て、現代文明の進歩發達に連れ、各種企業間に於ける利潤は漸次減少するの大勢あるは、否定するに由なけれど、全然然る傾向のみにあらず、時に却て反對の傾向を生ず。之を要するに、開け行く今日に於ても、企業者間の競争の完全に行はるゝは到

底望み難き所にして、諸種の自然的獨占又は人爲的獨占等、隨時隨所に起つて以て、企業家の競争を制限し、資本の移轉を抑制するが故に、一方に多大の利潤に浴しつゝある企業家あれば、他方に少額の利潤に満足しつゝある企業家存し、更に又其の傍らに利潤皆無若くば却て多少の企業損失を被りつゝも、尙ほ且つ事業を繼續するものあるの現象を免れざるなり。

参考書

- Palippovich*, Grundriss der Politischen Oekonomie, I. Bd., 10. Aufl., 1913, § 105-106—*Milchhoff*, "Volkswirtschaftliche Verteilung," in *Schönberg's Handbuch*, I. Bd., 4. Aufl., S. 750-761—*Matijevic*, "Unternehmergewinn," 1884—*Mangoldt*, Lehre von Unternehmergewinn, 1855—*Gross*, Lehre vom Unternehmergewinn, 1884—*Cohn*, System der Nationalökonomie, I. Bd., S. 580—*Verstorf*, Art. "Unternehmer u. Unternehmergewinn," im *HdW.* d. *Stw.*—*Schmoller*, Grundriss II, S. 424 fg.—*Wagner*, Theoret. Sozialökonomik I, S. 355 fg.—*Lewis*, Volkswirtschaftslehre, S. 144 fg.—*Marr*, Das Kapital, I u. III Bd.
Walker, Political Economy, pp. 243.—*Mill*, Principles of Political Economy, pp. 410—*J. B. Clark*, Distribution of Wealth, 1899, Ch. XIII—*Seignen*, Principles of Economics, Ch. XXIII—*Marfariano*, Value & Distribution, 2. ed., part II, bk. II.—*Terson*, Principles of Economics, 1902, Part I, Ch. V.—*Saenger*, Principles of Economics, 1913, Chs. XII, XIII—*Carver*, Distribution of Wealth, Ch. VII—*Fetter*, Principles of Economics, XXXI.

因保險の起

第二十七章 保險

第一節 保險の概念

前來述べたるが如く、地代は土地に發し、利子は資本に發し、賃銀は勞力に發し、利潤は企業に發するものなるが、土地といひ、資本といひ、機械といひ、工場といひ、凡て一切の財は勿論、勞力も亦常に毀損喪失の危険を免れざるもの也。されば將來に於ける各人の生命財産、從て夫れより生ずる各種の所得地代、利子、賃銀、は、多少の差こそあれ、皆一様に不確實のものたるを免れざるが、成る可く之を確實のものたらしめむと欲するは、人情の常なり。されど此種の危険の内には、天災に基くあり、地變に基くあり、自然に基くあり、人爲に基くあれども、孰れも豫知し難く、豫防し難し。勿論、堤防にして堅固ならば水害は減ず可く、警備にして嚴ならば盜難は減ず可く、防火設備にして充分ならば火災は減ず可く、工場取締にして完全ならば勞働者の罹災は減ず可し。されど之れ危険を減少すといふに止り、危険を全滅する能はざ

るものなれば、斯く諸般の設備完全なる文明國に於ても、猶ほ且つ舊危険は存す可く、新危険は生ず可し。斯くて文明の進歩如何に著しきも、諸種の危険は猶ほ存す可く、而も危険の多くは豫知し難く、豫防し難しとせば、唯其の炎害の結果を成る可く輕減するの外、他に又良策無けむ。於是乎、保險のこと起る也。

然らば「保險」Insurance, Versicherung とは何ぞや。曰く、保險とは同種の危険を恐るゝ多人數聯合して、其の間より生ずる損害の分擔をなすをいふ。詳言すれば、火災、水害、盜難傷害といふが如き、同種の危険を恐るゝ人々が聯合し、團結し、各自平素より一定の贖金を爲し置き、萬一其の内に罹災者生ずるときは、其の損害高を此贖金の内より填補する仕組をいふ。斯くて保險の結果、罹災者のみ損害を被らずして、各自之を分擔するが故に、罹災者の損害は大に輕減せらる。由是觀之、保險の目的物たる危険は、過去に發生せる危険に非ずして、未來に發生すべき危険なり。従て保險は危険の豫防策に非ずして、危険の善後策なり。又保險すればとて、危険は全滅するものにも非ず、減少するものにも非ず、保險以後も、保險以前と同じ程度に於て、危険は存在するものなれど、保險により危険は分配せられ、損害は分擔せらる。

保險の意義

保險の利益

ゝが故に、危険は一方にのみ重からず、損害は一人にのみ大ならず。結局、危険従て生ずる損害は、多人數の間に平均せられて、其の打撃を輕減するの功ある也。

以上述べたる所により、保險の利益は略ぼ知悉し得可きも、今一應之を列舉せむ。保險により財産又は所得の安全を期し得ること其の一なり。保險により人間共同生活の觀念を強むること其の二なり。保險により勤儉貯蓄の精神を鼓舞すること其の三なり。特に生命保險の場合に於て 保險により一國資本の増加を來すこと其の四なり。(註1)。

註

損害保險に於ては事故の發生必ずべからざるに、事故發せざれば遂に保險金を受取る能はざれども、生命保險に於ては、早晚事故發生するを常とす可く、事故發生すれば、保險金を受取り得るが故に、平素の保險料は一種の貯金と見做すを得可く、従て保險の結果、保險者の勤儉貯蓄を奨励するとなりぬ可し。

又獨り生命保險のみならず、凡ての保險を通じて、保險料は保險會社の手に集中するものなるが、保險の發達と與に其の高は互額に達す。現に我國に就て之を見るも、方今我國各種保險會社の年々收得する所の保險料合計約五千五百萬圓(大正元年)にして、獨逸に於ては其の高十三億四千八百五十萬馬克(千九百十年)に上る。保險會社は之を以て公債株券を買入れ社債に應じ、貸付に當て、又は預金となし置

くものなるが故に、其の内の幾分は既に資本たりしものあるにせよ、大部分は此の如くして、年々新に一國の資本を増加するものと謂ふを可し。

保險成立の二條件

斯くて保險は個人に取ても、社會に取ても將又國家に取ても、利益大なるものなれど、さりとて如何なる場合にも、又如何なる危險に就ても、常に必ず保險のこと行はる可しといふべからず。凡そ保險の行はるゝには、大略次記二箇の要件を具備する場合に限る。

- 一 同種の危險を感ずる多人數存在すること
- 二 一定期間に於ける事故數を推算し得ること

是れ也。(一)凡そ危險には二種あり。其の一は自然の危險にして、洪水、暴風、強雨、旱魃、地震、海嘯、蟲害、雹害、雪崩、傷害、疾病、老衰、死亡等之に屬す。其の二は人為の危險にして、盜難、放火、殺傷、戰爭、債務者の破産、雇人の拐帶等之に屬す。斯くて危險には諸種あれども、身分、地位、職業、財産の如何により、同種の危險を感ずる人々も亦多かるべし。而して保險は危險の分配、損害の分擔者多からざれば利益著しからず。從て同種の危險を感ずる者多からざれば、保險成立せず。異種の危險に於ては、危險

保險の二大別

の程度從て生ずる利害關係一致せざるが故に、團結し難く、保險成立し難し。(二)次に保險の起因たる危險は、固より不慮の危險にして、通常吾人の智力により、其の發生の時期並に程度を豫知する能はざる性質のものたるべきは論なけれど、豫知し得るものは、保險によらざるも豫め、さりとて一定期間に於ける事故の概數は、之を過去の統計により豫知し得可きものたるを要す。然らざれば、到底保險率を計算する能はず。保險率を計算する能はざれば、保險者は自己の負擔に就き、大體の標準すら定むる能はず。大體の標準すら定むる能はずして、危險を分擔するは何人も爲し能はざる所にして、強て之を負擔するものあるも、其の種の保險は決して永續する能はざれば也。

第二節 保險の種類

保險には諸種類ある可く、又時代の進歩と與に、追々新種類を加ふるの傾向あれど、大別すれば二種に分る。

一 損害保險 Schadensversicherung

二 生命保險 Lebensversicherung

是れ也。『損害保險』とは直接に財産上に生ずる損害に對する保險をいふ。『生命保險』とは人の生死に發する間接の損害に對する保險をいふ(註二)。由是觀之損害保險は物に關する保險にして、生命保險は人に關する保險なり。之の故に、前者は一名『物的保險』Sachversicherungと稱せられ、後者は一名『人的保險』Personenversicherungと稱せらる。

註二 損害保險並に生命保險の意義に關する我商法の規定を舉れば左の如し

第三百八十四條 損害保險契約は當事者の一方か偶然なる一定の事故によりて生ずることあるべき損害を填補することを約し、相手方か之に報酬を與ふことを約するに因りて、其の效力を生ず

第四百二十七條 生命保險契約は當事者の一方か相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふことを約し、相手方か之に報酬を與ふことを約するに因りて、其の效力を生ず。

人的保險即ち生命保險にも亦數種あり。死亡保險生存保險、養老保險、定期保險、

徵兵保險、婚資保險、教育保險、疾病保險、老廢保險、年金保險、等の如き是れ也(註三)。

註三 『死亡保險』とは通常『終身保險』とも稱し、被保險者か死亡したるとき、一定の保險金

生命保險の種類

損害保險の種類

次に物には有形物あり無形物あり、財あり、准財あるが故に、物保險即ち損害保險にも亦二種の別生ず。

一 有形物保險

二 無形物保險

即ち是れ也。『有形物保險』とは家屋、家具、家畜、收穫等、有形物(即ち財)の上に生ずる損

害に對する保險をいふ。「無形物保險」とは、貸金、抵當、保證、信用等、權務關係即ち准財財の上に生ずる損害に對する保險をいふ。保證保險、抵當保險、證券保險、信用保險、失職保險、貸賃保險、再保險の如き、之に屬す(註四)。

註四 「保證保險」とは、使用人の私消、携帶等に對する保險をいふ。「抵當保險」とは、抵當物の減價に對する保險をいふ。「證券保險」とは、有價證券の減價又は手形の不渡等に對する保險をいふ。「信用保險」とは、貸金の不支拂に對する保險をいふ。此外、我國に於ては、前掲の保證保險をも、信用保險の一種に數ふ。「貸賃保險」とは、土地、家屋等の貸賃不支拂に對する保險をいふ。「再保險」とは、如何なる種類の保險たるを問はず、保險金支拂の損害に對する保險をいふ。換言すれば、第一の保險契約に基く保險者の危險に對する第二の保險契約なり。即ち複保險なり。「失職保險」は、勞働保險に關するものなるを以て、之か説明を後段に譲る。

更に有形物保險通常損害保險と稱せらるるものには、又其の保險の性質並に被保險物の性質等の如何により三種に區別せらる。即ち

- 一 火災保險
- 二 運送保險
- 三 收穫保險

有形物保險の種類

是れ也。(一)「火災保險」とは、直接火災に發する財産上の損害に對する保險にして、其の財産の動産家具、家財、の如きたる、と、不動産住宅、倉庫、工場の如きたる、とにより、「動産火災保險」一名「物品火災保險」と、「不動産火災保險」一名「家屋火災保險」とに分る。(二)「運送保險」とは、貨物の運送中、其の運送せらるる貨物の上に生ずる損害に對する保險をいふ。而して其の運送路の海上たると、陸上たるとにより、「陸上保險」と、「海上保險」とに分る。(三)「收穫保險」とは、生産に際し收穫上に生ずる損害に對する保險をいふ。獨逸、佛蘭西、澳大利、伊太利等、歐洲大陸に行はるる、雹害保險、蟲害保險、家畜保險の如き其の著例とす。

第三節 保險の經營

次に保險の經營並に保險の組織に關しては、諸種の問題發生すべきも、其の内、最も主要なるものは、次記の三種の問題たる可し。曰く

- 一 保險は強制保險とすべきか、將又任意保險とすべきか
- 二 保險は公營保險とすべきか、將又私營保險とすべきか

保險經營に關する三大問題

三 保險は營利保險とすべきか、將又相互保險とすべきか
是れ也。

然るに此内(一)國家が保險加入を強制すべきか、即ち強將又之を個人の任意とすべきか、即ち任意保險の問題は勞働保險に就てこそ、随分議論多き所なれど、通常保險に就ては一般に任意説に一致す。されば、茲には之に關し詳論することを止め、後に専ら勞働保險を論ずるところに之を譲らむ。

(二)されど保險は之を公營とすべきか、即ち公將又私營とすべきか、即ち私。此問題に至ては、勞働保險は勿論、通常保險に就ても、近時議論喧し。公營説の理由とする所を聽くに、曰く、元來保險は危險の分擔なれば長時日に亘り、多人數に對して行はるゝより、初て其の功果完きを致すものなるが故に、保險者たるものも亦永久の存在に適し、多大の負擔に適し、且つ之れが普及力強きものたらざるべからず。此點より考ふれば、國家を初め、自治體こそ最も適當なる保險者たるは論無きのみならず、更に國家又は自治體は、兼て公益の爲め、行政警察上より災害の豫防策を講じつゝあるものなれば、之と同時に災害の善後策たる保險をも兼營す可きは、理の當

強制保險
と任意保險

公營保險
と私營保險

に然るべき所なりと。されど保險の發達は私營よりも公營に期し得可しとは、吾人の信用する能はざる所にして、保險の安全も亦保險に關する取締を嚴重にせむには、之を私營に期すること難きに非ず。保險は一種の貯金なるが故に、之が確實と普及を要すと言はゞ、貯金銀行こそ先づ第一に公營となざるべからず。次て各種の銀行も、各種の取引所も、各種の商業も、亦同一の理により公營とせざるべからず。斯る論法より押すときは、凡そ天下のこと、悉く公營として若くば國營とせずして可なるものあらむや。結局、保險公營説は官僚政治主義、政府萬能主義の餘弊に出でたるものと評すべき也。然しながら等しく保險と稱する内にも、勞働保險又は『小口保險』の如きに至つては、必ずしも之を公營と爲すを否とせず。其の理由は、後に勞働保險の節に於て述べべし。

(三)斯くて保險は之を私營として其の健全なる發達を期す可く、又期し得可しとして、次に之を營利保險組織とすべきか、將又相互保險組織とすべきかの問題生ず。『營利保險』Joint-stock insurance, Versicherungsunternehmung とは、保險者が被保險者以外の營利業者即ち企業家より成るものをつぶ。『相互保險』Mutual insurance, Gegenseitige Versicherung

營利保險
と相互保險

Mingとは保險者が被保險者の團體より成るものをいふ。之の故に營利保險にあつては、保險者と被保險者とは全く別人なれど、相互保險にあつては保險者と被保險者とは全く同一人なり。前者に於ては危險を全被保險者以外の人々株式組織なれば株式組織主に轉嫁し得れども、後者に於ては危險を全被保險者間に分擔するに止る。勿論、營利保險に於ても支拂ふ可き保險金を、受取たる保險料中より支出するを以て原則となすものなれば、保險者たる營利業者を通じての間接の相互保險とも見るを得可く、従つて之れ亦同種の危險を恐るゝ多人數聯合して、其の間より生ずる損害の分擔をなすてふ保險の意義に反するものにあらず。されど相互保險に於ては、被保險者即ち保險團體の組合は團體の財産に對して直接の利害關係を有し、團體に剩餘を生ずれば之か分配を受くると同時に、不足を生ずれば之を償ふべき義務あるものなるに、營利保險に於ては利益は通常之を被保險者に分配せずして、株主株式會社なるが故にに分配すると同時に、損失は會社の財産即ち株主の拂込金又は積立金等を以て之を補充すること、兩者の異なる點なりとす。されば兩者の利害得失も斯る差異點に存するものにして、即ち相互保險は相互救濟てふ保險の精神に一致

混合保險

するも、保險の普及容易ならず、營利保險は保險の普及容易なるも營利に急なるより、動もすれば保險の基礎鞏固ならず、結局孰れも可ならず、又孰れも不可ならざるべきを以て、我國の如も、此兩種與に之を認め、唯保險事業は他の事業に比し、特に永久の存在と健全の發達とを期待せざる可からず、故に營利保險は之を株式會社に限り、相互保險は之を相互會社に限り認許することとせり明治三十三年三月、法律第六十九號保險業法第二條。然るに此際注意すべきは、近時西洋に於ても、將又我國に於ても、純然たる營利保險にも非ず、又純然たる相互保險にも非ず、兩者の折衷に出でたる「混合保險」Mixed insurance, Gemischte Versicherungとも名付くべき、一種變體の新保險組織出たることは是れなり。即ち株式會社にして利益金を株主にのみ配當せずして、其の一部分若くば大部分を被保險者に分配するものあり。是れ形式に於ては一種の營利保險組織なれども、實質に於ては混合保險組織なり。又相互保險會社にして確定したる保險料を設け、之に依て契約したる被保險者に對しては、利益配當を爲さざると與に、損失の分擔をも爲さしめざるものあり。是れ形式に於ては相互保險組織なれども、實質に於ては混合保險組織なり。而も斯の種の保險組織は次第に多きを加

ふるの状あるを以て、相互、營利の兩保險組織の區別の如きも、畢竟するに、無意味に終らざる可きか、疑を容るゝの餘地無きにあらざるなり。

第四節 勞働保險

前來述べたる所は、主として普通一般の保險、即ち通常保險に關することなるが、茲に最後に特に専ら勞働者に關する保險、即ち勞働保險に就き、一應の説明なかるべからず。

〔勞働保險〕 Workingman's insurance, Arbeiterversicherung とは一名「社會保險」 Social insurance, Sozialversicherung とも稱し、社會政策上の理由に基き、特に勞働者の所得の確實を圖り、其の生計の安固を得せしむるを以て、目的となす保險をいふ。元と勞働者は一般に生計裕かならざるに、其の所得の途は一に勞力にして、從て其の生計の資は一に賃銀にあり。然るに勞力は人體に附着するものなるを以て、人體に異變あると與に、何時減少するやも、將又喪失するやも圖れず。殊に近時工場工業の勃興と機械使用の發達とに連れ、勞働者が業務上より受くる危險の程度著しく増

○勞働保險の意義

○勞働保險の種類

進せり。萬一勞働者にして炎害に罹り、勞働能力を減少し若くは喪失するが如きことあらむか、忽ち所得の途盡き、收入の途絶へ、忽ち生計に窮し、忽ち路頭に迷はざるを得ず。是れ近時工業國に於ては、勞働者に對する保險の時と與に益、切要の度を加ふる所以なり。

然らば勞働者に對して如何なる種類の保險を設くべきか。之は一般勞働者の感ずる危險の種類に應ずべきものにして、通常勞働者の感ずる危險の主なるものは

- 一 傷害
- 二 疾病
- 三 老衰及び癱疾
- 四 失職

是れ也。傷害といひ、疾病といひ、老衰といひ、癱疾といひ、凡そ是等人間生存上の危險は、人として誰れしも感ぜざるものなけれど、特に危険多き工場に劇務に従事する勞働者に取て甚しるか可く、又勞働者は通常家に餘資無く、勞働を以て唯一の財

源となすものなれば、失職の危険を感ずること殊に大なり。於是乎、是等労働上の危険を廣く労働者間に分配し、夫れより生ずる損害を他よりも填補し、依て以て當該労働者の受くる打撃を、成る可く軽減せむとの目的を以て、次記四種の労働保険起る。

- 一 傷害保険 Accident insurance, Unfallversicherung
 - 二 疾病保険 Insurance against sickness, Krankenversicherung
 - 三 老癈保険 Old-age insurance, Alters- u. Invaliditätsversicherung
 - 四 失職保険 Unemployment insurance, Arbeitslosenversicherung
- 即ち是れ也。

次に労働保険は如何にして之を組織すべきか。労働保険の組織に關しては、通常保険の如く、先づ第一に之を公營保険とすべきか、將又私營保険とすべきかの問題起り、第二に私營保険とせば、之を營利保険とすべきか、相互保険とすべきかの問題起る。然るに労働保険は通常保険と異り、元と是れ社會政策の精神に出るものなるが上に、費用多くして負擔輕からざれば、公營保險殊に官營保險必ずしも排斥すべか

労働保險
の組織

らず、營利保險到底之に適せざるべし。結局公營保險組織によるか相互保險組織によるか、二者其の一に出ざるべからざるものなれども、労働保險に關する相互保險組織は通常保險に關する相互保險組織の如く單純ならずして

- 一 多數の労働者が相互救済の目的を以て組織するもの
- 二 多數の雇主が其の使用労働者の爲めに組織するもの
- 三 労働者と雇主協同して労働者の爲めに組織するもの

の三種あり。斯くて今日各國に採用せらるゝ主なる労働保險組織には、大別すれば二種あり、小別すれば四種あるものなるか、其の内孰れを是とし、孰れを非とするかといふに、それは一に全く保險の種類と、其の國文化の程度によるものと謂ふ可し。方今文明國の立法例は、一般に工場内に於ける労働者の災厄を以て、工場主の責任に歸するより、災厄保險は前記第三種の相互保險組織によるもの多く、疾病保險は前記第一種の相互保險組織によるものと、第三種の相互保險組織によるものと相半す可く、老癈保險は救済の費用巨額に上るべければ、官營保險によるもの多く、失職保險は主として第一種の相互保險組織又は官營保險によるものゝ如し。

更に労働保險は如何にして之を經營すべきか。之を任意保險とすべきか、將又強制保險とすべきか。更に詳言すれば、國家は一切の労働者に對し、労働保險に加入するの義務を負はしむ可きや否や。之れ通常保險に就ては問題とならざれども、労働保險に就ては重要な問題なり。而して其の利害得失如何は、是れ亦前掲の組織問題と同様に、第一に保險の種類による可く、第二に其の國文化の程度によるべし。例令ば、工場内に於ける労働者の災害を以て、工場主の責任に歸すること、前記の如き國なるに於ては、災害保險の如き、之を任意保險となすも、自から發達すべけれど、疾病保險に至つては、然らざるが故に、任意保險により其の發達を期し得可きこと、災害保險の如くなるを得ず。是れ蓋し、獨り疾病保險のみならず、凡そ労働保險なるものは、通常保險に比し、事故數多く、危険率多きを以て、廣く全國に亘り、普く労働者を加入せしむるにあらざれば、到底成立し難く、又發達し難きものなるに、労働者にして自から保險の必要を悟り、進で加入を申込むもの多きは、斯かる階級に至るまで、文化の程度高く、前途を慮る者多き國民に就てのみ之を見るを得可く、然らざる國民に於ては、到底多數の加入者を得難ければなり。之の故に、文化の

程度高き國に於ては、強制保險は害有て益無く、任意保險によるこそ穩當なれど、然らざる國にして、労働保險の制度を布くを欲せざれば、則ち止む、苟も之を欲する以上は、強制保險による外、容易に其の成功を見る能ざらむ。勿論、強制保險によることは、労働者をして、國家又は雇主に對する依頼心を増長せしめ、労働者の自助的精神を薄弱ならしめ、爲に是等労働社會の健全なる發達を阻止するの虞あるが故に、任意保險に依るを以て、理想となさざるべからず。唯夫れ、保險の種類と國情如何によりては、未だ俄に此種の理想の出現を許さず。現に今日、獨逸殊に英吉利に於てさへ、疾病保險等に就ては、原則として、強制主義によるもの故なきにあらざるなり。

参考書

- A. Wagner, "Versicherungswesen," in Schönberg's Handbuch der Politischen Oekonomie, 4. Aufl., 1898, II. Bd. II. Halbband.—Derselbe, Der Staat und das Versicherungswesen, 1881.—Kammlinghaus, Art. "Versicherungswesen," in Handw. d. Staatsw.—Alfred Jones, Art. "Versicherungswesen," "Versicherungswissenschaft," im Wörterb. d. Volksw.—Derselbe, Versicherungswesen, 2. Aufl., 1913.—Derselbe, Versicherungswissenschaft, 1909; Erzahlungsband hierzu 1913.—Moldenauer, Das Versicherungswesen, 1911.—
C. Walford, Insurance, Guide and Handbook, 3rd. ed. 1900.—Atta, Insurance Cyclopaedia, 5 vols.—

A. H. Wittle, The Economic Theory of Risk and Insurance, Columbia Studies, XIV, No. 2, 1910.—W. F. Gephart, Principles of Insurance 1911.—F. L. Hoffman, Insurance Science and Economic, 1911.—W. H. Dawson, Social Insurance in Germany (1883-1911), 1912.—Chiozza-Monעי, Insurance versus Poverty, 1912.

第六編 消費論

緒言

夫れ經濟の動機は慾望にあり。慾望あるが故に財を要し、財を要するが故に生産起り、交易發し、分配生ず。されど生産といひ、交易といひ、分配といひ、畢竟するに、皆是れ財を得るの手段たるに止り、未だ財を以て慾望を充すものに非ず。之を充すは一に消費にあるのみ。

由是觀之、消費は經濟の起點にして、又終點たる可く、又中心たる可し。生産を旺盛ならしむ可しといひ、交換を容易ならしむ可しと稱し、分配を公平ならしむ可しと唱ふるも、畢竟するに、一國社會に於ける各人をして、成る可く充分に消費せしめ、成る可く容易に消費せしめ、成る可く均等に消費せしめて、以て、人生の物質的幸福、從て又非物質的幸福の萬全を期するに外ならざる可し。然らば消費とは何ぞや。請ふ之を次に詳論せむ。

第二十八章 消費

第一節 消費の概念

消費の意

【消費】Consumption, Konsumtion とは何ぞや。消費とは財の功用の消滅又は減少を云ふ。換言すれば財の功用の全部又は一部を消滅せしむることを云ふなり。元來吾人々類は無より有を生ぜしむる能はざるが如く、又有を化して無となす能はざる可し(註一)。一物をも創造する能はざるが如く、又一物をも消滅せしむる能はざる可し。其の能くする所は唯單に財の功用人を創造し若しくは之を増加するにあるが如く、唯單に財の功用人を消滅し若しくは之を減少するにあるのみ。而して前者を生産と名け、後者を消費と稱す。之の故に生産は物を化して財となし、消費は財を化して物となす。されど生産せられたる財は消費により初て慾望を充し、初て財の財たる所以を發揮するなり。

註一 論者或は曰く、成程、吾人々類は無より有を生ぜしむる能はざる可く、又有を化し

財の功用人の自然消滅と消費

て無となす能はざる可し。されど夫は有形財に就ての話にして無形財に就ては則ち然らず。吾人は土地を造る能はざれど、法律の發布により、土地の所有權、地役權、永代小作權等を設定するを得可く、又一旦設定せる是等の權利を廢止するを得可し。此他、物權、債權、著作權、版權、工業所有權等に於ても亦た然りと。此說一理無きにあらず、夫は無形財をも經濟上所謂の財の一種として認むるが爲めなり。故に此說の正否は財の意義如何に依て定る。無形財も亦財(經濟上所謂の財)なりとせば、此說正しかる可く、無形財は財に非ずとせば、此說當らざる可し。而して吾人は實に無形財説を否認するもの也(本書上卷第二章第二節、參照)。

次に財の功用人の自然の創造又は増加と生産とは全く別物なるが如く、財の功用人の自然の消滅又は減少と消費とは、全然別物なり。財の功用人の自然の消滅又は減少と消費とは、其の結果に於て等しけれど、其の動機に於て、自然的たると人爲的たると、偶發的たると特發的たるとの區別ありぬ可し。今、一二の事例を擧げて之を説明せむ。吾人が牛肉を食するは、人爲的に財の功用人を消滅する場合なれど、同じ牛肉の腐敗したるは、自然的に財の功用人の消滅したる場合なり。使用の爲め機械の毀損したるは、特發的に財の功用人を減少したる場合なれど、地震に遭て機械の破損したるは、偶發的に財の功用人を減少したる場合なり。之を要するに、天變地異

等、外來の原因に基き、財の功用が自然又は偶然に消滅し、若しくは減少する場合は、其の結果に於て消費と異なるなきも、之を消費と區別せざるべからず。

然るにレキシス *Lexis* は曰く、凡そ消費には廣狹二種の意義あり。廣義の消費とは、經濟財吾人の所謂るの經濟財としての消滅をいふ。而して廣義の消費は更に二種に分る。

一 自然的消費 *Physische Konsumtion*

二 經濟的消費 *Wirtschaftliche Konsumtion*

即ち是れ也。然らば自然的消費竝に經濟的消費とは何ぞやといふに、自然的消費とは、不慮の災害に基き發する財の破壊をいひ、經濟的消費とは、豫期の生産に使用するに基き生ずる財の消滅をいふ。而して狹義の消費とは實に此經濟的消費を云ふなりと (*Lexis, Art. "Konsumtion" im Wörterb. der Volksw. II. 2. Aufl. 1907, S. 296.*)。由是觀之、レキシスは財の功用の自然の減少又は消滅を以て、自然的消費と名け、消費の一種と見做すが如し。此論理を以てすれば、財の功用の自然の創設又は増加をも、自然的生産と名け、生産の一種と認めざるべからざることゝなりぬ可し。自己

自然的消費
と經濟的消費

の所有地に突然石油湧出したるが如き、自己の所有山に偶然金鑛脈露出したるが如きを以て、果して生産の一種と認むるの勇氣あるか。これを生産と認め、彼を消費と見做すに於ては、生産も將た又消費も、結局、經濟行爲にあらざることゝなる。勿論、レキシスも言へるが如く、氏の所謂る自然的消費も經濟上に關係なきにあらず。財の自然の消滅は消費と同様に、生産の上に影響を與ふるのみならず、消費に際して、往々財の自然の消滅を伴ふことあるは、猶ほ生産に際して、往々財の自然の増加を伴ふことあるが如きものにして、殊に生産に於ては、人力以外に常に自然力の助を受くるものなるが故に、自然の影響を離れて生産を考ふる能はざれども、之を豫期すると豫期せざるとの區別は、生産に於ても、將た又消費に就ても、其の生産たると否と、消費たると否とを區別するの標準なりと謂はざるべからず。斯く云へばとて、此れと彼れとの間には、實際に於て明別し難き場合多からんも、研學上抽象的に、之を區別して考ふるにあらずんば、以て能く生産竝に消費の眞意義を斷明するに由なけむ。且つ夫れ保險殊に損害保險のこと起るは、一に全く財の消滅に豫期の消滅以外に、不慮の消滅ありて、依て生ずる不慮の損害に備へん爲めなるに

外ならざるを知らば、實際に於ても、此れと彼れとを區別し能はざるにあらざるを悟らむ。

第二節 生産と消費

前節に於て述べたるが如く、凡そ生産とは財の功用の創造又は増加をいひ、消費とは財の功用の消滅又は減少をいふ。されば生産と消費との間には、自から三種の關係生ず。何ぞや、曰く

- 一 生産と消費とは全く反對なる經濟行爲なること
されども
- 二 生産は消費の結果にして、又消費を目的とすること
從て
- 三 生産と消費とは常に必ず因果の關係をなすこと

即ち是れ也。(一)夫れ生産は物を化して財となし、消費は財を化して物とす。生産は財の財たる資格を造り、消費は財の財たる資格を滅す。之を以て生産は積極的

生産と消費の關係

生産と消費の標準

經濟行爲なり、消費は消極的經濟行爲なり。兩者は其の作用に於て、從て又其の結果に於て、黑白全く相反す。(二)斯くて生産と消費とは、其の性質全く相反する經濟行爲なれども、單獨に存在せず、又單獨に發生する能はざるものなり。其の故如何といふに、凡そ吾人々類は無より有を生ぜしむる能はざるを以て、財の生産には常に必ず財の消費を要す可く米を作るには種子を要すべく、酒を造るには米を要するが如く、又吾人の生産に従事するは、交換の用に供せんが爲めなる場合もある可く、分配の用に供せんが爲めなる場合もあるべけれど、交換の極は消費に終り、分配の極も亦消費に終るべければ、結局、生産の目的は早晚之を消費して以て、直接又は間接に慾望を充足するにある可し。(三)之の故に生産せざれば消費する能はず、消費せざれば生産する能はず、生産は消費に發して復た消費に終るものといふ可く、生産と消費とは常に原因となり結果となり、結果となり原因となりて、循環し行くものと謂ふ可し。

由是觀之、生産と消費とは、其の間の關係頗る密接なるものにして、消費は一面に於て需要を意味し、生産は他面に於て供給を意味し、消費せられざるものは、永く生産する能はず、生産せられざるものは、到底消費する能はず、需要に伴はざる供給は

次第に消滅す可く、供給に伴はざる需要は遂に減少す可し。從て消費即ちの種類並に分量は、常に生産即ちの種類並に分量を定め、又生産即ちの種類並に分量は常に消費即ちの種類の並に分量を定め、常に其の間に平準を保たむとするものゝ如し。若しも一國の經濟界にして、常に此種の平準を保たむには、個人經濟に於ても、將た又國民經濟に於ても、最も歡ばしき現象ならむ。蓋し消費にして生産を超過せんか、一國の財、各人の財産は、次第に減少する一方なる可く、生産にして消費を超過せんか、一國の資本並に勞力は、無益に徒費せらるべき道理なればなり。

然るに消費に伴はざる生産は永續せずといふも、生産に伴はざる消費は存續せずといふも、與に之れ長年月間の大勢を概言せるに止り、其の間絶ず此間に不平均を生ずるは、看過すべからざるの事實にして、其の之れなきを期するは、今日の如き經濟組織の下に於ては、絶望に近し。何故に然るやといふに、それは現代は市場生産時代にして、又世界經濟時代なるが故に、何れの産業に於ても、市場の觀測即ちの決定即ちの決定に容易ならざる一方に、何れの方面にても、營業自由の保障ある今日、利益のある所人皆争て之に走るべく、又資本の増加機械の發明に連れ、何れの事業も、次第に

生産と消費と恐慌

大仕掛となりて、大量生産を事とするに至りたれば、動もすれば過剰生産の弊に陥り易きなり。而して一度び過剰生産たるに至らんか、何れも大仕掛企業なるだけ、其の打撃を被むること甚しけれど、さりとて又事業の種類によりては、俄に縮少し難ければ、益、打撃の程度を嵩むるに至るべく、其の極終に蹉跌を起し、餘波四方に及んで、忽ち恐慌となる場合少ならざるなり(註二)。

註二 本項に關する詳細なる説明に就ては、第二十九章第三節「近代恐慌の原因」の項參照

第三節 消費の種類

消費の種類

以上論ずる所により、吾人は略ぼ消費の性質を會得せしかど、尙ほ盡さざる所あるを以て、更に眼孔を轉じて之れが分類を試み、一層其性質を明にせむことを期す。即ち

第一 消費の主格上の區別

一 公的消費 Public consumption

二 私的消費 Private consumption

第二 消費の目的上區別

- 一 生産的消費 Productive consumption
- 二 不生産的消費 Unproductive consumption

是れ也。

公的消費
と私的消費

消費は之を消費者の人格上より區別するに於て、公的消費と私的消費とに分る。「公的消費」とは公經濟の消費にして、「私的消費」とは私經濟の消費なり。前者は公法人の消費にして、後者は私法人又は私人の消費なり。前者は國家經濟、市町村經濟の消費にして、後者は會社經濟、組合經濟、家族經濟の消費なり。

然るに公經濟の所得は其大部分を私經濟の貢獻稅調貢租に仰ぐものなれば、私經濟の所得は勢ひ二部に分れ、一部を自己の消費に、一部を公經濟の消費に充つることとなりぬ可し。此結果公經濟の消費の漸増は、私經濟の消費の漸減を伴ふべく、其勢にして止ざらむには、爲めに私經濟は貯蓄力を缺き、消費力を缺き、購買力を缺き、遂に又生産力をも缺くに至らむ。財政紊亂し、重租苛稅交々臻るの國に於て、民

公的消費
と私的消費
の關係

力疲弊し、産業不振に陥るは即ち之れが爲め也。勿論、公經濟の所得は全然消費に終るものなるを以て、其使途如何により、或は私經濟の失費を節約するの功あるべく、學校の設立、水道の布設、道路の修築、橋梁の架設等の如き 或は私經濟の繁榮を誘致するの功あるべけれど、電話の敷設、港灣の修築、電信の敷設、架設等の如き 凡そ此種の事業の成績は、長年月を俟て初て現はるゝものなるを以て、一時民間に打撃を與ふるは否定すべからず。之れ爲政治家の常に注意せざるべからざる所にして、萬一其の度を過ぎ、其の使途を過らむか、永く得失相償はざるに至らむ。過度の軍備擴張の結果、民力盡き、民業衰へ、財源枯れ、國運傾くは、古往今來其の類例に乏しからず。豈に鑑みざるべけむや（註三）。

註三 世には公的消費の一部たる國家の消費即ち國費を以て全然不生産的消費なりと言ふものあり、又全然生産的消費なりと言ふものあり。されど兩説共に不可にして、國費には生産的消費のものと、不生産的消費のものとある可し。彼の諸種の專賣業、又は諸種の官營業上の經費の如きは、全然生産的消費なれども、其他の立法、行政、軍備、教育上の經費の如きは、全然不生産的消費なるなり。されど經濟學上「不生産」と稱するは「不必要」を意味するにあらず、唯直接に財の價値を増加するの働きを爲すものにあらずとの意なり。軍備、教育、立法、行政の經濟上必要なるは、今更ら説明を要せざるべし。

生産的消費
と不生産的消費

生産は常に必ず消費の結果なれども、消費は常に必ず生産を起すものとは限らざる可し。即ち消費に二種あり。其の一は生産を目的とする消費にして之を「生産的消費」と名く。石炭を焚て機械を運轉し、機械を運轉して物品を製造するが如き、種子を蒔て米を作り、米を化して酒を造るが如き、棉花を消費して綿絲を紡ぎ、綿絲を消費して綿布を織るが如き、第二の生産の爲めに第一の生産の結果を消費するもの、皆此類に屬す。其の二は享樂を目的とする消費にして、之を「不生産的消費」と名く。銘酒を酌み、佳肴を喫するが如き、薪を焚て温を取り、氷を置て冷氣を迎ふるが如き、消費に次て生産起らざるもの、皆此類に屬す。之を要するに生産的消費とは「生産財」、Produktivgüter od. Produktivmittel の消費して、不生産的消費とは「享樂財」、Genussgüter od. Genussmittel の消費なれども、元と生産財といひ、享樂財といひ、孰れも財の固有の性質にあらずして、之に對する人の目的如何により定まるものなれば、同一の財と雖も、時に生産財たることあるべく、又時に享樂財たることあるべく、從て同一の消費に就ても、時に生産的消費たることあるべく、又時に不生産的消費たることある可し。

生産的消費
と不生産的消費
の關係

そは兎に角、消費を分つて生産的消費と不生産的消費となすときは、生産的消費は歓迎す可く、不生産的消費は排斥すべきものなりと速断する者無きを保し難し。之れ大なる謬見なれば一應之を辯明し置ざるべからず。曩に述べたる如く、消費に依らずむば生産起らず、生産に依らずむば財生ぜず、財生ぜずむば慾望充されず、慾望充されずむば人類の幸福は増進せず。之を以て生産を目的とするの消費即ち生産的消費は、個人に就ても將又國家に於ても極めて重要なるものにして、其發達増加は大に希望すべき現象なるや論無けむ。されど、竊て考ふるに、元と生産は、吾人の目的に非ずして手段たるが故に、生産的消費も亦吾人の目的にあらずして手段たる可し。吾人の最後の目的は、生産に非ずして消費にあるが故に、生産的消費に非ずして不生産的消費にある可し。酒を造るは結局之を飲み、之を飲ましむるにあり。綿布を織るは結局之を纏ひ、之を纏はしむるにあり。是れ蓋し、吾人々類は、生産せむが爲めに生存するにあらずして、生存せむが爲に生産するものなるに、生存は消費によつてのみ其の目的を達し得べければ也。不生産的消費を名けて、『本然的消費』Eigentliche Konsumtion と稱し、生産的消費を名けて、『技術的消費』Technische

che Konsumtion と稱する所以（註四）並に生産的消費に對し、不生産的消費を一名、終極的消費』Final consumption と呼ぶ所以、茲に茲に存す。由是觀之、彼の生産といひ、分配といひ、交換といひ、ありとあらゆる經濟社會百般の現象は、皆其の基を消費に發するもの也。消費の用あるが故に、財生じ、財の價值生じ、經濟生じ、經濟組織生ずるなる可く、又之れあるが故に、人は生存し得可く、世は幸福となるなり。唯夫れ這般の幸福即ち物質的幸福をして完全ならしめ、這般の幸福をして永久ならしめむと欲せば、常に生産を重じ、生産的消費を尊び、之れにより財の數量の増加を圖り、財の價值の増加を期し、依て以て小なる財を化して大なる財となし、小なる價值を變じて、大なる價值となすの用意なかるべからざるのみ。之を要するに、生産的消費は、生産的なるが故に、重んずべけむも、不生産的消費は、不生産的なるが故に、輕んずべからず。眞の消費は、彼れに、あらずして、是れにあるなり。

註四 Philippsloch, Grundriss, I. Bd., 3. Aufl., S. 332

第四節 消費の大小

財産及所得の使途

凡そ消費の財源には通常二種あり。一は『財産』Property, Vermögen にして、他は『所得』Income, Einkommen なり。消費の財源にして財産なるときは、消費は遂に盡るに至らむも、消費の財源にして所得なるときは、所得は財産又は勞力より生ずるものなるを以て容易に盡さざるべし。之を以て通常人々所得を以て消費の財源となすものあれども、所得は常に其の全部を擧げて消費の用に供せらるべしとは限らざるなり。即ち所得の使途は通常分れて三種となる。即ち

- 一 貯藏
- 二 貯蓄
- 三 消費

是れ也。（一）所得の一部は常に必ず貯藏（註五）せらるべしとは限らざれども、亂世の下、暴君の世、戰爭の際、恐慌の時に於ては、人々各其の所得を他に放資するの危険を避け、之を消費し盡さざるまでも、之を深く内に貯藏するの安全策を採るに至るべければ、所得の一部は貯藏せられて、財産と化すべし。（二）されど夫は異常のことにして、天下太平の世に於ては、營利心は增長すべく、企業心は勃興すべければ、所得は

死藏せられずして活用せられ、所得は貯藏せられずして貯蓄せられ、茲に所得の一部は資本と化す可し。(三)斯くて所得の一部は、或は貯藏せられて財産となり、或は貯蓄せられて資本と化するも、一部は常に必ず日常生活の用に供せざるべからず、之れ即ち消費なり。

註五 世人往々「貯蓄」と「貯藏」とを混同するの虞あり。勿論貯蓄と貯藏とは自己の所得を目前の快樂の爲に消費せずして保存する點に於て相等しかるべしと雖も、貯藏は唯斯くなすのみに止るものなるに、貯蓄は唯斯くなすに止らず、其之を保存するは直接又は間接に現在又は將來の生産又は營利の用に供せむか爲め保存し置くもの也。されば貯藏により、財産は生ずべけむも、資本は生ぜざる可く、獨り貯蓄により、所得は化して資本となり、財産も亦化して資本となるなり。故に曰く、貯藏は即ち死藏を意味し、貯蓄は即ち活用を意味すと。

斯くて消費の財源には財産と所得との二種ある可く、又所得の用途には貯藏貯蓄消費の三種あるべきを以て、散しては個人日常の消費の大小如何、集ては國民年々の消費の大小如何は

一 財産の大小如何

消費に大
小ある所
以

二 所得の大小如何

三 貯蓄貯藏の高如何

によるものといふ可し。(一)個人なれば個人財産の大なるとき、國民なれば國民財産の大なるとき、消費も亦大なるを得可く、(二)更に個人に就ても將又國民に於ても所得愈大なるに従て消費愈大に、(三)貯藏貯蓄益大なるに従て消費益小に、消費は、前二者に正比例し、後一者に反比例す。されど貯藏は、財産を興し、財産は、資本を興す可く、又貯蓄は、資本を興し、資本は、生産を興す可ければ、結局は間接又は直接に生産の發達となり、所得の増加となり、消費力の増進となりて、一時の現象は兎に角も、永久の上より見るときは、消費力も亦貯藏貯蓄力に正比例するに至るものと謂ふを得可けむ。

之の故に個人に於ても、將た又國民に於ても、財産を消費せずして、所得を消費し、依て以て消費力の減退を防がざるべからざるは勿論、所得を消費するに當ても、成る可く之を節約して之を貯蓄し、依て以て消費力の増加を圖らざる可からず。勤儉貯蓄は身を興し、家を興し、國を興す所以のもの、寔に茲に存す。然るに世には所

節約と浪
費

得以上に消費して念とせざるものあり。財産を蕩盡して顧みざるものあり。其の内には公共の爲めなる場合もある可く、慈善の爲めなる場合もあらんも、多くは徒費のみ浪費するに過ぎず。此結果小にしては身を亡し、家を亡し、大にして國を亡すに至る。於是乎奢侈の問題起るなり。

且つ夫れ現社會組織の下に於ては、財産大なるものは、資本も亦大に、資本大なるものは、所得も亦大に、所得大なるものは、消費も亦大なり。之に反し、財産小なるものは、資本も亦小に、資本小なるものは、所得も亦小に、所得小なるものは、消費も亦小なり。況んや財産皆無なる赤貧洗ふが如きものに至ては、財産所得なきが故に、勤勞所得によるの外なく、結局皆勞働者となりて、僅少なる賃銀を得、漸く其日其日の糊口を潤ほすに過ぎざるに至る也。之を以て現在の如き私有財産組織の世の中に於ては、勢ひ貧富の差を生ぜざるを得ず。而して貧富の差は消費の差を起し、消費の差は享樂の差を定むるものなるが故に、結局現世に於ける人類の幸不幸を分つ可し。それも努力次第にて容易に向上發展の途開かるゝに於ては、現在の苦勞は後日の安樂と化す可く、今日少なく消費するものは、即ち明日大に消費し得るも

消費の大
小と人生
の幸不幸

のとなる譯なれども、現今の如き資本主義の世の中に於て、其の之れあるを期するを得るは、實に少數の資本家のみなり。多數の勞働者を始め一般下等社會に至ては、終日營々として働くも、所得僅少にして、漸く生存の限度 Minimum of existence を得るに止り、餘財なければ餘力生ぜず、終世社會の下層に沈淪するの外なきなり。之を要するに、物質的文明の進歩發達と與に、物質的幸不幸の別益、著しきを加へ、貧富の懸隔盛んなると與に、苦樂の差愈、甚しきを加へ、一方に於て、惡戰苦闘辛ふじて露命を維ぐものあるに、他方に於て、袖手傍觀常に酒池肉林の樂に耽るものあるに至る。貧と富と相反して増進し、窮迫と贅澤と相伴ふて増長し、貧者益、貧なるに従て、富者益、富となり、其の狀恰も貧者は富者の享樂の爲めに生れ、社會の下層は上層の驕奢の犠牲となるが如き觀あり。於是乎貧民問題は同時に富民問題となり、貧窮問題研究の必要を加ふると與に、奢侈問題研究の必要も亦更に一段を加ふるに至りぬ。

第五節 消費と奢侈

慾望と奢
修

ロッシェル Roscher 嘗て曰く、凡そ吾人々類は富貴貧賤の別を問はず、老若男女の別を論ぜず、常に必ず慾望を有す。而して此の如き慾望には、其の性質により、三種の種別あり。即ち

- 一 自然的慾望 Naturbedürfnisse
- 二 應分的慾望 Anstandsbedürfnisse
- 三 奢侈的慾望 Luxusbedürfnisse

是れ也。自然的慾望とは、吾人々類が其の生命を維持する上に於て、自から必要缺くべからざる性質の慾望をいふ。應分的慾望とは、之を充さざるも、爲めに其の生命を維持する能はずといふ程のことなけれど、人々其の社會に於ける身分、地位、品格を維持する上に於て、必要な性質の慾望をいふ。而して奢侈的慾望とは、之を充さざるも、爲めに其の生命を害せざるは勿論、又爲めに其の身分を傷はざるべく、之を充せば却て其の人の身分に過ぐるに至る可き性賣の慾望をいふと(註六)。即ち第一種の慾望は絶対的に必要な慾望なり。第二種の慾望は相對的に必要な慾望なり。第三種の慾望は絶対的にも又相對的にも必要ならざる慾望なり。

更に言を換へて云へば、第一種の慾望は人生に附隨の慾望なり。第二種の慾望は身分に相應の慾望なり。第三種の慾望は身分に不相應なる慾望なり。然るに權を得て蜀を望むは人情の常なるが故に、世人往々にして、第一種の慾望を充せば、第二種の慾望を充さんとし、第二種の慾望を充せば、遂に第三種の慾望をも充さんとするに至る。事茲に至らば、是れ即ち身分に過ぎたる充慾行爲にして、從て又身分不相應なる消費となる。「奢侈」Luxury, Luxus とは、夫れ是なり。

註六 Roscher, Grundlagen der Nationalökonomie, S. 1-3

奢侈の意

由是觀之事の奢侈たると否とは、消費の分量による問題にあらずして、消費の性質による問題なり。學者が書籍の爲めに千金を投ずるも奢侈にあらずれど、酒宴の爲めに百金を散ずるは奢侈なり。又事の奢侈たると否とは、消費物の性質による問題にあらずして、消費者の身分による問題なり(註七)。學生が葉卷煙草を燻すは奢侈なれども、大臣が三鞭酒を酌むは奢侈にあらず。畢竟するに、奢侈は共通性のものにあらずして、區別性のものたる可く、奢侈は絶対性のものにあらずして、相對性のものたる可く、奢侈は物に附着の性質にあらずして、人に附隨の關係たる可

く、事の奢侈たると否とは、各人の身分に對して相當なる消費たると否とに由てのみ別かるゝなり。然るに吾人の身分といひ、地位といひ、決して一定不變のものにはあらで、時と與に變化す可く、時代と與に推移す可く、結局自動的にも、又他動的にも、千變萬化するものなれば、今日奢侈たらざるも、明日奢侈たる場合生ずると同時に、今日奢侈たるも、明日奢侈たらざる場合起らん。是れ蓋し其の時代移り、其の國民進歩し、其の人の身分一段と上昇するに及んで、先きの奢侈も、今は其の時代の國民、其の人に取つて身分相應のものとなりぬるを以てなり（註八）。

註七 クラッドストーン嘗て曰く、吾人が日常消費する所の茶、砂糖、其の他如何なる物品とても、之を富者の専用する所の奢侈品となすを得可し。そは唯之に重税を課するにあるのみと。亦以て物の奢侈品たると否とは、其の物に附着の性質にあらずして、之に對する人に附隨の關係たるの理を首肯するに足らむ。

註八 大隈伯爵嘗て曰く、社會の進歩は人類の慾望を増長せしむるが故に、一より二を願ひ、二より三を欲するやうになつて来るは、勢ひの免れざる所である。されば人類の慾望の増進が贅澤を呼び起すことは、到底免かるべからざる自然の法則であるが、贅澤といふこともよく考へて見ると、これは比較的の話しである。百萬圓の財産家が百萬圓の帶を買つた所で、何も驕奢といふに當らぬ。二十圓の月給取が十

圓の兵兒帶を買ふのが却て贅澤である。かういふ風で、其の生活の程度次第で、流行を追つた處で、何も贅澤なりといふにも及ばぬことであるのである。昔は酒池肉林といふことが、非常な贅澤として居つた。然し今日になつて見ると、酒—あの當時であるからるく酒でもなかつたらうと思ふが—を飲み、牛肉や豚肉を喰つた處で、高の知れたものだ。今日の生活程度から見ると、別段奢りでもないのである。如何程食つたり、飲んだりした處で高が知れて居る。そんなにも多く食ふことも出来ねば、そんなにも多く飲むことも出来ないのである。そこで今日は人を御馳走すると、其の費用が千圓、其の内飲食費五百圓、裝飾費五百圓といふことになる。も一歩進むと飲食費が五百圓、裝飾費が二千圓といふようになつてくる。飲食物即ち口を飽かしむるものは、造作もなくなつたから、今度は目を樂ますことを工夫し、それにも満足すれば、此度は耳を娛ばしむることを工夫するやうになつてくる。依て以て人類が其慾望に限りなないこと、其の慾望が種々なる形式によつて充されつゝあることが分るのである云々と。

之の故に多費必ずしも奢侈にあらず、多費の奢侈たると否とは、一に全く其の人の身分に取り、過分なると不十分なるとにより定まるものなれども、事既に奢侈たる以上は、奢侈は到底之を否定せざるべからず。身分に過ぎたる消費は即ち、所得に過ぎたる消費なり。所得に過ぎたる消費は即ち、財産を傷くるの消費なり。而

て財産を傷くるの消費は結局財産を盡すの消費なり。されば個人にして常に奢侈に耽らんか、遂に一身一家を亡す可く萬民競つて奢侈に流れんか、遂に國家の滅亡を招く可し。羅馬を亡したるものは羅馬人なり、平家を亡したるもの亦平家ならずや。之を以て奢侈の不可なる所以は、獨り之を倫理上より説明し得るのみならず、亦經濟上よりも説明し得可し。

然るに世には奢侈を以て世間に職業を與ふるものなりと説く人あり。其の説に曰く、若し富豪にして、財産の蓄積をのみ事として、敢て散せず、専ら簡易生活を念とするに於ては、諸財與に需要與らず、萬事不景氣となりて、一般に就職の困難を見るに至る可し。之に反し、若し富豪にして得るに委せ、盛に金錢を散じ、驕奢なる生活を營むに於ては、贅澤なる物品に至るまで、盛に需要せらるゝに至るが故に、一般に好景氣となり如何なる労働者と雖も、容易に糊口の途を求むるを得可し。萬金をかけて別荘を造るものあるが故に、大工左官は意外の收入を得るなる可く、酒池肉林の快樂に耽るものあるが故に、酒屋料理屋は繁昌するなる可く、從て又其の下に労働に従事するものも、亦就職に窮せざるを得るなる可しと。されども此種の

奢侈は職業を與ふとの説及其批評

論者は其の一を知て、其の二を知らざるものなり。富豪が下民に職業を與ふるの途は、必ずしも酒池肉林の豪舉によるを要せず、別に奢侈贅澤の手段によるを必要とせず、其の資を散じて慈善事業に投じ、公共事業を起さんには、單に下民に職業を與ふるのみならず、其の結果直接に、永久に且つ一般に、下民の生計を助くべければ、爲めに社會に與ふるの利益、更に偉大なるものあらん。又富豪にして別に慈善事業に盡力せざるまでも、其の餘財を浪費せず、之を貯蓄し、之を銀行に預け入るゝに於ては、爲めに一國の資本を増加し、事業勃興の基となるが故に、労働者も亦容易に其の職業を求むるを得可く、我れ人與に其の恩澤に浴するを得可けむ。之を要するに、奢侈によらざるも、社會を潤すを得可く、奢侈によらざる方却て一層堅實に、且つ永久に、廣く一般社會を潤すを得可し。

次に又世間には前説と正反對なる消極論ありて、頻に極端なる簡易生活論を主張す。其の要に曰く、吾人々類にして始終物質的慾望に囚はれ居る間は、假令文物典章燦爛たるも、未だ完全なる發達を遂げたるものと謂ふべからず。吾人々類にして常に榮耀榮華に憧がるゝ間は、假令千百の努力を以てするも、遂に理想の社

簡易生活及其批評

會を見るの期なけむ。慾望の増長を抑へ、榮華の巷を蔑視し、常に華美の念を去り、萬事質素を旨とし、成る可く簡易なる生活を營みて、成る可く高尚なる思想を懐く plain living and high thinking。こそ、人間最大の道德にして、又人生最高の標的たる可し。此種の議論は古來支那に於て最も盛んにして、殊に彼の老莊の教なるものは、全く之を説くものなり（註九）。我國に於ても、是等儒教の傳播とともに、此種の思想傳はり、昔より世の風教を論ずるもの多く、此思想を出てず（註一〇）。殊に近時各國を通じて、物質的文明の發達甚しきより、人々華美を競ひ、虚榮を争ふの風潮旺んにして、現代人心の歸趣する所に、全く物質的方面のみなるは、甚だ慨嘆に堪へざる所なるが故に、之を矯正せんとて、人生の慰安を物質上に求めずして、精神上に求む可しと説く此種の議論は、確かに現代の思想に對する有益なる清涼劑たるに相違なけれど、さりとて物的満足に伴はざる心的満足は、果して永久に存立し得可きものなりや否や、假に永久に存立し得可きものなりとするも、これ誠に人生の幸福なりや否や、抑も又文明の進歩の所以なりや否や、頗る疑問と謂はざる可からず。若しも吾人にして常に此種の道德を固守し、始終簡易生活に甘せざるべからざる

ものなりとせば、吾人は永久に其生活程度を上昇せしむるの期なく、富者も貧者と等しき生計を守らざるべからず、文明人も野蠻人と同じき生活を營まざるべからず、此論歩を押し進むときは、人間は寧ろ去て原始の状態に復歸し、木葉を糲ひ、木實を喰ひ常に出て、首陽山下に蕨を採るが如き仙人生活を學ばざるべからざるに至る。事茲に至ては慾望なく、慾望なければ活動なく、活動なければ進歩なく、進歩なければ幸福なく、社會の進運長へに絶て、萬事沈滞不振の世の中と化せんのみ。若し又吾人にして常に此種の標的に追従し、徹頭徹尾簡易生活に甘せざるべからざるものなりとせば、吾人は一切の音樂を放擲せざるべからず、吾人は一切の繪畫を無視せざるべからず、吾人は一切の鐵道汽船を排斥せざるべからず、吾人は一切の電氣瓦斯を排斥せざるべからず。之を要するに、吾人は一切の藝術、一切の文明を否定せざるべからず。斯くて一切の利器を捨て、一切の趣味を脱し、一切極端なる簡易生活に就かんには、社會は茲に沈滞して、遂に無味乾燥なる世の中と化せんのみ。之れ豈に人生の幸福ならんや。之れ豈に人生の目的ならんや。之を要するに、極端なる簡易生活主義は、結局制慾主義と一致し、制慾主義は、結局無爲主義と

一致す。而して萬人舉て無爲を樂まんか結局社會の進歩なきなり(註一一)。

註九

小國寡民、使有什伯人之器而不用、使民重死而不遠徙、雖有舟車無所乘之、雖有甲兵無所陳之、使民復結繩而用之、甘其食、美其服、安其居、樂其俗、隣國相望、雞狗之聲相聞、民至老死不相往來(老子、第八十章)

註一〇

我國に於ては古より消極主義なる佛教の傳來と、制慾主義なる儒教の感化とにより、寡慾を以て唯一の美德なりとなすの思想、深く人心を支配し來て、今尙ほ衰へず。殊に維新以來西洋諸國との交通貿易旺んなるに連れ、泰西の風物盛に輸入せられて、萬事歐化の風潮甚しきより、一面之が反動たる國粹保存主義の勃興と、他面東洋倫理思想に對する信念とに基き、漢學者流又は學究先生の間に極端なる簡易生活論を唱ふるもの尠なからず。就中、佐田介石氏の如きは嘗て「ランブ亡國論」なる奇論を唱て、泰西文明の輸入と共に、一般に奢侈の風増長し、都鄙となく、貴賤となく、一般に菜油を捨て、石油を點じ、行燈を廢して洋燈を用ゆること今日の如く盛んなるときは、遂に國家の滅亡を招くに至らんと云へり。又谷將軍の如きも、曾て某新紙に關西漫遊談を掲げて曰く、近時我國百姓の伊勢參宮なるものを觀るに、昔の如く草鞋を穿て徒歩するものなく、皆々汽車に乗して行く。此の如きは單に一例に過ぎざれども、之れによりても一般に剛健の氣失せ、奢侈の風生じ、舉世滔々、安逸遊惰を食るに至れるの狀態ふ可しと。此外故西村茂樹氏の如きも、亦屢、此種の警告を試みたることありき。要するに此種の議論は人心の浮華を誡むるにあ

れば全然否定す可きにあらねど、頑迷なる簡易生活思想を懐くものたるの譏は則ち免れざるべし。

註一一

世人も亦現に屢、奢侈を以て市場、上景氣の由りて生ずる所なりと做し、尙、況振起の原因なりと做せり。殊に富人貴族が其の衣食住を始め一般の生活に豪奢を極むるが如きは、之れが爲めに幾多の職工に業を授け、糊口の資を給するものにして、所謂金錢を世上に融通せしむるものなりと言ふが如きは、必ずしも一理なしとは看做し難し。然りと雖も更に他方よりして考察すれば、斯かる金錢の融通法は、或は一般人民に供給すべき必要貨物の製造を措いて、専ら二三者の虚榮心を満たすべき無用の奢侈品のみ作るに従事せしむる様の事なきか。去ればとて又舞踏會用の衣裳を裁縫する代りに、普通木綿の衣服を仕立てしむるが社會一般に取りて便なるか如何に。是れ實に社會に於ける一大疑問なり。ド、ラヴェレートの如く一概に奢侈品の製造は社會の害毒なりとも言ひ難かるべし。況んや古來幾多の大小美術なるものは、確に一面は當代奢侈の結果なるをや。余輩は彼のビュリタン教徒と異なり、寧ろ富人貴族が高樓大厦を構へ、器具調度等善美を盡くすを以て奢侈なり不徳なりとして排斥することをなさず、是等は却つて常に金錢の融通に止らず、天才の保護たり、やがて開化の舞臺を豊富にし繁華ならしむることなるを信ず。而かも一般に之れを通過すれば、此等の富人貴族輩が蓄積し世襲せる財産は之れを彼等各個人の虚榮的奢侈の爲めに消耗せず、必ずや先づ之れを以て廣

く一般の利潤を計るべき資本とし、而して所謂社會一般の利潤としては生存を維持し、交通を輕易にすべき尋常普通の需用よりして、漸く知識並に情操上に於ける高尚優美の需用に及ばんことを力め、前後輕重を失することなき様にせざるべからずと信ず。兎に角奢侈其ものは、富人に取りては決して眞に自家を擴張するものにあらざりして、多くは却つて身心に多大の弊害を醸するものなることを忘るべからず。否所謂富人貴族は暫く之れを措いて言はず、中流以下一般の人民に就いて言へば、奢侈は斷じて戒むべき筈なり。特に奢侈風俗を爲す如きは實に早晚社會の破滅すべき前徵なりと察すべし(谷本富、新道徳二一〇—二一三頁)。

元來、節儉といふものは、銘々の道徳上の判斷でありまして、今の世は、最早や、無智、無見聞の爲めに、知らず、生活の慾望を缺いて居る者を、其まゝ、そつとして置く可き時代ではありませぬ(柳田國男、時代と農政七四頁)。

之を要するに、奢侈は常に必ず否定せざるべからざるものなれども、さればとて直接に法律の力に訴へて以て之を禁壓せんとするは不可能なり(註一三)。消費自由の原則は之を尊重し、之に向て政治上の干渉を試みず、唯倫理上より之を誡む可きのみ。それも極端に走るときは往々にして遂に慾望の秩序的發展其の物までも、合せ排斥せんとするに至るは誤れりと謂ふ可し。吾人々類は常に慾望を有す。

慾望あるより活動あるなり。活動あるより進歩あるなり。慾望は無限大なり、故に亦進歩も無限大なり。進歩は無限大なり、故に亦慾望も無限大となる。斯くて文明の進歩は慾望の進化を促し、増加を促すのみならず、慾望の進化に連れ、増加に伴ふて、茲に刺戟を起し、活動を起し、發展を起し、小にしては個人の地位の上昇となり、大にして社會の文明の進歩となる。即ち知る文明の進歩と慾望の發展とは、互に因果の關係をなして以て、絶ず人生の幸福を加ふるものなるを。之の故に文明の進歩を期待せずんば乃ち止む、苟も之を期待する以上は、慾望の發生を否定すべからず、慾望の發達を憂ふべからず。唯夫れ慾望の突飛的增長を誡め、慾望の秩序的發達を期待す可きのみ。是れ蓋し慾望の突飛的增長は奢侈を起すの基にして、慾望の秩序的發達は人生の幸福を増進するの基なればなり。況んや慾望にして、單に其の量を加ふるに止まず、同時に其の質をも改めて以て、肉體的慾望より精神的慾望に、現在の慾望より未來的慾望に、個人的慾望より社會的慾望に、生存的慾望より文明的慾望に、次第に進化し、發展し行かんには、私慾と公慾と一致し、私益と公益と相反せず、個人の消費愈、盛んなると與に、社會の幸福益、加はり、個人の發展は常

に同時に社會の發展を意味することとなりぬ可し。

註一二 古來國家が法令を以て奢侈を禁じ、贅澤を戒しめたるの例乏しからず。殊に西洋に於てはマーカンチリズム時代、我國に於ては徳川時代を以て、奢侈制限令最も盛んに行はる。寛和年間松平定信の儉約令の如き、天保年間水野忠邦の奢侈禁止令の如き其主なるもの也。されど方今は一般に消費自由の原則行はれ、倫理上より之を戒むも政治上より之に干渉せず、消費の種類、分量共に諸人の自由勝手たるべし。唯今日に於ても衛生上、風教上の理由より、酒精性飲料の飲用を直接に制限する國あり(米國の某州に於けるが如く)、又之に重税を課して以て其飲用を間接に制限する國あり(歐洲其他の文明諸國の如く)。此外、砂糖、煙草等にも苛重なる消費税を課するを以て一般とすれど、之は消費制限の目的に非ず、主として財政上の必要に出る也。

第六節 消費と家計

凡そ各人各家の消費の種類、從て生ずる家計の内容は、各人各家の事情により千差萬別にして、一概に概言するを許さざるものなれども、一定の國、一定の時代に於ける各社會階級に就て大數觀察するときは

家計と社會階級

エンゲルの家計統計

- 一 同一社會階級に屬する人々の所得は、略ぼ同一なること
 - 二 同一社會階級に屬する人々の慾望は、略ぼ同一なること
- の理に基き、同一社會階級に屬する人々の消費の種類並に其の割合、從て生ずる「家計」Family Budgetsの内容は略ぼ同一なることを發見すると同時に、社會階級を異にするに従ひ、消費の種類並に其割合、從て生ずる家計の内容を異にするものなることをも發見す可し。斯くて社會階級を異にするより、家計の内容を異にし、家計の内容を異にするより、人生の幸不幸を異にし、人生の幸不幸を異にするより、社會階級の争闘起る。

然らば社會階級の異なるにより生ずる家計の内容の差異如何。此種の統計的研究は統計中最も重要なものなれども、又最も困難なるものなり。されば今日に至るまで未だ確實なる研究の結果を見ざれども、中に就き、稍、参考となる可きもの數種を擧げて、其の間より生ずる通素の發見に資せん。此種の統計的研究の結果中、最も尊重せらるゝものは、エンゲルが千八百五十三年白耳義統計局に於て同國中二州に於ける勞働者階級の家族一千戸に就て調査せる結果を綜合せるもの

①Dupétiens, Budgets économiques des classes ouvrières en Belgique, 1855) 竝に千八百四十九年
 ②(Engel, die Untersuchungen über die Produktion = und Konsumtions verhältnisse in Sachsen, sta-
 chs. statist. Zeitschrift, 1857) 即ち左の如し、

費目	ザクセン			ザクセン			ザクセン		
	白耳義	中等社會	上流社會	白耳義	中等社會	上流社會	白耳義	中等社會	上流社會
費目	六二	六二	五五	六二	五五	五〇	六二	五五	五〇
食物	一五	一六	一八	一五	一八	一八	一五	一八	一八
衣服	一〇	一二	一二	一〇	一二	一二	一〇	一二	一二
住宅	四五	四五	九〇	四五	九〇	八五	四五	九〇	八五
燈火薪炭	四	五	五	四	五	五	四	五	五
家具等	二	二	二	二	二	二	二	二	二
教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一
租稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一
衛生	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奴婢	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

この取調の結果に基き、エンゲルは略ぼ次に記するが如き四箇の論斷を試みたり
 き。即ち

- 一 所得の少なきもの程、衣食住以外に消費し得る所少なきこと
- 二 所得の大小に拘らず、住宅費並に燈火薪炭費は同一なること
- 三 所得の少なきものほど、食物費が大部分を占むるに至ること
- 四 所得の大小如何に拘はらず、衣服費は常に略ぼ同一なること

是れ也。
 然るに近年北米合衆國勞働調査委員會に於て調査せる統計 (Eighteenth Annual
 Report of the Commissioner of Labor, Washington 1903) 並に千九百九年獨逸帝國統計局に
 於て調査せる統計の綜合によるに、多少前者と異なる結果を齎せるを見る。即ち
 左の如し。

獨米の家
 計統計

所得階級	米	獨	米	獨	米	獨	米	獨	米	獨	平均
三〇〇以下	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇〇以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

所得の減少と食費の増加

き窮民少なからざるが故に、せめては國家又は市町村に於て、貧民學校、慈善病院、圖書館、音樂堂、公園等を設け、勞働保險等の制を布く必要あるなり。

次に如何なる國に於ても、將た又如何なる時代に於ても、常に一定不變なる第二の現象は、食物費は常に家計の大部分を占め、殊に所得少なきに從て、其の割合益々増加すること是れなり。前掲の二表に就て之を見るも、食物費は一切の社會階級を通じて平均家計の四割五分以上を占め、下等社會に至ては五割乃至六割以上を占む。殊に兒女多き家庭に於ては、食物費の負擔の増加著し。千九百三年、米國に於て、千九百九年獨逸に於て、各年所得千圓乃至千三百圓の多數家族に就き、兒女の數に應じて、家計の内容を調査せる結果を示さむに、左の如し。

費目	費目				
	子供なし	子供一人	子供二人	子供三人	子供四人
住宅	三〇・四%	一八・五%	一八・〇%	一七・五%	一七・〇%
燈火薪炭	六・四%	六・二%	六・一%	六・二%	六・三%
衣服	二・六%	二・七%	二・一%	二・四%	二・〇%
其他の費用	二二・二%	一九・五%	一七・九%	一七・〇%	一六・〇%
合計	三三・四%	二二・九%	二二・三%	二二・三%	二二・一%

上表中、獨逸の分には、勞働者の外に下級官吏及び教員を含む。依て之を別つて統計するときは、左の如き結果を現す。

年所得	平均一家の費用		一家族の平均人員		家計に對する食物費の割合	
	獨	米	獨	米	%	%
一 勞働者	九〇〇	一、〇六六	三・二五	一、〇〇七	五五・八	四五・〇
二 勞働者	一二〇〇	一、〇三二	四・二三	一、〇〇七	五四・〇	四八・九
三 勞働者	一六〇〇	一、〇三二	四・八五	一、〇〇七	五三・〇	四八・二
官吏教員	一六〇〇	一、〇三二	五・二五	一、〇〇七	四八・二	四八・二

四	勞働者	二〇〇〇—三〇〇〇	五・二〇	四九・四
	官吏教員	二〇〇〇—三〇〇〇	四・三九	二九・七
五	官吏教員	三〇〇〇—四〇〇〇	四・七九	三七・六

由是觀之所得額同一なるに、兒女多く家族大なるときは、食費の負擔を増加するが故に、勢ひ他の一切の費目に對し、著しき節約を加へざるべからざる可く、就中、勞働者は肉體的勞働激しきが故に、同一所得なるも、之を他の下級官吏又は教員等に比すれば、所得中、食物費の負擔、殊に多きを覺ゆ。之を要するに、等しく衣食住と稱する内にも、食費最も多額を占むるが上に、食費を節約するは、至難中の至難なるを以て、所得少なきものと雖も、之のみは其の割合に減ずる能はず、之のみ特に著しく膨脹するは、注意す可きの現象なり。之の故に爲政家たるもの、常に此點に留意して、日用品中、殊に食物の騰貴を憂へざるべからざる可く、輸入穀物に課税して以て、農業を保護せんとするが如きは、一部の農民^{地主}利益の爲めに、全部の國民殊に下等社會を益、窮地に陥るゝものにして、斷じて排斥せざるべからざるは、此理に由るなり。

住宅問題

最後に今一つの注目す可き第三の現象は、都會に於ける住民の住宅費は、所得少なきに從て、其割合益増加すること、是れなり。全國を通じて大數觀察するときは所得の大小如何に拘らず、住宅費の割合常に同一なることもある可く、^{前掲エンゲルの統計の如く}又所得の少なきに從て、住宅費の割合は或る程度まで増加し、或る程度以上却て減少するが如きことあるべけんも、^{前掲獨米の家計統計第一の如く}人口益、密集して、地代愈、高からむとする都會に於ては、所得少なきものほど、割合に多くの住宅費を要するに至るは、看過すべからざるの事實なり。嘗て千九百一年ハンブルグ市に於て調査せる結果によると、左の如きものあり(Conrad, Handw. d. Statistik. 3. Aufl., VIII. "Wohnungsfrage", による)。

所得額	所得に對する家賃の割合
九〇〇—一二〇〇	二四・六七
一二〇〇—一八〇〇	二三・一九
一八〇〇—二四〇〇	二一・六一
二四〇〇—三〇〇〇	二〇・五三

三〇〇〇—三六〇〇	一九二五
三六〇〇—四二〇〇	一八三一
四二〇〇—四八〇〇	一七三六
四八〇〇—六〇〇〇	一六六九
六〇〇〇—一二〇〇〇	一四三〇
一二〇〇〇—三〇〇〇〇	九六一
三〇〇〇〇—六〇〇〇〇	五九九
六〇〇〇〇以上	三〇四

斯くて現今都會に住する人々は、各其の所得額に比し、少からざる住宅費上の負擔をなすものなるが、殊に所得の僅少なる細民なるに従て、其の割合益甚し。之れ既に甚だ憂ふ可き事實なるに細民の需要する小家屋は、何れの都會に於ても缺乏なるの事實は、更に是等の細民をして家根裏又は地下に群居せしむるに至るにあらざれば(註一三)即ち狹隘なる茅屋に數家族合宿し、密住雜居するの止を得ざるに至らしむ。方今、倫敦の市民中、約七分の一は一室の借家に住み、約五分の一は二室の

借家に住み、約五分の一は三室の借家に住み、約八分の一は四室の借家に住む。されば倫敦市民の約半數は實に四室以下の狹隘なる借家に群住するものと謂ふ可し(The Workmen's National Housing Councilの報告)。又千九百一年のセンサスによれば、倫敦市中に於て、現に一室限りの借家に住するもの、三十萬四千八百七十四人に達す。之れ既に驚く可きの現象なるに、更に其の内譯を見ると、小家屋の缺乏なると、其の家賃の割高なるにより、倫敦下層に於ける群居密住の狀、人をして戰慄せしむるものあり。即ち左の如し。

一室の内に一人住むもの	六〇、四二一 ^人
一室の内に二人住むもの	九六、六八二
一室の内に三人住むもの	七一、〇四〇
一室の内に四人住むもの	四五、一一六
一室の内に五人住むもの	二〇、〇〇五
一室の内に六人住むもの	七、五四二
一室の内に七人住むもの	二、六八八

一室の内に八人住むもの	八二四
一室の内に九人住むもの	三五一
一室の内に十人住むもの	一〇〇
一室の内に十一人住むもの	三三
一室の内に十二人以上住むもの	七二

次に白耳義のブラッセル市に就て見るに、千八百九十年、同市に於ける労働者の住宅四千六百一軒にして、此内に一萬九千二百八十四組の家族住す。其の内譯左の如し。

家屋の種類	家族數
一軒建に住むもの	四九一
三室家に住むもの	一三七一
二室家に住むもの	八〇五八
一室家に住むもの	六九七八
家根裏に住むもの	二、一六八

地下室に住むもの

二〇〇

而して當時同市に於ける労働者の平均賃銀一日一圓二十錢なりしに、一室限りの矮屋にして、尙ほ且つ一箇月の家賃平均四圓五十錢なりしと云ふ。都會に於ける下等社會の生活難は、食物よりも寧ろ住宅に著し。

註一三

元と西洋に於ても、雜居の家屋は大都會にのみ存し、小都會に於ては單獨の家屋多かりしも、近時、小都會に於ても漸次雜居的家屋増加するの傾向あり。又從來大都會に於ても、郊外の家屋は單獨的家屋多かりしも、次第に雜居的家屋に變ずるの趨勢あり。是等の雜居的家屋も、當初は三階四階を以て極度となし、それ以上の上ることなかりしが、次第に階數を増加し、十階以上の階段を有し、殆ど天を摩するの高樓は稀有の例にあらざることとなれり。加之、是等の家屋は上に向て其の階數を増すを以て足れりとせず、更らに下に向て地下に幾多の階數を加へ、地下に住居をなせる穴居の人民を文明國の中心に於て見るに至れり。今、伯林市に於ける家屋統計に就き、各家屋の平均階段を按ずるに、實に左の如きものあり。

一八六四年
一八六七年
一八七五年

三・三
三・五
三・六

一八八〇年 三・八
 一八八五年 四・〇
 一八九〇年 四・六
 一八九五年 四・七

又該市に於ける地下住民の人口總計に對する百分比例を見るに左の如し。

一八六一年 九・五
 一八六四年 九・四
 一八六七年 九・二
 一八七一年 一〇・八
 一八七五年 一〇・二
 一八八〇年 九・二
 一八九〇年 七・七

因に云ふ。柏林市の地下住民の數は、千八百八十年には約十萬あり、千八百九十年には十一萬七千七百七人となり、千九百年には少しく減じたれども、尙ほ九萬一千四百二十六人を算すといふ。(桑田熊藏「住居問題の解決」國民經濟雜誌第八卷第三號二六一―二八頁)。

此結果、是等下等社會の人々の健康の上に、由々しき惡影響を與ふ。千九百五年及び六年の兩年に亘て、グラスゴ―市教育課が、七萬二千八百五十七人の同市小學

住宅問題
と衛生問題

兒童 年五歳以上 年八歳以下 に就て調査せる家屋状態と兒童體格の關係を見るに、左の如きものあり。

家屋	平均體重	平均身長
一室の家の男兒	五二・六	四六・六
二室の家の男兒	五六・一	四八・一
三室の家の男兒	六〇・〇	五〇・〇
四室の家の男兒	六四・三	五一・三
一室の家の女兒	五一・五	四六・三
二室の家の女兒	五四・八	四七・八
三室の家の女兒	五九・四	四九・六
四室の家の女兒	六五・五	五一・六

又千九百一年グラスゴ―市衛生課員ドクトル、チャルマースが、同市民に就て調査せる家屋状態と死亡率の關係を見るに、左の如きものあり。

家屋	住民死亡數	死亡率(千人に付)
一室の家
二室の家
三室の家
四室の家

一室の家	一〇四、一二八 ^人	三、四〇五 ^人	三、二七 ^人
二室の家	三四八、七三一	七、四一八	二、一三
三室の家	一五一、四五四	二、〇八一	一、三七
四室の家	一三六、五一	一、五三三	一、一二

更に又千八百八十五年柏林市に於て調査せる家屋状態と死亡率の關係を見るに、是亦略ぼ同様の結果を現す。即ち左の如し。

一室の家屋に住むもの、死亡率	千人に付百六十三・五
二室の家屋に住むもの、死亡率	同 二十二・五
三室の家屋に住むもの、死亡率	同 七・五
四室の家屋に住むもの、死亡率	同 五・四

以上三表を通覽するに家屋状態の劣悪なるに従て、兒童の健康は益々劣悪なるべく、又一般に住民の死亡率の著しき増加を見る。さりながら家屋状態の劣悪なることが、獨り是等下層社會の健康衛生の上に、恐る可き結果を齎すに止らず、更に又屢々下層社會の風紀道德の上にも、種々なる弊害を醸すものなり。人若し一步貧民窟

なるものに足を入るれば、新聞紙に於ける所謂る三面記事なるもの、多く此間より發生するの理を首肯するに難からざらむ。之を要するに、時勢の進運と共に、人口は益々都會に密集す可く、人口益々密集すると共に、地代は益々騰貴し、家賃は愈々上騰す可し。この結果都會に於る『住宅問題』 Housing question, Wohnungsfrage なるもの、愈々益々緊切の度を加ふ。

第七節 消費の進化

以上述べたる所によれば、現今の社會組織未だ完全ならざるの結果として、分配の公平を失し、分配の公平を失するの結果として、所得の大差を生じ、所得に大差を生ずるの結果として、各人の物質的從て又非物質的幸福に甚大なる相違を起さしむ。之の故に現今に於ける消費の状態は、決して満足す可きものにあらずれども、之を昔日の状態に比すれば、大體に於て著しき進化の跡を認む可く、將來益々其の勢を加へんとするの事實あるは、看過すべからざるところなり。果して然らば、如何なる方面に於て、進化の跡を認むべきやといふに

- 一 消費の同化
- 二 消費の増加
- 三 共同的消費の増加
- 四 經濟的消費の増加
- 五 公共的消費の増加

即ち是れ也。以下順を逐て之を説明せん。

一 過ぐる十九世紀の科學の發達は、機械の發明を促し、機械の發明は交通上にも現はれて、汽船となり、鐵道となり、電信となり、電話となりて、獨り一國內のみならず、廣く世界を通じて、著しく交通貿易の發達を促したりき。此結果、一方に於ては、各國各地の舊習を打破し、古式を打破し、次第に風俗習慣を同化し、嗜好、慾望を統一したるを以て、從て又各國各地、各人の需要を統一し、消費を同化したるの跡甚だ著し。今や「シャツ」を纏ふは都鄙一般の風俗なり、牛肉を食ふは世界多數の嗜好なり、卷煙草を薰すは貴賤を通じての現象なり。其の他麥酒に於て、燐寸に於て、帽子に於て、毛巾に於て、ペンに於て、インキに於て、煉瓦に於て、洋釘に於て、茶に於て、砂糖に

消化の同

於て、石油に於て、石炭に於て、皆然りとす。而して此の如き消費の同化なるものは、將來交通の發達貿易の進歩と共に、多々益、著しからんとするは、注意す可きの現象なりといふべし。是れ蓋し消費の同化なるものは、一面に於て文明の普及を意味するものなるのみならず、又他面に於て生産の統一を意味するを以てなり。消費物の同化は生産物の同化を起し、需要の統一は供給の統一を招き、依て資本の集中となり、事業の集中となり、一大資本を以て一大事業を起し、廣く世界の需要を相手に専ら同一財の生産に従事する大仕掛企業の勃興を促すに至れるなり。例令ば米國に於て、石油を生産するに一億弗の會社 (Standard Oil Co.) 起り、卷煙草を造るに二億五千萬弗の會社 (American Tobacco Co.) 生じ、鋼鐵を製するに十三億七千萬弗の一大會社 (United States Steel Corporation) を見るに至りたるが如き、又英吉利に於ても、世界各國に分工場を設けて、盛に、石鹼を製造する資本、金三千萬磅即三億圓の會社 (Lever Bros. Company) を見るが如き、皆此結果にして、之を我國に就て見るも、麥酒を醸造するに千二百萬圓の會社 (大日本麥酒會社) 興り、砂糖を精製するに、同じく千二百萬圓の會社 (大日本精糖株式會社) 生じ、綿絲を紡ぐに、一千七百四十萬圓の會社 (鐘淵紡績

株式會社出でたるが如きも、亦皆我國若しくは東洋一帶の地に於ける消費の同化の結果たらずんばあらざる也。

二 斯くて交通貿易の發達は、獨り消費の同化を促せるのみならず、又消費の増加をも促せり。一例を擧げて之を證せん、明治初年に於ける我國の輸入貿易は約二千萬圓に過ぎざりしに、今や八億圓に近からんとす。此間に於る我國の人口の増加は、三千三百萬人より五千百萬人に達したるものにして、未だ加倍するに至らざるに、輸入品の増加四十倍に達せむとするを見れば、加工製作の上、再輸出する所のものありとは云へ、全體に於て、我が國民の消費力の増加の著しきを悟るに難からず。而して此種の現象は單に之を消費の分量上に於て認むるのみならず、又之を消費の品質上に於て認むるを得可し。是等の二點に就き、常に立證の位置に立つものは、實に砂糖の消費統計なりとす。依て左に獨逸に於ける調査を掲げむ。

年 度	總消費額	一人割消費額
一八七〇—一八七六年	二五〇 <small>千ト</small>	六〇 <small>マルク</small>
一八七六—一八八一年	二五〇	五八

消費の増加

一八八一—一八八六年	三一九	七〇
一八八七—一八八八年	三九八	八四
一八八八—一八八九年	三五八	七四
一八八九—一九〇〇年	四四七	九一
一八九〇—一九〇一年	四七〇	九五
一八九一—一九〇二年	四七六	九五
一八九二—一九〇三年	五〇一	九九
一八九三—一九〇四年	五一七	一〇一
一八九四—一九〇五年	五五三	一〇七
一八九五—一九〇六年	六六九	一二七
一八九六—一九〇七年	五〇五	九五
一八九七—一九〇八年	六三六	一一八
一八九八—一九〇九年	六八〇	一二四
一九〇〇—一九〇一年	七六四	一三七

一九〇〇—〇一年	六九七	一一三
一九〇一—〇二年	六六九	一一六
一九〇二—〇三年	七二九	一二五
一九〇三—〇四年	一〇二〇	一七二
一九〇四—〇五年	八六七	一四四
一九〇五—〇六年	一〇一三	一六六

由是觀之、獨逸に於ては七十年代に於ける砂糖消費額、一人に付き漸く六キログラムなりしもの、今や十六キログラム半に達し、僅々三十五六年の間に、各人の砂糖消費額約三倍せるは、以て如何に文明國に於ける消費増進の跡著しきかを察するに足らむ。

三 且つ夫れ、今日各人の消費する所を見るに、之を昔日に比すれば共同に使用し、共同に消費するの傾向著し。汽船の如き、鐵道の如き、乗合馬車の如き、市街電鐵の如き、水道の如き、瓦斯の如き、電燈の如き、電話の如き、學校の如き、俱樂部の如き、博物館の如き、美術館の如き、其の他公園の如き、圖書館の如き、一として共同に使用し、

共同的消費の増加

經濟的消費の増加

共同に消費するものにあらざるなし。惟ふに此種の趨向は此後と雖も改まらざるべく、大企業組織の發展、共同生活思想の進歩、都市社會政策の發達等と共に、益々出でて、益々盛なる一方なる可し。現に歐米諸國の如きに於ては、後に述ぶる所の公共的消費の結果、益々共同的消費の機會を多くし、又經濟的消費の趣旨より、牛馬、農具、機械、器具等の如き生産用具を共同に購入し、共同に使用するもの益々多きを見る。此點より見るときは、彼の生産組合の如きも、亦一面共同的消費の著しきものと云ふを得可し。

四 茲に所謂る經濟的消費とは、自然消費に對する經濟的消費を意味するにあらず、成る可く安く買入れ、成る可く安く消費せんとするの趣旨に出づるの消費を指すものにして、通俗に所謂る經濟的なる消費をいふなり。乃ち所得少ふして、物價の騰貴に苦しむものは、成る可く生活費を節約せんとて、共同の出資により、製造元又は卸賣商より、一手に直接に多量の日用品を廉價に購入して、互の間に之を分配せんとする企、近時各國を通じて益々盛なり。之を『消費組合』Cooperative Stores, Konsumvereineとす。消費組合にして組織せられんか、消費者は中間の商人小賣商又の爲は卸賣商の爲

に利益を壟斷せらるゝことなく、廉價に日用品を買入れ得るより、勞働者なれば、敢て賃銀の引上を迫らずとも、自から其の收入を増加し、其の生計を裕かならしむを得可く、組合に對する出資又は組合の積立金により、不知不識貯蓄をなさしむることともなる可く、又掛賣を嚴禁するより、浪費の弊を根絶し得可く、殊に組合員間には和衷協同の精神を涵養し、篤實温厚の美風を發揮せしむる等、有形無形に、下等社會の人々をして、向上發展の基を得せしむるの功果偉大なるものありぬ可し。之を以て消費組合なるものは、千八百四十四年有名なるロツチデル Rochdale の二十八人組に基き發せるものなれども、爾來、英吉利を初め世界到る處に長足の進歩をなし、最近の統計によれば、英吉利に於ては、組合員數約二百萬人、資本金三億二千萬圓、一箇年の賣上高約五億七千五百萬圓に達す。方今英吉利の人口は約四千萬人にして、一家平均四人と見れば、戶數一千萬なるが故に、英吉利國民の約五分の一は消費組合に屬するものと見るを得可し。白耳義に於てすら、組合員數約三十萬人なり。同國の人口は約七百萬人にして、一家平均三人半とすれば、戶數二百萬なるが故に、國民の約一割三分は消費組合に屬するものと見るを得可し。其の他の諸

國皆之に準ず。而して消費組合なるものは、當初は主として下等社會殊に勞働者間に組織せられたるものなれども、其の成功の偉大なるを見て、今や官吏軍人等の如き中等社會にも之を及し、著しく日常の消費を節約し居るなり。之と少しく類を異にすれど、略ぼ同一の組織により、地方の小農、小工の間に、牛馬、肥料、原料、機械等の共同購入を企つるもの亦甚だ盛なるに至れり。之を購買組合となす。斯の如くして家計上に於ても、將た又生産上に於ても、共同購入の方法により、成る可く低廉に消費せんとする傾向あるは、之れ亦看過す可からざるの好現象なりと謂ふ可し。

此外生産的消費の上に於て、特に著しき現象は、近時科學の發達、技術の進歩、機械の發明、分業の應用により、最少の勞費を以て最大の功果を收めむとの努力是れなり。例令ば農業上に於ては、種子の選擇、肥料の改良、鹽水撰、正條植、害蟲驅除、耕地整理等を行ふが如き、又工業上に於ては、原料の選擇、燃料の改良、新機械の應用、新技術の採用、廢物利用、副産物製造等を行ふが如き、皆其の著例なり。此結果、舊時に比し、小量なる原料を用ゐ、廉價なる原料を用ゐ、有功なる原料を用ゐ、若しくは從來と同

公共的消費の増加

一の原料を用ゐながら、従来以上の効果を收むること、決して珍しからず。

五 更に最も良好なる現象と云ふ可きは、近時、歐米諸國に於て、富豪は成る可く其の遺産を公共的消費の用に供せんとするの傾向あるに至れること是れなり。獨り遺産たる場合に止らず、存命中に於ても、其の資産の一部を投じて、病院を造り、學校を起し、圖書館を設け、美術館を建て、其の外、孤兒院、養老院等の慈善事業に寄附するもの、甚だ多きを見る。シーガーの言によれば、米國に於ては個人が私財を公費するの high は、個人が私財を蓄積するの high に比し、遙に優るの勢ありと (Seager, Principles of Economics, P. 592) 之れ少しく信じ難けれど、兎に角も米國に於ては、諸富豪の年々公共事業の爲に消費する所莫大なるは事實なり (註一四)。此の如くにして上流社會が社會に對する義務を自覺するとき、一方に於て如何に急速に富の集中行はるゝも、他方に於て奢侈は慈善に變じ、私費は公費に化し、常に「消費の社會化」Socialization of consumption 行はるゝが故に、私有財産制度の下に於ても、社會の圓滿なる發達を見るに庶幾からんか。

註一四 歐米諸國に於ける富豪の公共事業に寄附し、又は公共の爲めに年々消費する

金額の夥しきは、一瞥を喫する所なるが、就中、此點に於て最も盛んなる米國の調査を見るに、最近數年間に於ける公共事業に對する寄附金の高は實に左の如き巨額に達すといふ。

一九〇九年	一七五,〇〇〇,〇〇〇
一九一〇年	一六三,一九七,一二五
一九一一年	二四八,〇〇七,八七五

参考文献

- Roscher, System d. Volkswirtschaft, I. Bd., V. Bh.—Leris, Volkswirtschaftslehre, Kap. XVI.—Derselbe, "Die Volksw. Konsumtion", in Schönberg Handbuch, I. 4. Aufl., 1895.—Derselbe, Art. "Konsumtion", Die allg. Verhältnisse der Konsumtion im Handw. d. Statistw.—Stephan Bauer, Art. "Konsumtion", (Die Konsumtion nach Sozialklassen), im Handw. d. Statistw.—Sommerlad, Art. "Luxus, im Handw. d. Statistw.—Philippovich, Grundriss, I., 10. Aufl., 1913, § 120-121.—Leris, Produktion und Konsumtion, 1895, II. III. Abschnitt.—Fr. Vordänder, "Ueber die ethnische Prinzip der volksw. Konsumtion", in Zeits. f. d. ges. Statistw., 1887—Hasebach, Güterverzerrung und Güterherverbringung, 1906.—Erfahrungen, von Wirtschaftsrechnungen milder-bemittelter Familien im Deutschen Reich, bearbeitet im Kaiserl. Statist. Amt, 1909.
- Marshall, Principles of Economics, 6. ed., 1910, bk., VI, Ch. XIII—Simmons N. Patten, The Consumption of Wealth, 1889.—ditto, Theory of Dynamic Economics—Magill, The Economy of Consumption, 1878—P. H. Steiglitz, The Standard of Living, 1911—Fetter, Principles of Economic, Chs. IV, XK—Bullock, Selected Readings in Economics, Ch. VIII—Seager, Principles of Economics, 1913, Ch. V.

第二十九章 恐慌

第一節 恐慌の概念

恐慌の意義

凡そ『恐慌』Crises, Krisen (註一)なるものは、之を廣義に解せむか、總て經濟社會に於ける混亂と稱す可く、又總て經濟生活上の疾病とも解す可し。

註一 元とCrises, Krisenなる文字は醫學上の術語にして、疾病の經過中に於ける危機を意味する語なり。後ち之を政治上にも應用し、又經濟上にも應用して、政治上の危機、經濟上の危機を意味するの語となせり。於是乎、彼れ此れ區別するの必要起り、西洋の經濟學者中には經濟上の恐慌に對して、特にEconomic crises (Edward Jonesの如き)、Wirtschaftskrisis 又はWirtschaftliche Krisen (Kleinwächter, Conrad, Lexisの如き)等の文字を用ひ、更に又Commercial crises (Nicholsonの如き)、Handelskrisen (Cohnの如き)の文字を選ぶもの出たり。されど我國の『恐慌』なる文字は主として經濟上の術語にして、他と混同するの虞れ無し。故に西洋にては兎に角も、我國に於ては特に『經濟恐慌』又は『商業恐慌』なる文字を用るの必要を認めず、單に『恐慌』と概稱して可なり。

然るに疾病には外部より起るものと、内部より發するものとの差あるが如く、恐

外部的原因に基く
内部的原因に基く
恐慌の意義

慌にも亦外部的原因に出るものと、内部的原因に基くものとの別あるべし。外部的原因に出る恐慌とは、天變、地異、戦争、内亂、革命、暴動等、經濟社會外の事變に發する恐慌をいひ、内部的原因に基く恐慌とは、生産過剰消費の減退、信用の膨脹、金融の杜絶等、經濟社會内の事變に基く恐慌をいふ。固より是等二種の恐慌は、相關聯して續發する場合無きにあらねど、大體に於て前者は昔に多くして今に少く、後者は今に盛にして昔に少し。之を以て前者は舊式の恐慌とも名く可く、後者は新式の恐慌とも稱す可し。而して吾人の茲に講ぜむとする所のものは主として新式の恐慌にある也。

生産と消費の懸隔と恐慌

曩に述べたるが如く、凡そ生産と消費と、需要と供給と、互に相一致し、常に相投合せむこと、個人經濟に於ても、將又國民經濟に於ても、最も望しき現象なれど、今日の如き經濟組織の下に於ては、此のこと絶望に近し。されど此の間の不投合又は不調和にして甚しきに至らざる限りは、却て世の進歩發達を促す基となるを以て、一概に否定し難きも、一朝其の度を超へ、極端に失し、生産過剰、從て生ずる供給過多にして甚しきに至らむか、商品の停滯となり、資本の固定となり、金融の逼迫となり、信

用の破壊となり、財界の混亂となり、騷亂となり、遂に恐慌となる。之の故に現時の恐慌とは主として生産と消費の甚しき懸隔に基き、信用の破壊に發する經濟社會の混亂をいふ也(註二)。

註二 我國にては「クライシス」Crisis(又は Crisisとも書す)を譯して通常「恐慌」と稱すれど、元と西洋には「クライシス」に類似の語尙ほ二あり。曰く「パニック」Panic、曰く「デプレッション」Depression是れ也。然らば是等の三者は其の意義に於て如何なる相違を見るかといふに、(一)三者は異名同體なりと説く人あり。(二)三者は異名異體なりと説く人あり。(三)又クライシスとパニックとは異名同體なれども、之とデプレッションとは異名異體なりと説く人あり。斯くて西洋に於ける學者間にも今尙ほ其の説一定せざるか如し。第三説を主張するものは曰くデプレッションとは長期に亘る商工業上の沈衰をいひ、故にデプレッションは通常 Depression of trade 又は Business depression, industrial depression の名あり、之に反し、クライシス又はパニックとは短期に終る金融上の混亂をいふ。之を以て、前者は主として事業界の慢性病體を意味し、後者は主として金融界の急性病體を意味す。勿論事業界といひ、金融界といひ、常に相關聯するものなればデプレッションとクライシス又はパニックとは其の範圍に於て明別無けれど、其の性質に於て大差あるものなりと。第二説を主張するものは曰くクライシスとパニックの間にも更に相違あり。クライシスは

デプレッションに伴ひ、デプレッションは又クライシスに伴ふものなれどもパニックはデプレッションに伴はず。從てクライシスには前徵あれどもパニックには前徵なし。前者は不景氣の極に發し、後者は驚愕の極に發す。前者は主として經濟上の原因に基き、後者は主として心理上の原因に基き、故に後者は前者に比し、更に一層急性なるものなりと。第一説を主張するものは曰く、是等三者は抽象的に分析を試みむか、其の間に上記諸種の相違を見るを得可けむも、實際に於ては常に互に相關聯するものなるが故に、何れ迄を甲とし、何れ迄を乙とせむこと、到底机上の空論たるを免れず。されば三者は之を總括しクライシスとして論ずべきものなりと。三説與に一理無きにあらねど、吾人は寧ろ第二説に賛成するもの也。今、其の理由を一言せむに、三者は實際に於て常に互に相關聯するものなりと稱すれど、デプレッションの極常に必ずクライシス起るとも限らざるべければ、實際に於ても此間に區別を設くるを得可く、又設けざるべからず。更にクライシスとパニックとは其の結果を等はずれど、其の原因を異にす。パニックは心的作用に發し、クライシスは物的作用に發し、パニックは空想に出て、クライシスは實在に生ず。一大虚を吹て萬大實を傳ふるが如きは即ちパニックにして、一波起り萬波之に伴ふが如きは即ちクライシスなり。平地に波を起すものは前者なり。平地ならざるが故に波起るものは後者なり。斯くて兩者は結果を等はずれど原因を異にする以上は、研學上之を別種の觀念となすの要あるべし。パニックは曰くデア

レッシュヨンは a state of dizziness or inactivity of market なり、パニクは a sudden fright without real cause なり、クラインは a brief period of acute disturbance in the business world なりと (Borson, Crises and Depressions, 1902, pp. 6-17)。唯夫れ我國に於ては、デプレッションを以て『不景氣』と譯し、クライシスを以て『恐慌』と譯し、一言以て彼是の區別を明にするを得れど、更に不景氣又は恐慌に對し、パニクに當るの好術語無きに苦しむ。強て之が譯語を求めむか、『恐怖』又は『驚愕』ならむも、尙ほ穩當ならず。

第二節 恐慌の種類

斯くて近世の恐慌は概して生産と消費の甚しき懸隔に基き、信用の破壊に發する經濟界の混亂の意に外ならざれども、其の之れあるに至る當面の原因如何により之を諸種に種別し得可し。曰く

- 一 農業恐慌 Agricultural crises, Agrarkrisen
- 二 工業恐慌 Industrial crises, Industriekrisen
- 三 商業恐慌 Commercial crises, Handelskrisen
- 四 投機恐慌 Speculation crises, Spekulationskrisen od. Börsenkrisen

類
恐慌の種

- 五 貨幣恐慌 Monetary crises, Geldkrisen
- 六 信用恐慌 Credit crises, Kreditkrisen

等是れ也。『農業恐慌』とは凶作の爲め農産物の價格一時に暴騰したるが如き、交通機關の發達の爲め突然廉價なる外國穀物の侵入を受けたるが如き場合の恐慌なり。『工業恐慌』とは新機械、新技術の發明の爲め、工業界に一大革命を起したるが如き、企業熱勃興の爲め同種工業の産額一時に激増したるが如き場合の恐慌なり。『商業恐慌』とは流行又は嗜好の激變の爲め巨額の賣殘品生じたるが如き、輸出先に於ける輸入税の重課又は、輸入の禁止等の爲め販路俄に閉塞せるが如き場合の恐慌なり。『投機恐慌』とは買占め、賣崩しの失敗の如き、浮動株の増加に基く相場暴落の如き場合の恐慌なり。『貨幣恐慌』とは正貨流出の爲め通貨に缺乏を生じたるが如き、貨幣改鑄の結果、物價に激變を起したるが如き場合の恐慌なり。『信用恐慌』とは手形の濫發、資金の固定より銀行の信用を害せるが如き、兌換の停止、不換券の増發より一國の信用を傷けたるが如き場合の恐慌なり。

斯くて論せば、恐慌には諸種の種別あるが如くなれども、更に深く研究するとき

は此種の種別は多く無意味のものにして、一切の恐慌は一切歸一する場合多きを發見せむ。其の故如何といふに、今日の如き分業組織の發達せる經濟界に於ては、農業といひ商業といひ互に因果の關係を爲すものなれば、互に其の影響を免れず。之を以て農業恐慌は遂に工業恐慌となる可く、工業恐慌は遂に商業恐慌となる可く、結局三者合して常に之を「事業恐慌」Produktionskrise と名くべし。更に投機の盛衰は金融の繁閑に發す可く、金融の繁閑は信用の伸縮に生ず可く、信用の伸縮は貨幣の良否によること多し。されば投機恐慌といひ信用恐慌といひ貨幣恐慌といひ畢竟するに「金融恐慌」Finanzielle Krisen に外ならず。然るに今や銀行は事業界の中心となりたるを以て、事業と金融とは常に密接なる關係を有し、從て事業恐慌は常に必ず金融恐慌を伴ふ可く、金融恐慌は又常に必ず事業恐慌を伴ふべく、之を分つて考ふ可きも、之を分つて論ずべからず。されば現時の恐慌は一切略ぼ同一性質のものに見做すを得可く、若し又強て之が共通の名稱を求めむと欲せば、現經濟社會は一に全く信用の基礎の上に存立し、盛衰し、興替するものなるを以て、一切の恐慌は其の初は如何なる原因に出るにせよ、結局信用の破壊として現はる

ゝものなるが故に、之を「信用恐慌」と總稱するも、敢て不可なからむ。

斯くて今日の如き發達せる交通經濟時代に於ては、恐慌は常に劇しき傳染性を有し、一種の恐慌は忽ち他種の恐慌を併發すべく、一業の恐慌は多く他業の恐慌を誘致するのみならず、更に一地方の恐慌は延て他地方の恐慌となり、一國の恐慌は進て數國の恐慌となり、遂に世界の恐慌となると、必しも珍とするに足らず。於是乎、「地方恐慌」、「内國恐慌」、「世界恐慌」の別も亦漸く著しからざらむとす。然し乍ら、恐慌の範圍による恐慌の種別も、將又前記恐慌の性質による恐慌の種別も、歐米諸國の如く、企業組織發達し、從て交通經濟發達し、殊に國際交通並に國際金融の發達せる國々に於ては、其の發達するに連れ、漸次著しからざむとするも、然らざる國に於ては、今尙ほ是等各種の恐慌の分發する場合多きを見るなり。

第三節 恐慌の原因

恐慌は近代の產物なり。勿論凶作、革命戦争、内亂等外部的原因に基く恐慌は古くより存せしも、其の程度大ならず、其の範圍廣からず、今日の所謂る恐慌とは、大に

其の性質を異にす。即ち今日の所謂恐慌は産業革命以後の産物とも稱す可く、十九世紀に入り特に著しきを加へたるの觀あり。今其の主なるものを擧げむに、ナポレオン戦争後の企業熱に基ける千八百十五年の恐慌利英吉を初として、千八百二十五年の恐慌利英吉、千八百三十六年乃至三十九年の恐慌利英吉、千八百四十七年の恐慌利英吉、千八百五十七年の恐慌利英吉、千八百六十六年の恐慌利英吉、千八百七十三年の恐慌利英吉、千八百九十年の恐慌利英吉、千八百九十三年の恐慌利英吉、千九百年の恐慌利英吉並に千九百七年の恐慌利英吉是れなりとす(註三)。

三 十九世紀に入り、恐慌は其の性質を一變したるが上に、大に其の度數を増加せり。故に今日の所謂恐慌の沿革を知らむと欲せば、十九世紀以來の恐慌、特に千八百二十年以來の恐慌を研究するを以て足れりとす。是れ蓋し十九世紀中、尙ほ其以前に三回即ち千八百十一年同十五年、同十八年に各一回の恐慌ありたれども、是等の恐慌は皆是れナポレオン戦争に基き發せる舊式の恐慌たるに過ぎざるものなれば也。今左に其の以後に於ける恐慌小史を掲げて以て讀者の參考に資せむとす。

千八百二十五年の恐慌 之は英國に發生せる恐慌なり。千八百二十年以來英國に於ては、科學の進歩、機械の發明に伴ふて電氣業、瓦斯業、運河業、鐵道業等新式

工業の群起勃興ありたるが上に、南米中米に於ける鑛山業、開墾業に對し一大放資を試むるに至れるより、一朝にして新設會社數六百二十四、資本金三億七千二百萬磅に上れり。然るに此間英國銀行を始め諸銀行は警戒を怠り、却て紙幣を濫發し、投機者流を援助するの勢なりしが、晴雨は常ならず、一部投機業者の蹶跌と共に形勢忽ち一變し、金利の引上となり、金融の逼迫となり、英國銀行の如きも倉皇門戸を閉塞せしかば、二十五年十二月より二十六年一月に至るの間に通計七十五の銀行は支拂を停止するに至り、遂に一大恐慌となれり。於是乎、英國政府は袖手傍觀する能はず、英國銀行に内命を傳へ、從來の方針を一變し、一方に於て紙幣を増發すると同時に、他方に於て開放主義を採らしめ、確實なる有價證券に對し躊躇無く融通を與ふるとなせしかば、恐慌は次第に鎮靜するに至れり。

千八百三十六年乃至三十九年の恐慌 是れ亦前回と略ぼ同一の原因に發し、略ぼ同一の處分により鎮定せる英國恐慌の一なるが、前回の恐慌に比すれば激しからず。前回の恐慌後、市場は一時沈衰せしが、三十六年に至り、再び活氣を呈し、終に其則を驗へ、同年より翌年に亘り銀行、保險、鐵道、運河、瓦斯、鑛山等の諸業一時に勃興し、忽ち新設會社數約四百に上れり。されど好況久しからずして、間も無く米國に於ける事業の失敗が導火線となり、倒産する者、前後相亞くに至りしが、英國銀行は自衛に急にして之を顧みず、株式銀行並に米國取引商の裏書せる手形は一切割引せざるの方針を採りしかば、遂に再び恐慌を見るに至れり。斯くて當年の創獲

未だ全く癒ざるに、爾來凶作打續き加ふるに米國の市場は尙ほ鎮靜するに至らざりしを以て、三十九年に至り、再び一小恐慌を來せり。此際英蘭銀行は佛蘭西銀行より二百萬磅を借入れ、正貨準備を厚ふし、開放主義を採りたれば、漸く信用を恢復するを得たり。

千八百四十七年の恐慌 前恐慌後、千八百四十二年頃より市場は漸く順調を現し、四十四年に至り正貨準備は未曾有の額に達し、金利は二分前後に下りたるが上に、爾來連年豐作打續き、内地の需要増加せるのみならず、東洋を始め海外の販路大に擴張せしかば、英國市場は一般に活氣を呈し、其の極、再び投機熱の流行となり、殊に鐵道業、棉花業に關する投機熱著しきを加へたり。然るに四十六年より翌年に亘り、内國農業の凶歉に搗て、加へて、棉花の凶作の報傳はりしかば、忽ち之に關係せる商工業者之間に急頓挫を起し、破綻者續出するに至りしも、英蘭銀行は正貨益々流出するより發行餘力略ぼ盡くの狀なりしかば、之を救濟する能はざるのみか、割引歩合を一割乃至二割に引上げ、殆ど融通を中止するの方針を採用せり。於是乎、市場暗憤、恐慌は時々刻々其の勢を加ふ。英國政府は止を得ず、四十七年十月二十三日遂に行政處分を以て銀行條例を停止し、九分以上の割引歩合を課するを條件として、制限外發行を許可せり。此報一度び市場に達するや、市場は頓に安心の度を加へ、間も無く平靜に歸するに至りぬ。

千八百五十七年の恐慌

今次の恐慌は英國に發せしも、其原因は米國にあり

たりき。千八百四十年代以來、英國資本の米國に流入するもの頗る多きを加ふるに至りしかば、鐵道の布設を始めとして米國に於ける企業熱の勃興は旭日昇天の勢を呈せり。然るに五十七年八月に至り、忽ち其の間に破綻者を生ぜしを導火線として、餘波四方に及び、銀行の閉店するもの百十五の多きを數ふ。此報一度び英國に達するや、物議駭然、市場に一大恐慌を起し、信用全く地を掃ふに至れり。於是乎、同年十一月十二日、英國政府は再び銀行條例の停止を命じ、割引歩合一割を下らざるを條件として、制限外の發行を許し、僅に難關を脱するを得たれども、今回の恐慌は獨り英國に止らて、普魯西、ハンブルヒ、スカンデナヴィヤ並に南米諸國に波及し、茲に初めて世界的恐慌の出現を見るに至れり。

千八百六十六年の恐慌 前回の恐慌に懲りて、人々慎重の體度を守り、市場全く平靜に歸したれども、夫も一時にして、景氣の回復と共に企業熱再び復活し來り、六十六年に至る迄の間に於て、新設會社數約三百、資本金五億四百萬磅に上り、中にも諸銀行が新に株式引受發行の道を開きしを以て、之に乗じて鐵道業、海運業、保險業等踵を接して勃興し來りぬ。此の如くして銀行は旺に資金を固定せしめたるの結果、忽ち其間に破綻者を生じ、之に關聯して諸會社銀行等、前後枕を列べて倒死するに至りしかば、蜚語百出、人心洶々、倫敦市中は上下混亂を極めたり。之を以て同年五月十二日、英蘭銀行は重役會に於て制限外發行の議を決し、大藏省の許可を経たり。此果斷は前回と同じく大に市場に安心を與へたりと見へ、遂に制限外の

發行を見るに至らずして、恐慌は鎮定せり。

千八百七十三年の恐慌 是迄の恐慌は大抵英國に發生せしが、遂に又之を歐洲大陸に見るに至りぬ。千八百七十年以來歐洲大陸諸國に於ては、營業自由の制度一般に普及し、交通貿易の機關大に整備し、經濟界は茲に未曾有の活氣を呈せり。殊に獨逸に於ては前きに澳太利に捷ち、後ちに佛蘭西を破り、獨逸帝國建設の大業成りて、新興國民の意氣天を衝かむとす。之に加ふるに、新に佛國より得たる五十億法の債金は更に經濟界に一段の刺激を與へたるを以て、一切の事業は蔚然として勃興し來れり。されど歎極て憂生ずの言に洩れず、先づ隣國澳太利に破綻を生じて、直ちに獨逸に傳り、更に露西亞、伊太利、和蘭、白耳義、英吉利、米國、さては遠く南米、濠洲にまでも波及し、到る處、破産、倒産、閉店、中止の慘害を極めたり。而も此際被害の最も甚しかりしは獨逸にして、恐慌の經過長期に互れること前後に其比を見ずといふ。

千八百九十年の恐慌 之れ亦英吉利に發生せる恐慌なり。千八百八十八年時の大蔵卿ゴッセンが多額の公債の低利借換を斷行せるより、内資は次第に外國に向はむとするの矢先、偶々南米アルゼンチン共和國に於ける事業の好望を傳ふるの聲高かりしかば、アルゼンチン放資熱は著しきを加へ、同國の銀行より發行せる土地抵當證券の如き盛に賣買せらるゝに至れり。然るに八十九年の末頃よりアルゼンチンに於ける新事業の失敗續出せりとの風説、並に紙幣濫發の結果、同

國の兌換制度に動搖を來せりとの風評、次第に英吉利に傳はるや、新聞國に對する評判一變し、同國の證券は一齊に下落の傾向を示せるに搗て、加へて、間も無く、同國に革命起り、恐慌發生せりとの報に接せしかば、左無くも下押しなりし同國の證券は、俄然一大暴落を告げ、從來之れが引受の任に當りしペーリング商會の如きも二千百萬磅の債務を負ふて將に破産せむとするの色あり、市場騒然、山々しき大事とならむとす。於是乎、英蘭銀行は一面他の有力なる諸銀行との連帶保證を以てペーリング商會の類勢を支ふると同時に、他面佛蘭西銀行より三百萬磅、露西亞銀行より百五十萬磅の金貨を借入れ、年利六分の割にて市場に資金を融通せしかば、甚しき大事に至らずして、恐慌は鎮定せり。

千八百九十三年の恐慌 之は米國限りの恐慌なり。其の之を見るに至れる所以は、(一)英國資本家が前回の恐慌に懲りて、成る可く米國を始め新聞國に放下せる資本の回復を努むるに至れると、(二)千八百九十年シャーマン購銀條例發布の結果、盛に金貨を海外に放逐するに至れるとにより、連年巨額の金貨輸出超過を現せしかば、遂に内外人をして米國は此後果して能く金貨兌換を繼續し得るやを疑しむるに至れるを以て也。此種の懸念起ると共に、外國資本家は更に一層資金の回收を努むるに至れるが上に、内國資本家も亦成る可く速に債權を取立て、以て、資金を貯藏せむとの傾向生ぜしより、忽ち一般に金融の途杜絶し、九十三年四月には金利一割五分を稱ふるに至れり。斯くて政府は事態容易ならずと見て、屢々金貨

兌換制度の確實なる旨を聲言せしと雖も、更に其の功無く、六月下旬、印度政府が銀貨の自由鑄造を停止せるの報傳はるや、銀價は忽ち暴落を告げ、米國政府は益々窮狀に陥りしかば、市場は愈々不安の念を嵩め、遂に恐慌となれり。此の結果、破産せるもの國立銀行百三十七、私立銀行四百十五に及び。斯くて米國金融界は一時全く暗黒界と化せしも、紐育手形交換所が交換所證券を發行せると、十月に至り政府が遂にシャーマン購銀條例を廢止したると、公債を發行して兌換準備金の充實を圖れるとにより、漸くにして恐慌を救済するを得たり。

千九百年の恐慌 獨逸に於ては七十三年の恐慌以來、永らく無事平穩なりしを以て、經濟界は連年好景氣を傳へ、事業勃興の機熟したるが上に、一面各大銀行は資本の膨脹に連れて、鑛山業を始め其他一般の事業に放資すること旺なるに至れるより、茲に事業界は有力なる後援を得て、企業熱の勃興となり、諸株券の暴騰となり、事業の成功を目的とせず、單に發起株の値上を目的とする投機的企業の續出するもの兩後の筈の如き勢となりぬ。於是乎、一方に於て銀行資金甚しく固定するに至れると共に、他方に於て南阿戰爭の結果、外國資本の融通全く杜絶せしかば、金融市場は次第に不穩の狀を呈し、千八百九十九年十二月、獨逸帝國銀行は金利を七朱に引上げて以て市場を警戒せしと雖も、其の功更に無く、取引所法の改正が諸株の暴落を來せるを導火線として、遂に千九百年の下季に入り、一大恐慌を起せり。此際有名なるライブチャヒ銀行は事業會社に自己の資本の二倍に當る貸付をな

して倒れたるより、一層波動を大ならしめたりき。

千九百七年の恐慌 之は最近米國に發生せる恐慌なり。米國に於ては千八百九十三年の恐慌後、一時經濟界の沈衰を招けるも、元來有爲活潑にして企業心に富む斯國民のことなれば、いかでか一時の頓挫に屈せむや。間も無く企業の勃興となり、ツラストの勃興となり、株式愈々出でて愈々騰貴し、爲めに諸方面の活躍當るべからざるものあるに至れるのみならず、連年豐作打撃きたれば、上下擧げて好景氣に浮れ、久しく世界の羨望するところとなれり。されど好運の極は悲運に終る可く、上向の極は下向の始めなり。此の間の消息を解するもの、既に早く米國財界の前途を憂慮せしが、果せる哉、千九百七年十月に入り、投機業者ハインツHeinze兄弟の蹉跌(十月十七日)に始り、ニッカーボッカー信託會社 Knickerbocker Trust Companyの閉店(十月二十二日)に破れて、茲に遂に紐育市上に一大取付を起し、正貨に對し二分乃至四分の打歩を生じ、コールマネー一割五分を唱ふるに至れると同時に、諸株券に一大暴落を起し、前年に比して時價半に下れるもの少からざるに至れり。於是乎、政府は一面金傑を動かして救済の任に當らしむると共に、又自から公金二千五百萬弗を國立銀行に預入るゝに至りしが、當初は其功著しからず、恐慌は遂に全國に蔓延し、銀行總數一萬六千の内、大部分は正貨の支拂を停止するに至れり。されど官民共に之に屈せず、更に

一 モルガン、ロックフェラー等巨額の資金を投じて、救済に盡力せること

- 二 紐育を始め各地の手形交換所が、合計二億三千八百萬弗の交換所證券を發行して交換尻決済の用に供せること
- 三 此間爲替相場は通常現送點以上なりしに拘らず、英國其他より約六千三百萬弗の金の流入ありたること
- 四 政府はパナマ運河事業公債五千萬弗、並に短期公債一億弗の發行を發表し一面死藏金の吸收を圖ると同時に、他面國立銀行の紙幣増發の準備に供せること

等により、一時猛烈なりし紐育の恐慌年も越へざる内に全く救済せられたり。

斯くて恐慌は現代の一大特色たる觀あるものなるが、其の之れあるに至れる遠因は私有財産制度と、之に基く自由競争にあれど、近因は大略、次記の四者に歸するものゝ如し。即ち

- 一 現代は市場生産時代なること
 - 二 現代は世界經濟時代なること
 - 三 現代は大量生産時代なること
 - 四 現代は信用經濟時代なること
- 是れ也。(一)元と自給經濟時代に於ては、生産は凡て自己生産にして、生産者と消費

近代恐慌
の原因

者とは、常に同一人なりしが故に、自から消費せざるものは生産せず、自から生産せざるものは消費する能はざるより、生産と消費との間に不平均生ぜず、需要と供給との間に不調和起らざりしが、今日は交通經濟時代にして、生産者と消費者とは、全然別人なるが上に、其の生産は注文生産にあらずして、市場生産となりたれば、生産は消費を豫想して發し、供給は需要を豫測して起る。然るに人事は常ならず、人力に違算多し。於是乎、生産と消費との間に往々一大懸隔を生ず可く、需要と供給との間に屢、一大不調和を起すに至る。(二)されど交通の範圍にして一地方に局限せむには、消費の豫想、需要の觀測、從て生ずる需給の投合必ずしも難からざる可く、萬一不投合を生ずることあるも、其程度や大ならざるべし。然るに今や交通の範圍大に膨脹して、一國となり、數國となり、世界となり、遂に茲に世界經濟時代なるもの生じ、萬國萬民互に分業し交換するに至りしかば、一國の生産は世界の消費する所にして、一國の需要は世界の供給に俟つとなれり。於是乎、各生産者は自己の製品の全需要額を知らず。自己の製品と同一品の世界に於ける存在量を知らず。自己の製品に對する代用品の存在並に其の存在量を知らず。自己の製品と同一